

331  
H44  
2



\*0019762000\*

0019762-000

331-H44-2ウ

経済学原理

服部文四郎・著

明善社

昭15

ADB

A B  
7-2  
24

33/  
H44  
2



服部文四郎著

經濟學原理

明善社發行



901  
10

序

- 一、本書は著者が講義、經濟學原理を聞かせる學生の爲めに筆記の勞を省かんと欲して出版したものである。
- 二、本書の中には多少、著者独自の考で、從來の經濟學と行き方を變へた所もあるが、成るべく難解を避けて讀んで直ぐに分るといふ點に重きを置いた。
- 三、著者は近く經濟學原論を纏めたいと念ふて居る。それには本書の一般に再検討を加へ殊に景氣變動を書き直し、更らに國際經濟と統制經濟とを付け加へる豫定である。

昭和十五年六月

著者

序

# 經濟學原理 目次

第一編 總論	一
第一章 經濟の意義	一
第一節 經濟なる語	一
第二節 經濟の内容	三
第三節 經濟と欲望	四
第四節 經濟の定義	六
第二章 經濟學と其の研究	八
第一節 學の意義	八
第二節 經濟學の意義と其の内容	一一
第三節 經濟學の研究法	二三
第三章 價値	二九
第一節 價値と效用	二九
第二節 交換價値と價格	三五
目次	一

第四章 財

第一節 財の意義……………四〇  
 第二節 財の種類……………四〇  
 第三節 財と財産及富……………四三

第五章 貨幣

第一節 貨幣の起原……………四五  
 第二節 貨幣の職能及定義……………四七  
 第三節 貨幣の素材……………五四  
 第四節 貨幣の製造……………五九  
 第五節 本位貨幣と補助貨幣……………七〇  
 第六節 貨幣本位……………七三

第二編 經濟機構と其の要件

第一章 經濟の進化

第一節 經濟進化の意義……………八三  
 第二節 經濟社會の進化……………八五

第二章 私有財産制度

八九

第一節 私有財産制度の意義……………八九

第二節 私有財産制度の起原……………九〇

第三節 所有權の效果……………九五

第四節 相續權……………九七

第三章 自由競争

第一節 自由競争と自由放任……………九九

第二節 自由競争の缺點……………一〇〇

第三節 自由競争の限界……………一〇三

第四章 企業

第一節 企業の意義……………一〇八

第二節 企業の利益……………一〇九

第三節 企業の進化……………一一〇

第四節 企業の大小及形式……………一一一

第五節 單獨企業と共同企業……………一一三

第六節 企業の連合並に合同……………一二〇

第七節 カルテル及トラスト……………一二二

- 第八節 産業組合.....一二七
- 第三編 生産.....一三五
  - 第一章 生産の意義及其の要素.....一三五
    - 第一節 生産の意義.....一三五
    - 第二節 生産と營利.....一四〇
    - 第三節 生産の要素.....一四二
  - 第二章 自然.....一四四
    - 第一節 自然の意義及其の内容.....一四四
    - 第二節 土地.....一四七
    - 第三節 報酬漸減の法則.....一四九
  - 第三章 勞力.....一五二
    - 第一節 勞力の意義.....一五二
    - 第二節 勞力の種類.....一五三
    - 第三節 勞働の能率及其の要件.....一五五
    - 第四節 協力と分業.....一六二
    - 第五節 分業の種類.....一六四

- 第六節 分業の利害.....一六七
- 第七節 分業の條件.....一六九
- 第四章 資本.....一七二
  - 第一節 資本の意義.....一七二
  - 第二節 資本の構成要素.....一七四
  - 第三節 資本の種類.....一七五
  - 第四節 資本の成立及其の要件.....一七八
  - 第五節 機械.....一八一

- 第四編 交換.....一八七
  - 第一章 交換の意義.....一八七
    - 第一節 交換の意義及起原.....一八七
    - 第二節 交換の妨害.....一九〇
  - 第二章 交換の機關.....一九二
    - 第一節 交通機關.....一九二
    - 第二節 度量衡.....一九四
    - 第三節 商業.....一九五

第四節 市場……………一九九

第五節 取引所……………二〇一

第三章 價格……………二〇七

第一節 價格の意義……………二〇七

第二節 價格の決定と需要供給……………二〇七

第三節 價格と生産費……………二一二

第四節 貨幣の價值……………二一九

第四章 信用及信用機關……………二三四

第一節 交換と信用……………二三四

第二節 信用の意義……………二三四

第三節 信用の種類……………二三五

第四節 銀行の意義及沿革……………二三六

第五節 預金……………二三八

第六節 紙幣の發行……………二四二

第七節 債券の發行……………二五一

第八節 割引……………二五二

第九節 貸付……………二五四

第十節 爲替……………二五六

第五編 分配……………二六五

第一章 分配と所得……………二六五

第一節 分配の意義……………二六五

第二節 分配と所得との關係……………二六六

第三節 所得の種類……………二六七

第四節 所得と收入……………二六八

第二章 地代……………二七一

第一節 地代の意義……………二七一

第二節 リカードの地代説……………二七一

第三節 リカードの説に對する非難及修正……………二七六

第四節 土地單稅論……………二七九

第五節 土地國有論……………二八一

第三章 賃銀……………二八三

第一節 賃銀の意義……………二八三



- 第二章 貨銀の種別……………二八四
- 第三章 貨銀の決定……………二八八
- 第四章 貨銀の鐵則……………二九二
- 第五章 貨銀基金說……………二九四
- 第六章 貨銀と労働問題……………二九六
- 第七章 利子……………二九九
- 第八章 利子の意義……………二九九
- 第九章 利子に關する學說……………三〇一
- 第十章 利子の決定……………三〇七
- 第十一章 高利……………三〇八
- 第十二章 利子低減の傾向……………三〇九
- 第十三章 利潤……………三一
- 第十四章 利潤の意義……………三一
- 第十五章 利潤發生の要件……………三一三
- 第十六章 利潤平均の趨勢……………三一四
- 第十七章 利潤に對する非難……………三一五

第六篇 消費

第一章 消費……………三一九

第一節 消費の意義……………三一九

第二節 消費の大小……………三二二

第二章 景氣變動……………三二七

第一節 景氣變動の意義……………三二七

第二節 恐慌の原因並に學說……………三三〇

第三節 景氣循環說……………三三三

第四節 恐慌の救済……………三三五

# 經濟學原理

服部文四郎

## 第一編 總論

### 第一章 經濟の意義

#### 第一節 經濟なる語



經濟とは何の意味するものであらうか。普通に經濟といふときにはそれは經濟的だとか、彼は經濟が  
うまいとかいふて、物を巧に利用するとか、或は勤儉であるとかの意味を持ち、個人的で、物の處理  
に就て言ふ場合が多い。又、時には經濟といふとそれは蓄財のことで、經濟の學を修めると、金儲け  
が上手になるとさへ解するものが無いでもない。そうすると經濟學は金儲け術となるのであるが、不

幸にして我が國を始め、世界には經濟學者の數少なからざるも、金持ちは少なく、寧ろ其の反對に貧乏人が多い。又、學は術ではないのである。されど經濟には右の如き個人的な、さうして個人の生活に關係する所が決して少なくはないのであつて、外國の言葉に於ても經濟なる語は *Economy* と言ひ、*Economy* は拉丁語や希臘語の *Oeconomia* より出て、家庭の處理、勤儉、などを意味するのである。

併しながら個人の生活は其の個人に取りては極めて重要な意義を有するや勿論ながら、個人の生活、それ自體が、直ちに經濟の全部であるとは言ひ得ないのである。又、個人の生活それ自體は家計と言はれ、家政學などの對象となるもので、經濟學の認識の對象となるものではないのである。寧ろ所謂、經濟は却つて個人の生活に對して重要な關係と影響を及ぼすものである。それで、經濟と言ふときには個人的、私的の關係を對象とするのではなく、一般的、或は社會的、或は國家的の關係に重點を置き、私に對する公の關係で、其の點、商業學は其の内容に於ては經濟學と其の對象同様なりと言ふべきものなれども、商業學は私的關係を主とし、經濟學は之に反して公的關係を對象とするもので、そこに區別があると云ふことを得るのである。經濟のことを英語で今では *Economics* と言ひ *Economy* とは別に、其の形を複數にして個人的、私的にあらざるを現はすも、其の最初より久しく用ひられたるは *Political Economy* で *Economy* は右述べたるが如く、私的、個人的のものなれば、

欠

**MISSING**

極めて重要なことで、最小の犠牲を以て最大の所得を得ると云ふことである。斯くて此の嚮導的原則あるが爲めに一定の計畫に基づきて其處に秩序が生ずるのである。此の秩序ある經濟行爲の總體を指して、之を經濟と言ふのである。

切取

昭和二五年五月三十一日  
三頁〜六頁

極めて重要なことで、最・小・の・犠・牲・を・以・て・最・大・の・所・得・を・得・ると云ふことである。斯くて此の嚮導的原則あるが爲めに一定の計畫に基づきて其處に秩序が生ずるのである。此の秩序ある經濟行爲の總體を指して、之を經濟と言ふのである。

## 第二章 經濟學と其の研究

## 第一節 學の意義

經濟は次第に發達進化して現在に至つたもので、是れより研究せんとするもの、換言すれば認識の對象となるものは一般に經濟と言はるる現象で、此の經濟に關する現象の研究は、之を經濟學と稱し、一科の學をなして居るのである。處で、此の學問と云ふものは果して如何なるものであるかと言へば、一見極めて明瞭なるが如くにして、其の實決してそうでないものである。即ち學問にも天文學、數學、物理學、地質學、或は社會學、法律學、若くは茲に云ふ所の經濟學等々あれども學問は其の研究する目的物によりて定まるのではない。其の目的物を取扱ふ方法に依るのである。以下少しく之を論ずることとする。

學とは方法と對象を有する知識の體系であると云へやう。學が學である限り、其の研究方法をもたねばならず又其の研究の對象、即ち何を研究す可きかが確立されねばならぬのである。次に知識の體

系とは箇々の事實、箇々の現象に對する知識の謂ではなくて、其等の間に存する關係と、其が系統的分類を明かにすることに存するのである。例へば、茲に一人の馬を愛する者があつて、其の人は馬を愛するのであるから、其の近隣に於ける凡ての馬の年齢、色合、性癖等を悉く知つて居るとしても、併しそれだけでは、彼れは動物學者少なくとも馬の學者であるとは謂へないのである。又た大學の博言學の博士でも二三ヶ國以上の國語を自由自在に語り得る者は甚だ少いに我々が歐米留學の途次瑞西に遊んで一のホテルに投ずれば、ホテルの給仕でも英、佛、獨三ヶ國の國語は勿論、時には七八ヶ國の國語に熟達して居る者も少なくないのである。然らば此等の給仕は、斯く多くの國語を知つて居るから、之を博言學者と謂つても宜しいかと言へば、決してそうでない。是れは何故であるかと云へば、彼等は唯だ物を知るだけであつて、列舉するに過ぎない。其の知つて居るところの物と物との間に共通の點もなく、聯絡もないからである。即ち共通の點もなく聯絡もなければ統一がない。従つて組織立たない。學でないことなるのである。それで社會の事物を見れば、物と物との間には、必ず多少共通の點があり、聯絡があり、統一がある。之を仔細に觀察し、解剖し、分析し、或は綜合すれば或一箇のものに就ての知識を得られる。之を他の一箇に就て知る所と比較すれば、同種の間存する共通な事實を抽出することが出來やう。此共通な事實を以て未だ觀察せざるものを説明する

ことにする。かく觀察し、比較し一般化して、こゝに或範圍内に適用し得る知識が得られるのである。従つて學問は之を見出さなければならぬので、獨逸の語を以て之を言へば、*Vielfalt* の内に *Einheit* を見出すのである。今前に述べた馬の例を引ゐて之を言へば、同じく馬を見るにしても、活眼を開きて之を見れば、馬は其の各々のものに就て言へば、多少の差異があるけれども、全體から言へば、尙ほ共通なる點があるのである。即ち其の首、四肢の組織、生理上の状態等は、自他異なる所がなく、凡べてに聯絡があるのである。斯くて箇々の馬を離れて、馬なるもの、概念を形造ることが出来るのである。又た言語にしても、各國の國語は各々異つて居るけれども、文字の構成、文法等に於て共通の點、聯絡の個所がある。社會の出來事も其の通りであつて、出來事其のものは千差萬別名狀し難い程であるけれども、其の下には之を支配し左右する根本の原理があつて、此の原理は凡べての出來事に聯絡を保つて共通であるのである。されば此等共通の點、聯絡、統一を知るのが即ち學問である。但し尙ほ繰返して言へば、單に馬に關する統一のある知識だけでは、直ちに之を稱して動物學となし、斯かる知識を有する者を動物學者とする譯には行かぬ。動物學、動物學者なる以上は、動物全體に關する統一あり聯絡ある知識であらねばらぬ。即ち馬を知る以上は、馬と同様の組織、生理が他の動物にも存して居れば其所に又た統一ある知識を求め、例へば、有脊椎動物と廣げ、更らに動物全體と廣



欠

**MISSING**

るから、經濟の學は茲に一先づ成立すると云ふことが出来る。併かし是れだけではまだ十分でないのである。即ち單に現狀のみを知り得たとしても、凡ての物は其の由つて來る所があつて、物は突然に天より降り地より湧き出づるものでないから、其の由つて來る所を究めねばならぬのである。否。現狀に就て正確に其の物を知らんと欲したならば、必らずや、其の物の沿革を究め、如何にして今日の如き狀況となつたか、何故に今日の如き狀況となつて、他の狀況を呈するには至らなかつたかと云ふことを知らねばならぬのである。是れだけの知識がなければ、また完全な知識ではないのである。而して此の知識は實に歴史の知識であつて、經濟に關する知識も之と同じく單に經濟の現狀に關する學理上の知識のみでは十分でなく、現狀を知るには過去よりの沿革を知らねばならぬのである。殊に經濟的現象は、經濟の進化に就て述べるやうに、漸次發達進化して目下の如き狀況を呈するに至つたのであるから、何うしても其の由來を究める必要があるのである。而して斯く由來する所を究めるのは、是れ即ち歴史の領分であつて、是れが所謂經濟史と云ふもので、此の種の研究は、今日迄盛んに研究せられたのである。

三、經濟政策。之れは又た應用經濟學、特別經濟學、若くは實際經濟學等の名を以て呼ばれ、専ら經濟生活に對する國家の關係を論究せんとするものである。即ち經濟生活は、國民の種々なる活動中極

めて重要なもので、之を單に個人より見るも、國民全體より見るも、斷じて輕視するのを許さない。是に於て主權を掌握する國家は、此の國民の經濟生活に對して種々なる態度に出で、或る方面の經濟生活は、直接自ら其の衝に當るか、或は保護獎勵の方針を取るか、或は全然其の自然の成行に放任するか、種々なる方法に依るのである。殊に現在は統制經濟の時代で國家と經濟との關係は極めて重要で、經濟は政治政策によりて動かさるゝ所が大きい。此等のことを研究するは、是れ即ち經濟上の政策に亘るもので、實際問題に接觸し、原理を應用する方面に關するものである。經濟政策の名稱は茲處より起るのである。但し、經濟政策は國民の經濟生活に對する國家との關係、其の政策、實際問題に對する原理の應用に關するものなりと云ふを以て、經濟政策は實際若くは政策其れ自身なりと考へてはならぬ。若し然か考へたならば、大なる間違ひである。蓋し政策其れ自體は實際で、實際は學問ではないからである。言を換へて之を云はゞ、學問と技術との區別は茲處にある。即ち學問は知識で、知ることであり、實際ではない。「實際上如何にする」、「如何にすれば可なる」、之れは技術のことである。人のなし能ふと云ふことである。譬へて云はゞ、讀む、書く、計算すること其れ自體は、人のなし能ふことで、技術に屬し、學問ではない。醫術によりて人の健康を回復せしめることも、種々なる經濟政策によりて國民の經濟生活を發達せしめることも、それと異なる所はない。學と術とは「知

る」と「する」との違いで、全然別である。

雖然、斯く云はゞとて、學と術とは關係が無いと云ふのではない。關係が無い所ではなく、極めて密接なる關係がある。即ち先づ第一には、「する」と云へど、知らなければ、「する」ことは出來ぬ。「する」こと、換言すれば術は、實際上學理の應用である。譬へば、鐵も火を以て熱すれば終に赤くなり、之を鍛へることが出來ると云ふことを知るは、一の知識學問である。是に於て此の學理を應用して、鐵を鍛へるに先づ之を熱して赤くするのは、所謂「する」ことであつて、術である。學問ではない。第二に、術は素と術であつて、學問ではないけれども、術は難て又た學問の客體となるのである。即ち或は繪畫の術、或は建築の術など云ふものは、此等は凡て術であるけれども、其の術を通覽すると、凡て如何にすれば、美を表現することが出來るかと云ふ共通の點があるのである。他の語を以て云はゞ、統一があり聯絡があつて、之を研究の客體とすることが出來るのである。さすれば、之は既に述べたるが如く、聯絡、統一、共通の點を發見せんとするのであるから、學問なりとせざるを得ない。美學なるものは、是に於てか起るのである。術と學とは、斯の如き關係があるから、混同せざらんことを要するのである。

・經濟學に於ても、それと異なる所はない。經濟政策其れ自體は、屢々繰返す如く術であつて學問で

はないけれども、其の政策を研究の客體とすることは出来る。即ち先づ第一に一定の時に於ける各國家の國民の經濟生活に對する態度を観察するがよい。各國家は或は農業、或は鑛業、或は漁業、或は工業、或は商業、或は金融或は交通の制度に對し、必ずしも凡て皆な同一方針を取つて居るとは云へないけれども、其の間或は自由主義の方針を取るとか、或は統制するとか大抵定つて居るのである。又た土地の所有、鑛山の探掘、漁業の特權、勞働組合の許否、勞働法、銀行條例、鐵道運輸の貨率等に關して設けて居る制度も、概ね大同小異であつて、そこに共通の點があるのである。此の共通の點は、學問として統一あり聯絡ある研究であるのである。第二に同一の國家に於ける時を異にする經濟政策を見るがよい。外觀上毫も統一なく聯絡なきが如くに見ゆる紛糾せる經濟政策も、仔細に之を點檢するときは、其の下に横はつて居つて、之を左右する根本的原理があつて、紛糾せるが如くに見ゆる所の種々なる經濟政策は、結局其の時々によりて變化する事情に適應せんとするのであると云ふことを發見し、其の主眼とする所は、最後に經濟の發達を圖り其の進歩を期せんとするのであると云ふことが分かるのである。此の根本的原理を知ることが、是れ亦た學問上の一事業である。

經濟政策も斯の如く觀察し來らば、一の立派なる學問であるが、政策は農業、商業、金融、工業、漁業、鑛業、交通等に分ち、之れが國家との關係其の方針等を攻究し、更らに之を實際に應用せしめ

んとするのである。

四、財政學。又、財政に關する學理的の研究は、其の根本に於て、三に於て述べたる經濟政策に關するものと敢へて異なる所がないのである。即ち財政其れ自體は一の術であるけれども、茲に國、縣、郡若しくは市、町、村等の財政に關する現象を活眼を開きて注視すれば、孰れも先づ司法、行政、教育、土木、軍事等の爲めに種々なる出費を必要とし、國家が國民經濟生活に接觸し、之れが發達進歩を圖るが爲め種々なる政策を講ずるは、右既に述べたる所であるが、之れは必ずしも獨り國家には限りらぬのであつて、縣、郡、市、町、村、其の他公權を有する組合も、亦た皆な然りである。然るに此等のものが其の經濟政策を行ふには、空手空拳を以て事をなすのではなく、必ず之に資源を要するのである。此の資源並びに資源の運用は、是れ即ち各種公共團體の經濟である。此の經濟は所謂財政であつて、之に關する研究は、經濟學の一部を構成する財政學である。其の費用を支辨するが爲めに、或は公有財産より、或は租税より、或は借入金即ち公債より、或は手数料より收入を圖つて居る。是れが即ち歳入並に歳出であるが、此等にも亦たそれ〴〵共通の現象があつて、例へば一概に租税と云へど、租税には人に課するもの、財産に課するもの、行爲に課するもの、出費に課するもの、若くは法律上の手續に課するものと云ふが如く、大凡そ一定して居つて、之に關する制度も、孰れにしても大

同小異で、そこに共通の點があるのである。又た財政を歴史的に研究すれば、孰れに於ても、(イ)租税は能ふ限り之を統一し、全人民に成る可く公平に課すること、(ロ)成るべく収入の多きものを選択すること、(ハ)種々なる租税を起して、其の負擔を成るべく輕るからしむること等に注意されて居ることが明瞭になる。且つ此の租税と經濟全體との關係、租税の及ぼす影響も攻究しなければならぬものであるが、此等は財政學の領分である。

五 經濟學史。最後に經濟學も、今迄の學者が種々なる經濟の現象に關して研究した結果、即ち其の學說を更に研究の題目とすることが出来るのである。即ち多數の學者が種々なる經濟現象に關して與へたる原理を知り、其の間に存在する共通の點若くは統一聯絡を發見するのである。具體的に云へば、之によりて今迄の學者の思想は、資本主義か、個人主義か、社會主義か重金主義か、將次重農主義かを知り、其の思想の變遷を知るのである。之れは經濟學史の仕事である。

斯の如く經濟に關する學理的研究は、之を五大部門に分つことが出来るが、五大部門で多きに過ぐる場合には、更らに之を三大部門に縮め、經濟原論、經濟政策、財政學とし、經濟史と經濟學史とは、右三大部門に各々伴隨するものであるから、其の各部門に分屬せしめるのであつて、是れが、今日の實狀である。乍然一般に廣く經濟學と云ふときは、右凡ての部門を網羅するは勿論である。以下講述

欠

**MISSING**

それでこゝで念の爲めに經濟學・認識論、乃至は經濟哲學と云ふものに就て一言ふれておきたいと念ふ。

それは經濟學の屬する科學一般の問題であるが、科學が箇々のものと、其の關係とを経験的に觀察して、現象と現象相互の間に於ける同時及び繼起の關係を對象として知識を見出ださうとするに及んで科學は神、傳統及び形似上學―現象の依て來る實在を、其れに對する經驗なしに、思索に依て認識せんとする―から解放せられることとなつたのである。而して科學のみが學として考へられ、今も尙ほ、しか考へる人達もある。然しながら科學が稱する經驗の事實から、法則を抽出し、更らに其の法則に依て組立てらるる原理なるものが、果して眞理として取扱ひ得られやうか。其の方法に於て、はた又其の根據をなす經驗其のものについて見るも、それが事實の認識上確實性如何と云ふことは、科學が重んぜられ、貴まれ、而して其の研究が進歩するに従つて、重要な問題となり、それがこゝに科學の批判的傾向、認識論的研究を生じて來たのである。

驗的知  
ではな  
求め得

切取

二五頁―二四頁

昭和二十五年五月三十日

それでこゝで念の爲めに經濟學・認識論、乃至は經濟哲學と云ふものに就て一言ふれておきたいと念ふ。

それは經濟學の屬する科學一般の問題であるが、科學が箇々のものと、其の關係とを経験的に觀察して、現象と現象相互の間に於ける同時及び繼起の關係を對象として知識を見出ださうとするに及んで科學は神、傳統及び形似上學—現象の依て來る實在を、其れに對する經驗なしに、思案に依て認識せんとする—から解放せられることとなつたのである。而して科學のみが學として考へられ、今も尙ほ、しか考へる人達もある。然しながら科學が稱する經驗の事實から、法則を抽出し、更らに其の法則に依て組立てらるる原理なるものが、果して眞理として取扱ひ得られやうか。其の方法に於て、はた又其の根據をなす經驗其のものについて見るも、それが事實の認識上確實性如何と云ふことは、科學が重んぜられ、貴まれ、而して其の研究が進歩するに従つて、重要な問題となり、それがこゝに科學の批判的傾向、認識論的研究を生じて來たのである。

先づ科學は、心理的事實である經驗を一切の基礎とし、最高の原理となすものであるが、經驗的知識は、經驗された事實の範圍内に於てのみ眞實であつて、其れが直ちに普遍的に妥當するものではないのである。故に此の心理主義的認識は常に相對的で、其の稱する眞理には普遍性、絶對性は求め得



られないのであらう。

又其の方法に就て云ふても、所謂科學的方法、歸納法も根本的には循環論法になつてしまつてあらう。何となれば歸納される爲には、素材の選擇が必要であるが、此の選擇は歸納の對象を豫想して、之を標準としてのみ可能であるからである。今之を主として經濟學に關して云へば、欲望に出發し、其の對象を經濟的物即ち財とし、財に對する人間の行爲を經濟行爲となし、其れが一定の時空に於ける序列を經濟と稱するは結局此の循環を繰かへすに過ぎないのであるまいか。何となれば人間の種々なる欲望中より經濟的欲望を區別するのにも、又あらゆる物一般より、經濟的物即ち財を採り來るが爲にも、そこに何等か他の一般的欲望、並に一般的物と區別する可き標準……認識の原理……あらずして、それは不可能であるからである。しかるに財とは欲望の對象たる外界物を稱し、經濟的欲望とは一般欲望中より外界の物に對するものなり、となせば、結局それは歸す可き根據なき循環論となり一種の獨斷と稱すべきものとなるのである。斯くの如き概念構成の上に立て、如何に科學の結果を綜合し、欲望を叙し、其の依て來る衝動の性質・種類を明らかにしたからとて、結局經濟學は、一箇偉大なる、然し乍ら、何等根柢なき空中の樓閣に過ぎないと評せられることになるのである。かゝる科學に對する批評、經濟學に對する論難、即ち、經驗の不確實と概念構成上の缺陷は共に一應の理であり、

又至難な根本問題ではあらう。

併しながら、こゝに顧みなければならぬのは、學に於ける科學及び哲學の分野で、而して國民經濟學が科學であると云ふ事それである。なる程科學の依て立つ經驗に對しては不確實なりとの批評は當つて居る。又方法論上、何等かの先驗概念乃至嚮導概念あらずしては、經濟學は成立し得ずと云ふ論理も成り立つてあらう。が然し、かくの如き科學に對する批判、科學的知識の性質、意義を明らかにする、即ち科學的知識とは如何なるもので、其れが如何にして成立し、人生に及ぼす效果如何と云ふことを決定するのは哲學の任で其れは科學の關する範圍でないのではあるまいか。科學は自己の内容を知識だと信じて居るのである。科學とは何で、其の認識の限界如何等の研究は、科學の成果を基礎として、世界と人生とを全體として考へる哲學の領域に屬するのである。故に科學としての領域に於ては、忠實に其の職とする現象の經驗的研究に従へばよいやうに念はれる。それで經濟學が心理主義に立て居ると云ふことは科學を批判する認識論・哲學の云ふ所であつて、科學としての經濟學の係はることではないので吾人は經驗を基礎として、冷やかに現象の解剖分析綜合彙類に當ればよいのである。其れが科學の任であり、其れで科學者の務は足りるのではあるまいか。此點は科學としての經濟學を論ずる本書を通じての立場であるから、はつきりしておく必要がある様に念はれる。

勿論、諸科學の知識は哲學の説明をうけて、其れ自身が、はつきりするものであるが、其れをはつきりさせるのは、科學者自身ではなくして、哲學者のなす可き任務であると心得て然るべきであらふ。

また學としての經濟學それは此の經濟科學……經濟學……につきるものではない。人生其もの、意義と生活の原理から、經濟學の地位を決定し、其の意義と價値とを闡明せんとする經濟哲學は、學に對する人間の欲求、宇宙を解釋し、人生の價値を測らんとする上から當然生れ來る可きものであらう。併し乍ら哲學は、科學の研究を事實として其の根柢を明かにするものであつて、科學に現れた理論や學說の當否を判定すると云ふ意味ではあり得ない。と考へられる。而して科學者は科學者として、哲學に關係なく、其の研究を進め現象を明瞭にす可き使命にあるものであらふ。

### 第三章 價 値

#### 第一節 價値と效用

價値は經濟の中の最も重要なもので、經濟學は價値の學なりとさへ言はるるのである。さて價値とはどんなものか。價値を理解するには效用といふことを説明しなければならぬ。即ち、經濟は既に述べるが如く人と物との關係に重點を置くのであるが、人には欲望があり、其の欲望は物によりて充足せらるるので、其の欲望を充足する物にはそれだけの性質がなければならぬ。其の人の欲望を充足し得る性質を效用 (utility) といふのである。さうして此の效用を人が認めて重要だとすれば茲に價値ありとするので價値 (Value) は效用から發生するのである。即ち、價値は、人が物に附するところの重要さで、換言すれば、價値は人が物を尊重するところの度合を示すものである。即ち人は何故に物を尊重するかと言へば、人には欲望があつて、此の欲望を充すからである。例へば吾々が空腹を感じた時は、物を食ひ度いと云ふ欲望が起つて、米や肉や野菜は、此の欲望を充たすから之を尊重し

て價值を附するので、若し吾々が腹が膨れて居れば、此等のものを顧みもしないのである。併しながら人が欲望を有して居るからとて、物が人の欲望を満足させなければ、それは何等の效用もないのであつて、何人も之を尊重するものはないのである。それゆゑ價值には、人が欲望を有して居つて、尚ほその上に、物が人の欲望を満足せしめる效用を持つて居らなければならぬのである。然るにそれだけでもまだ不十分であつて、尙ほ附加しなければならぬ一事があるのである。それは何んであるかと云へば、人が其效用を認めなければならぬと云ふことである。是に於てか價值とは、人に欲望があり、物に其の欲望を満足せしめるだけの效用があり、そして人が其の效用を認めた時に起つて來るものであると云はなければならぬのである。即ち斯かる場合に物に價值があるとするのである。

價值は以上の如くにして起つて來るものであるから、其の性質も亦た右の説明に依つて了解せらるることであらうと思ふのであるが、試みに一言にして之を蔽へば、價值は人の心の中に起るものであるから、主觀的のものであると云ふことになるのである。それゆゑ學者は、茲に言ふところの價值のことを主觀的價值とも稱して居るのである。

即ち價值は決して一定不動のものではなく、絶えず動搖するものである。是れ價值の一特質であつて、長さ重さなどの如く何時も變動しないものとは大に其の趣を異にし、客觀的の標準を以て此の價

値を定むることの出來ぬものである。然らば何故に價值は動搖するかと言ふに、言ふまでもなく、その價值の依つて起る事情が變るからである。即ち欲望は、それ自身全く主觀的のもので、自分以外のものは誰も之を知ることが出來ないのみならず、其の欲望は絶えず變るのである。尙ほ人が物の效用を認めることも、或る場合には初めに誤まつて居つて、後に其の誤を發見することもあらうし、或る場合には發明の爲めに物に對する變化があらうし、又物の形態だとか、其の分量、其の所在の場所並に時期などによつて以前全く用に立たなかつたものも、俄かに大なる效用を認めらるゝに至ることもあらうし、又た社會の變遷に伴つて、初めに大なる效用の認められたものも、後には何等の效用も認められないこともあるであらう。が唯だ獨り物の效用だけは、物に附着せる固有の性質であつて、そのものが變らない以上は、變るものではないのである。然るに價值は、效用そのものよりも、人の欲望といふこと、人が其の效用を認めるといふことにあるのであるから、絶えず變動し動搖するは已むを得ないことである。然らば此の主觀的價值は如何にして定まるかといふに、之は限界效用と云ふものに依つて定まるのである。

さて限界效用とは如何なるものであるかと言ふと、是は詰まり人本來の性質に出づるものである。抑も人の欲望は充たさるゝに應じて減じて行くものであつて、其の初め欲望が如何に強烈であつても、

その充たさるゝに従つて漸次微弱となり、遂には全く消失して了つて、此の時は曩に欲望を充たした物を却つて嫌惡するやうにさへなるものである。例へば、冬極く寒い日に、外より戸内に入つて來た者は、暖爐の火に手を翳して、初めは其の暖さに非常の快感を覺ゆるけれども暖を取ること稍々久しきに及べば、今は暖爐の火が却つて嫌になり其の效用を認めないが如きものである。又た非常に空腹を感じて居るときには、最初一椀の飯は何とも云へぬ味がするが、一椀二椀と數を重ねて、やがて十分に空腹を充たした後は、曩に舌鼓を打つた飯も見るとも嫌になるのである。そして若し其の上に他より強ひらるゝやうのことでもあつたならば、大なる苦痛を感ずることになるのである。斯様な次第で、その欲望のまだ充たされない時は、欲望を充たすべき物を大に尊重し、欲望が漸次充たさるゝに従つて、欲望を充たす物を尊重する程度が弱くなるから、物の分量が非常に多ければ、人は之を大切とも何とも思はぬことになるのである。之を例せば空氣若しくは水は吾々の生命を保つ上に一日も缺く可からざるものであるから、若しその分量が少なかつたならば、吾々は非常に此等の物を尊重するに相違ないが、空氣や、水は地球の表面に普ねく存在して居つて、人は自由に之を取つてその欲望を充たすことが出来るから、何人も格別尊重せぬのである。即ち其れに價値を認めないのである。さて斯様に欲望の強弱に應じて物の效用を認める程度に大小の差が生じ、従つて、また價値の上にも高低

の差を生ずるのであるが、人の欲望にして充たさるゝに従つて次第に減じて行くものである以上、欲望を充たすべき物の多少と云ふことが價値に對して極めて重要な關係を有するものであると云ふことは、自から分るのである。而して同じ物であつても、その物の多いと少ないとに依つて、その效用を認める程度に差違を生じて來るのであるから、價値はその限界、即ち最後の部分の效用に依つて定まるものであると云ふことが出来るのである。併しこれだけの説明では、或は十分了解するに困難であるかも知れぬから、更に全部效用及び部分效用なる語に就いて、例を示して説明しよう。

即ち今茲に七椀の飯があつて、そして一方には饑えて死に瀕して居る者が一人居ると假定すると、此の時其の人にして件の飯を一椀食べたならば、差當り餓死だけは免るゝに相違ないのであるから、一椀目の飯は其の人の生命を救ふに足るもので、極めて大切なものである。然るに一椀食べただけでは、空腹の苦痛はまだ中々激しいから、二椀目を食べると、苦痛は餘程減じて來る。併しまだ全部の其の苦痛を消失せしめる譯には行かぬから、三椀四椀と食べると、此の間尙ほ相當に美味を感ずるが五椀目に至つて空腹が十分充たされたとすれば、六椀目、七椀目の飯は最早必要のないものであり、尙ほ其の上に多くの飯があつて之を喰はなければならぬこととなれば苦痛を感じ健康を害する。此の場合、一椀目の飯の效用を認めることは、自己の生命を救ふものであるから、生命と同じく殆ど無限

大とも稱すべきである。それから二椀目になると、其の效用を認めることが一椀目のそれよりも少なく、三椀、四椀五椀、六椀七椀目となるに随つて、その效用を認めることが漸次減じて終に非效用となる。そしてこゝに全部效用と云ふのは、七椀あればその一椀目より七椀目に至る總計七椀の效用で、部分效用といふのは第一椀の效用第二椀の效用といふが如く部分々々の效用をいふのである。が、併し全部效用では、まだ價值を定める標準が明確でない。即ち第一椀の效用は、其の生命と等しいと認めて居るのであるけれども、第二椀第三椀と順次に效用を認めることが少なくなるのであるから、此等の總計たる全部の效用を以て、飯の價值を定める標準とすることは出来ないのである。それで價值を定むるには、部分效用の最後の部分の效用、即ちそれを稱して限界效用といふその效用で、其物全體の價值が定まるといふのである。即ち、此處で最後と云ふ言葉に深く注意しなければならぬが、右の例は、第七椀が最後であるけれども、若しそれが五椀であれば、第五椀が最後になり、若しまた二椀しかなければ、第二椀が最後である。而して二椀の場合であれば、第二椀に認めた效用が第一椀及び第二椀双方の價值を定め五椀であれば、第五椀の部分に認めた效用が第一椀より第五椀に至る全體の價值を定めるのである。従つて、右に挙げた例で飯が七椀ありとすれば其の第七椀に認めた效用が第一椀より第七椀に至る全體の價值を定めるのである。

之を要するに、價值は人に欲望があり、物に人の欲望を満足せしめる效用があり、而して人がその效用を認める所より起るものであつて、效用には全部效用と部分效用とがあり、物の價值の定まるのは、その時に特別なる事情の下に於ける物の實際に有して居るところの限界效用に因るのである。

## 第二節 交換價值と價格

以上は所謂主觀的價值の概略であるが、主觀的價值は直接に人の欲望を充たす物の效用を認めるものであるから、之を使用價值と稱する者もあるし、又主觀的と云ふは個人的のことである處からして之を個人的價值とも云ふ者があるのである。次に主觀的價值に對して客觀的價值と稱するものがある。是は如何なるものであるかと言ふと、同じく價值である以上總べて主觀的のものであつて、別に客觀的のものがあり得べき筈はないやうであるが、併し茲に云ふ客觀的價值とは、無論主觀的に起つて來た價值ではあるが、恰かもそれが物自体に固着して居つて、客觀的に存在するが如くに見えるものであるから、假りに斯く稱するのである。さて然らば物自身に固着して居るやうに見える價值とは如何なるものであるかと言ふに、例へば、茲に人があつて、其の人は十俵の米しか要らないのに、百俵の米を持つて居るとすると、其の人は十俵の残りの九十俵の米は之れを必要としないから、之れに

對する欲望は絶無であるが、併し尙ほその價值は之れを認めるのである。それと云ふのは、自分は成程米を需要しないが、米を需要する者は他に幾人もあるから、此等の者に米を與ふれば、此等の人より自分に自分の欲望するところのものを與へてくれる。即ち交換して呉れると云ふことを知つて居るからである。即ち之れを知つて居るから、米に價值を附することになるのである。即ち米は、他の物と交換され得る力を有して居るので恰かも米自身に價值が固着して居るやうに見えるのである。又之と反對に人が非常に餓へて居つて、一碗の飯にでもどれ丈かの價でも支拂ふと思つて居ても、飯屋へ行けば、一碗矢張り十錢位で足りるのであつて、是れが即ち客觀的價值である。但し、此の客觀的價值は主として他の財と交換し得られる財の效用を認めて生ずるものであるから、之を交換價值とも云ひ更に又た此の種の價值は個人的價值の總合であり平均である處からして、社會的價值とも稱するのである。

次に交換價值は如何にして起つて來るかと言ふに人の財に對して認むる主觀的價值が十人十色で互に異なるからである。例へば、茲に甲と乙があつて、甲は多くの米を有つて居るが、肉は少ししか有つて居らず、乙は之と反對に、多くの肉を持つて居るが、米は少ししか有つて居らぬとする。此場合若し甲も乙も米と肉とに對し互に同じ價值を認めて居るのであつたならば、甲乙兩人の間に何等交換

の起る道理がないが、甲は米を澤山有つて居るのであるから、之に對する自己の欲望は十分に満たすことが出來て、而かも尙ほ餘りがあるが、肉の方は之に對する欲望を満たすには大に不足を感じて居るから、自己の欲望を満足させて尙ほ餘りあるものに對して認むる價值は必ず少くないに相違なく、之に反し自己の欲望を満足させるに足らぬものに對して認むる價值は必ず大であるに相違ないのである。又た一方乙の方を見れば、乙は澤山の肉を有して居るが、米は僅かばかりしか有して居らぬから、其の米と肉とに對して附する價值は、甲と全く反對であるに相違ないのである。それで此の場合に於て、甲と乙とが米と肉とに附する價值の認め方は、大に異なつて居るのである。是に於て甲は米を與へて肉を得やうとするし、乙は肉を與へて米を得やうとすることになつて、茲に交換が起るのである。そして又た肉は米に對し、米は肉に對し、其の價值と云ふものが生ずるのである。是が即ち交換價值である。此の交換價值は、使用價值（他の語を以て言へば主觀的價值）より生じて來るものであつて、隨つて又た交換價值は使用價值に制限せらるゝものであることが、分るのである。以前正統學派に屬する人達は使用價值と交換價值とを全く別物の如くに考へて、金剛石は使用價值は少ないが交換價值は大であると言つたが、之は間違ひであつて、使用價值と交換價值とは離る可らざる關係のあるものである。即ち金剛石の例で言へば金剛石はよし吾々の生命を維持する衣食住に於けるが如

く無くしてはならぬものではないにしても、尙ほ社交界に出で、大に幅をきかさうとする婦人連に取つては、使用價値の甚だ大なるものがあるのである。

さて現今の如き交換經濟に於ては、交換價値と言へば、唯だ一の財を他の財と交換し得る力を云ふのであるが、併し單に交換し得る力と云ふだけでは稍漠然として居るのである。詳言せば、米は肉と交換し得る力があつて交換價値を認めると言つても、單にそれだけでは漠然として居つて、尙ほ物足らぬ感があるのである。そこで交換を行ふ場合には、交換せんとする財を彼は比較して交換の割合を示すことにしなければならぬのである。そこで今米五升を以て肉三斤と交換するものとすれば、交換の割合が明瞭になつて、米五升の價値は肉三斤と云ふ財の分量に依つて示さるゝことになる。斯くの如く財の分量に依つて價値が示された時には、之を價格と云ふのである。即ち右の例に依れば、米五升は肉三斤の價格で肉三斤は米五升の價格であるのである。それで、價格は、實際上交換さるゝ財の分量のことであつて、交換價値の實現されたものであるが、斯く價格が交換價値の實現されたものであるといふ一事は、吾々が注意しなければならぬことである。さて價格はかく財の分量に依つて實際に現はされた價値を云ふのであるが、併し今日に於ては肉三斤の價格は米五升であると云ふやうな呼び方をする者はなく肉三斤は金若干と云ふ風に貨幣の分量に依つて之を呼ぶことになつて居るのであ

る。是は何故であるかと言へば今日の經濟は貨幣を媒介として交換を行ひ、價格は總べて貨幣に依つて示すことになつて居るからである。

尙ほ茲に價格と云ふ語が出て來たのを機會に、枝葉のことではあるが、價値及び價格の語に就いて少しく注意をして置かうと思ふ。即ち日本語には價値、價格、代價、物價、市價、値打、相場其の他尙ほ種々類似の語があるが、外國語には Value 及び Price と云ふ語がある。それで人に依つて此の Value を價値と言ふものもあれば、價格と言ふものもある。又 Price の方は之を價格と言ふものもあれば、物價若しくは市價と云ふものもある。かく用語が我國では一定して居らぬが、經濟學上の標準語としては、價値を Value の意味に、そして價格を Price の意味に用ゆるのである。尤も貨幣以外の財の分量に依つて示されたときには之を價格と言ひ貨幣の分量に依つて示されたときには之を市價若しくは代價或は物價など、稱するのは、或は適當な用法であるかも知らぬが、今日の經濟に於ては、價格は何時でも貨幣の分量に依つて示さるゝのであるから、價格と市價と若しくは代價とを區別する必要は更らになく、總べて之を價格と稱した方が便利であるのである。而して價格の一般的なる場合を物價と云ふのである。

## 第四章 財

## 第一節 財の意義

價値の意義は以上述ぶるが如くである。而して經濟は人の欲望に始まり、其の欲望は物によりて充足せられるから、人と物との關係であるが、しかし、どんなものでも物でありさへすれば、皆な欲望の目的物となり、それが經濟かと言へば物にも色々のものがあつて、悉くの物凡て皆な人の欲望を充足せしむるものではなく、經濟に全然關係なきものもある。それで物に人の欲望を充足し得る效用があつて、其の效用の重要さを人が認めるときに始めて其處に價値ありとされ、其の價値あるものは經濟學に於て之れを財といふのである。今迄、唯單に物といふ語を使用したか、物の中で、人の物質的欲望を充足し、價値あるものは實は經濟財 (Economic Good) といふのが正しいのである。

## 第二節 財の種類

財も亦た種々の觀察點より區別せられる。普通に學者は財を内財と外財とに區別し、内財と云ふは、吾々の心身其のものに附着して居つて離すことの出来ない性質のもので、例へば吾々自身に屬して居る知識、藝能、勞力の類は即ち是れであるとし、詳言すると、此等のものは、吾々自身に屬して居るものではあるが、併し尙ほ之に依つて吾々の欲望を満足せしめ得ることが出来るのであるから、即ち財であると云ひ、それから又た外財と云ふのは、自己以外に廣く外界に存在して居る所の財で、此の中には種々の物を包括して居るのであると云ふ。又た知識、藝能、勞力の如きものを内財であると云ふのは是れは此等のものを自身が持つて居る場合を云ふので、此等のものが若し他人に屬して居る場合であつたならば、此等のものも亦た外財となるのであると云ふのである。併しながら此の如く財を内外に區別して知識、藝能、勞力の如きものを財なりと云ふも抑も此等のものはもと／＼人間自身に屬して居るもので、此等のものは人格を形造つて居るものであるから、之れをその心身より分離して他人に賣買讓與することの出来るものでないとは言ふまでもなく、經濟の主體と客體とを混同する虞がある。それ故國際勞働會議に於ても勞力は商品にあらずといふ原則を建てた。斯るものは之れを財と云ふのは適當でない。そこで經濟學に於て研究する所のものは、主として外財であつて、外財は更らに之を細別して有形財と無形財との二となすことが出来る。即ち前者は食物、衣服、住宅等の如きも



のであつて、一切の動産及び不動産を含み、後者は商店の信用(Good-will)、債權特許權等の如きもので、所謂形の無いものを謂ふのである。

次に財の中には、何等の勞力報酬をも費さずして自由を得ることの出来るものがある。例へば、空氣、水、光線の如きものである。此の如き財は之を稱して自由財と謂ふのである。此の自由財の中には、永遠に亘つて自由財たる所の性質を失はぬものがあると同時に、歲月の經過、時勢の變遷に伴ふて其の自由財たる性質を失ふものもあるのである。即ち前の例に擧げた空氣や光線の如きものは、何時までも何等の勞力報酬をも費さずして自由を得ることが出来るのであるから、前者に屬するけれども、土地の如きものは往昔未開の時代には何人も自由に之を占有することが出来たにも拘らず、人口が次第に増加するに従ひ、漸を以て個人若くは團體の所有に歸し、復た昔時の如く自由に占有することが出来なくなり、今日では特に之を買入れるか若くは他の物と交換しなければ容易に得られないのであるから、是れは正しく後者に屬するのである。

自由財の事は既に説明したのであるから、此の自由財に對して經濟財を説明せねばならぬ。即ち自由財は、何等の勞力報酬をも費さずして自由を得ることが出来るのであるけれども、經濟財は、何等かの勞力か報酬を費さなければ決して得ることの出来ないものである。例へば、水の如きものは、多

くの場合に於て自由を得ることが出来るのであるから自由財であるけれども、或は大都會であるとか或は高山の頂巔であるとか云ふが如き場所では、之を得ることが決して容易でなく、たゞでは得られないのであるから、茲に自由財の性質を失つて經濟財となるのである。そこで經濟學に於て研究の目的になるものは、此の經濟財であつて、自由財は與からぬのである。經濟財は又た之を分つて生産財と享樂財との二とする。生産財と云ふのは、之を以て直ちに吾々の欲望を満足せしめる用には供せずして、之に依つて更らに他の財を生産し、其の他の財を以て始めて吾々の欲望を満足せしめるものを言ひ、享樂財と云ふのは、之に反して、其の財を以て直ちに吾々の欲望を満足せしめるものを言ふのである。又直ちに欲望を満足せしめ、消費するものは、之を第一次財と言ひ、其れを生産する財を第二次財と言ひ欲望から見て順序付ける言ひ方もある。而して此の享樂財の中には、唯だ一回の使用のみにて消費し盡くされて了ふ物もあれば、又た一回以上幾回も使用し得られる物もあつて、前者は例へば食料品の如きもので、之を消耗財と名づけ、後者は例へば、樂器、衣服、住宅等の如きもので何回もの消費に堪へ繼續して消費せられるから之を使用財と名づけるのである。

### 第三節 財と財産及富

財とは前述の如きものであるが、此の財に關して一言茲に附加して置きたいことは財産及び富なる語の意義である。元來此の二語は、根本に於ては同一の事を意味して居るのであるけれども、其の見方を異にするところから、斯く別々の語が出来て居るのである。即ち財の集團を個人の立脚地より見た場合には之を財産と言ひ、社會の立脚地より見た場合には之を富と言ふことが出来るので共に、財の集團を指す點に於ては、二語とも少しも變りがないのである。然るに世間では富と言ひ財産と言ふときには、或は財産家とか或は富みたる人とか言ふが如く、富裕の意味に解するやうで、世間慣用の意義と經濟學上の意義とに多少の差異がある。要するに、經濟學上では此の二語とも財の集團と云ふ事實を指すのであるから、何人も財産を有することが出来る筈であつて、大なる財の集團であるならば、それは勿論富裕の者でなければ有することは出来ないものであるけれども、單に財産と云ふだけならば、縦令薄給なるものでも尙ほ且つ之を有することが出来ねばならぬのである。

## 第五章 貨幣

### 第一節 貨幣の起原

今や經濟は、交換經濟の世となつて、人は自己の生産する財を盡く自ら消費するのではなく、其の大部分は他人の生産したところの財と交換して以て互に其欲望を満足せしむることになつて居る。斯くて交換をする場合には、財の價値は總べて貨幣を以て言ひ表はされ、尙ほ其の交換は貨幣の媒介に依つてなされるのであるから、貨幣は今日の如き經濟に於ては、極めて重要な關係を有して居る。されば、若し貨幣の性質を十分明瞭に了解して居らぬと、人は價格や物價の問題は勿論、貨幣によりて成立する資本主義や金融其の他種々なる經濟上の現象を明かにすることが出来ない。其の上、經濟の根本的概念は貨幣から出て來るといふべきであるから貨幣こそは經濟の根本である。然らば貨幣は如何にして此の經濟に生じて來たかと言ふと、獨逸のヒルデブランドは、經濟社會の變遷を交換といふことから見て自然經濟時代、貨幣經濟時代及び信用經濟時代の三時代に區別して居るのであるが、

此の自然經濟時代より如何にして貨幣經濟時代に變遷したかといふことを説明すると、それがやがて貨幣の起原を説明することになるのである。

抑々交換と云ふもの、起原は奪掠と贈與とに發生したものであつて、自然經濟時代に於ては、此の交換は物と物との交換、即ち物々交換に過ぎなかつたのであるが、人口は漸次増加して來るし、社會は一般に進歩して來るから、經濟上の關係も次第に複雑を告げるやうになり、此の物と物との直接の交換は、到底行ふことが出來なくなつて來たのである。是は何故であるかと言へば、物々交換には三つの不便があるからである。即ち其の第一は需要と供給とをして投合せしむることが極めて困難であるといふことである。第二には、價値の標準がないといふことである。其から第三には、財は之を分割することが出來ぬ場合のあることである。

以上は物々交換に見るところの不便であるが、若し茲に交換の媒介をするものがあれば、かゝる不便を除くことが出来るのである。換言すれば、自己の有する財を一旦その交換を媒介するものに代へ、之を以て再び何時にても自己の欲する財に換へることが出來、そして件の交換の媒介をしたものがその財の價値を示すのであつたならば、以上の不便を除くことが出来るのである。そして今日の貨幣は、即ち此の交換の媒介物であるのである。

それで、貨幣は經濟の發達上當然生じて來る所のもので、貨幣の使用せらるゝ時代は、之を貨幣經濟時代といふのである。處で、貨幣を使用することになれば、以前は唯だ一回の交換で交換の目的を達することが出來たものが、今度は二回行つて初めて其の目的を達することになるのである。それでその回数の上より言へば、貨幣經濟時代が却つて煩はしくなつたやうであるが、併し實際に於ては、二回行つても、其の方が物々交換時代よりも遙かに便利で且つ容易であるのは、素より言を俟たぬ所である。

此の貨幣が始めて使用せられてから、經濟は益々進歩發達し、今日では所謂信用經濟時代に進んで居るのである。ところで、信用經濟時代とは、主に信用を以て取引する所から斯く稱するのであるが、併し如何に信用經濟時代であるにしても、その信用の基礎を成すものは矢張貨幣であつて、貨幣の基礎の上に信用が生ずるのである。換言すれば、貨幣がなければ信用の發達も十分でないのである。されば今日の如き信用經濟の時代に於ても、貨幣の經濟上に於て重要視せらるゝことは、以前と何等異なる所がないのである。

## 第二節 貨幣の職能及定義

貨幣が物々交換の不便を除くために生じて来たことは、前述の如くであるが、貨幣の概念を今少しく明瞭にするが爲めに、貨幣が經濟に於て果して如何なる職能を盡すものであるかと云ふことを説明しよう。貨幣の職能は、第一に、交換の媒介をするといふことであつて、物と物との直接の交換では、一回限りで其の目的を達することが出来ても、前述の如く種々の不便が之に伴ふものであるから、交換を二回に區別し、自己の有する財は一旦之を他のものに換へ、その物を以て再び自分の欲するところのものを求むるといふ間接の方法に依ることになつたのである。それで、此の如く交換が直接より間接に移ると、其の間に交換の媒介をするものが必要となるので、此媒介物が即ち貨幣であるのである。而して其の成し遂ぐるところの媒介の仕事は、「交換の媒介」と稱するのである。第二は、貨幣が價值を測る尺度となることで、交換を行ふ場合には、その交換の割合を定めるに就き何か標準となるものがあつて、交換さるゝ双方の財の價值を測る必要を生じて來るのであるが、此の必要を充たすものは即ち貨幣である。されば此の貨幣がありさへすれば、交換を行ふに當り、一の財と他の財との交換の割合を一々定めて置く必要もなく、總ての財は貨幣を以て其の價值を示されて居るから、一の財の他の財に對する交換の割合は直ちに之を知ることが出来るのである。例へば茲に肉と酒とがあつて、肉は一斤一圓五十錢、酒は一升三圓であるとすれば、吾々は直ちに肉二斤の價格は酒一升で酒一

升の價格は肉二斤であると云ふことを知ることが出来るのである。それで、肉と酒との場合は單に其の一例に過ぎぬのであるが、總ての財は悉く皆な貨幣に依つて其の價格を示されるのであるから、その相互の交換の割合は、肉と酒との例と同じ筆法で、容易に之を知ることが出来るのである。かく貨幣は價值を測る尺度となるものであるが、併し此の「尺度となる」といふことは、度量衡が物の輕重長短を測る場合と同様の意味ではないのである。何となれば、物の輕重長短といふことは、物それ自身に固有のものであつて、一定不變であるに引き換へ、物の價值は物に固有のものではなく、時々動搖する性質を有して居るのみならず、貨幣自身の價值も亦動搖することを免かれぬからである。それゆゑ貨幣は價值を測る尺度であるといふことは、之を解して貨幣は財の價值を表示するものであると云ふ意味とすれば、蓋し正確に近いものと稱することが出来ようと思はれるのである。さうして貨幣の此の職能は今や貨幣の職能の中で最も重要なものとなりつつあるのである。第三は、貨幣は貸借の標準となると云ふことである。即ち、一般の取引に信用が行はれ、時間の關係が介在して、茲に貸借關係が成立することとならば、支拂は其の悉くが現金主義と云ふことでなく、後日に延期せらるるものも生ずることとなる。英語に *Deferred Payment* と云はるるもの之れである。然るに其の後日に延期せらるる支拂は何を標準とすべきや。素より今尙ほ我が國に行はるるが如く、小作人が其の食料

に欠乏を感じて地主より米を借入れ秋收穫の上に再び米を以て其の債務を償還すると云ふ方法もある。之れ此の貸借には米と云ふ實物を以て標準とするのである。併しながら米と云ひ或は其の他の財と云ひ、此等を貸借の標準とするも、其の価格は絶へず動搖しつゝあるものである。故を以て其の標準としたる財にして騰貴せんか、債権者は利し、債務者は不利益を蒙るし、下落すれば其の利害相反し、不公平なる結果を招來する。且や小作人と地主の關係の如き場合に於ては實際米を必要とするものなるが故に之を貸借の標準とするも敢て甚しき不便を感じざるべきも、一般の貸借關係に普通の經濟財を標準とし、之を以て受授することは甚しき不便である。之を以て比較的價値の動搖少なく、又取扱に便利にして何人も喜んで何時にても受授する貨幣を以て貸借の標準とするのである。之れが貸借の標準と云ふ職能である。それから第四には、貨幣は價值貯藏の具となるのである。即ち人は目前の計のみをなして、現在の生活に差支なければ、それで可いとなすものではなく、遠く將來のことを慮つて、豫じめ之が準備を爲して置くものであるが、此の準備として普通の物品を貯藏して置くのであつたならば、腐敗の虞もあるし、又た毀損の恐れもあつて、斯くては折角貯藏したものも、其の價値を減じて甚だ遺憾であるのみならず、普通の物品の中には、運搬に不便なものもあるのに、獨り貨幣は之を貯藏して前述の不利不便のないばかりでなく、盜難、火災等の恐れも少ないから、最も好く

貯藏の目的に適して居るのである。尤も、信用機關の設備にして十分發達して來れば、此の第四の職分は、餘り重要視されぬことになるのは言ふまでもない所である。

尙ほ其他に貨幣を法律的に解釋すれば貨幣は一般支拂の具となると云ふことも出来る。即ち貨幣は何人にも之を所有してさへ居れば、それで以て何時でも自己の欲するものを得ることが出来るので、如何なる時でも、如何なる場所でも又如何なる物に對しても支拂をするには一切此の貨幣を以てすれば可いのである。而して支拂には種々なる種類があるが、其の何たるを問はず此の貨幣に依らぬ支拂はないのである。即ち交換を行つて直ぐ其場で支拂をする場合は勿論、贈與、遺産の如き任意的で且つ一方的なる支拂でも、罰金、租税の如き強制的で且つ一方的の支拂でも、又貸借關係に基づくところの債務履行の支拂でも何れも皆な貨幣に依つて爲さるるものである。而して法律は此の貨幣を以て支拂に充つれば債務は完全に履行せられるものと認めるのである。之れ即ち一般支拂の具となる所以である。それから現今の如き經濟組織の下に於ては資本は凡て貨幣に依りて具體的に表現せらるる所から貨幣は資本交通の要具となると云へやうし、又貨幣は資本として營利の目的に向けらるる所から、營利の具として用ゐらるるとも云へやうし、信用經濟の時代に於ては其の信用と云ふも結局、將來に於ける貨幣を支拂ふことを意味するものなれば貨幣は信用の基礎をなすものであるとも云ふこ

とが出来た。さて貨幣の職能は前述の如きものであるが、さて貨幣の職能を知つたならば、殊更貨幣の概念を定めずとも貨幣の如何なるものであるかと云ふことは、自から了解せらるゝ筈であるけれども、貨幣の概念を明かにするのは、中々議論のあることであつて、頗る込入つた點もあるから、特に各種の學說が現はれるのである。それで少しく貨幣の本質に關する學說を述べれば、其れには貨幣は其の素材によりて成立するのではなくして單なる記號又は計算の單位に外ならぬとする名目説と、貨幣はそれによつて他の財を受取り得る證左となるものなりとする指圖説と否々貨幣は其の素材が根本だとする金屬説と及び貨幣は其の職能によるもので貨幣の行ふ其の職能が即ち貨幣の本質なりとする説など諸説紛々である。又其の他には貨幣は明かに國家の法を以て其の支拂の具たることを認められて居るものに外ならぬ。と説く國家法定説もある。

抑も貨幣は自然の必要上遠く古代から既に使用せられて居つたもので、當時に在つては、素より國家と何等の交渉もなかつたのであるが、社會の次第に進歩するに伴れ、國家は漸次之に干渉することになり、遂に今日の如く、國家に於て之を製造し、且つ之に關する行政を國家に於て一切管掌することになつたのである。従て現代に於ける貨幣の概念を定むるには、此の實際の事情を考量しなければならぬので法律的に之を見れば貨幣は支拂の具なりといふべく經濟的には貨幣とは其の本來の職能

として交換の媒介をなすものと言ひ、それに伴ふて價値の尺度、貸借の標準となり、兼ねて價値の貯藏をなすものを云ふと云ふことになるのである。而して斯様に貨幣の概念を定めて之を實際の場合に當て嵌めれば、小切手は預金が主となり、それに對して振出され貨幣と同じ職能を果たすので預金通貨と稱せらるるも、手形、切手、利札の如く、其の本來の職能は一般的の交換を媒介するものでないから、貨幣ではないのである。又た兌換銀行券は、銀行が正貨と兌換することを約するところの證券であるけれども、一般に交換の媒介をなし、最後の支拂效力を有するものであるから、之れは貨幣であるのである。それゆゑ眞に貨幣と稱すべきものは、正貨と兌換銀行券と不換紙幣とに限らるゝのである。

次に我國に於ては、現今「通貨」、「貨幣」、「硬貨」、「軟貨」等の語を使用して居るが、これ等の語には、皆なそれ〴〵特殊の意義を有して居るのである。即ち公文書に依れば、通貨なる語は兌換券、政府紙幣、銀行紙幣を指す時に用ひられ、貨幣は金貨、銀貨、白銅貨、及び青銅貨を指すときに用ひられ、軟貨硬貨は、一般に紙幣を指すときと金屬貨幣を指すときとの區別を爲すがために用ひられて居るのである。

## 第三節 貨幣の素材

今日吾々は「貨幣」と言へば、單に金銀銅ニツケル、アルミニウム及び紙で作られたものに限るやうに思ふて居るが、貨幣の素材は必ずしも此等のものに限らるゝのではなく、經濟狀態の如何に依つて、種々なる材料が使用せらるゝのである。例へば、希臘では家畜が貨幣として使はれた時代があつて、ホーマーの詩の中にも、「グロコーソの甲冑は牝牛百頭に、ディオメデイスのそれは同じく九頭に値す」と言ふ句があるのである。又今日の英語の「Pecuniary」(「金錢上」の義)は、ラテン語の「Pecus」(家畜)より來て居るし、又「Capital」(資本)なる語も、その語源を尋ねると、元と家畜の群を指して廣く「富」(Wealth)と云ふ意味に用ゐた所から轉化したのであると云はれて居る。又露國では、中世紀の頃まで獸皮を貨幣として使用し、又た米國殖民の當初バージニア州では煙草を貨幣として使用し、我が國に於ては米を貨幣として使用した。その他干魚、茶、鹽等をも貨幣として使用したことがあつて、此等の事實は屢々史上に散見する所である。貝類も貨幣として使用せられたことがあつて、米國の印度人がワンプーム(Wampum)と云ふ貝を貨幣として使用したことの如き、其の適例である。我が國に於ても貝幣を使用したことあり、又た臺灣の生蕃殊にタイヤル族は比較的最近まで貝を貨

幣とした。尙ほ支那に於ても、貝の使用せられたことは明かであつて、「財」「貨」「買」「賣」の如き金錢に關係のある語が、「貝」を偏にしたり旁にしたりしてあるのでも、此の事は明かである。それでかくの如き貨幣は之を物品貨幣と云ふのであるが、貨幣の沿革より言へば、先づ此の物品貨幣が出来た、次に金屬貨幣が出来たのである。そうして金屬貨幣に在つても、或る時代に於いては、鐵を使用したことがあつて、此の事實はスバルタの歴史に存して居るのである。又た金銀を使用しても、今日の如く製造したものばかりではなく、砂金の如きものも使用したのである。それで此の砂金は袋の中に入れて携帯したのであるが、又た打延ばして細條となし、之を巻いて螺旋狀となせる貴金屬を、平素は指環として裝飾に用ゐ、必要の生じた時に之を貨幣として使用したこともあるので、今日の英國貨幣のシリング(Shilling)なる語は、其の初め愛蘭で指環を「Schilling」と稱したから始つたのである。斯る例は、之を歴史の中に求むれば、枚舉に遑のないことであるが、併し其の後は各國共に揆を一起して居つて、一般に金銀を以て貨幣に使用して居るのである。是れは金銀は貨幣として使用するに最も適當な性質を有して居るからであつて、此の性質を説明すれば、兼ねて金銀以外の物が貨幣として使用せらるゝに何故不適當であるかといふことも分るのである。

貨幣たるに最も適當な性質の第一は、其の貨幣たる物は、人が一般に好む所のものであるといふこと

とである。換言すれば、貨幣として使用せらるゝものは、人が何時でも喜んで之を受取る所のものではなくてはならぬのである。詳言せば、貨幣は之を所持して居りさへすれば、如何なる財でも其の貨幣と交換に依つて何時でも得られると云ふ信念を人に起さしむるに足るものたることを必要とするのである。殊に貨幣は交換の目的ではなく唯だ其の手段であるといふことを十分に了解して居らなかつた古代に於ては、人は貨幣の實質そのものを愛して之を得んと求めたから、貨幣は人の嗜好に適するものたることを一層必要としたのである。而して金銀は能く人の嗜好に適し、十分に此の第一の性質を有して居るのである。次に第二には、貨幣たる物は價值の動搖の少ないものたることを要するのである。即ち貨幣は價值を測る尺度となるものであるから、價值の動搖の成る可く少いといふことは、その理想とする所でないならぬのである。元來價值と云ふものは、決して物に固有の性質ではないのであるから、苟くも經濟財である以上は、その價值の動搖は免れ難い所であるが、併し其の動搖の程度には大なるものもあり小なるものもあつて一様でなく、金銀の如きは、その動搖が比較的小なるものであるから、貨幣たるに適して居るのである。蓋し金銀は、其の産出額が大概定つて居つて、幾千年の昔に産出されたものも、今尚ほ存して居つて、それが幾千年の間に集積されて夥しい量に上つて居るのであるから、年々新たに産出せらるゝ量に多少の増減はあるにしても、それが其の價值を動

搖せしむる程の影響を及ぼすことはないからである。それで、以上は供給の方面であるが、需要の方面を見ても、貨幣本位の改正を圖る國でもあれば格別であるけれども、さういふ特殊の事情の無い限りは、年々需要に著しい變動のあるものではないのである。随つて金銀は、他の經濟財の如く價值に大變動は起らぬのであるから、貨幣たるに適して居るのである。第三には、貨幣たる物はその質の同一なることを要するのである。是れは即ち分量が等しければ其の價值も亦た等しいといふことであつて、その産出地その實質等の異なるに依りその價值に差異を來すやうのものでは、未だ其の物を以て一般の價值を測る標準とすることは出来ないのである。然るに金銀は、其の色彩にこそ多少の差異があるけれども、その價值は何れの地方より産出せられたるものでも皆な同じであるから、此の第三の性質も具有して居るのである。次に第四には、貨幣たる物は變質せざることを要するのである。即ち腐敗し若しくは蒸發し易いものは、貨幣として不適當なるは言ふまでもない所であるが、鐵の如く容易に酸化するものでも、亦た貨幣として不適當であるのである。然るに金銀は、之を使用すれば、多少の光澤は失はれるけれども、その價值には影響しないし、その腐敗毀損等の患も勿論ないから、最も善く此の第四の性質に適して居るのである。それから第五は、價值を變ずることなくして分合し得ることである。是れは例へば、寶石の如きは、一旦分割すれば著しく其の價值を減じ、分割した各部



分の價值を合して分割しない前の價值と比較すれば、雲泥の差異を生ずるのであるが、斯ういふものは、到底貨幣たるに適應せぬのである。然るに金銀は、分割合併自在で、それが爲めに價值を減ずる虞はないのである。次に第六は、携帶運搬に便なることであつて、重量や容積に比して價值の餘りに小なものも、餘りに大なものも、共に携帶運搬に不便であるが、金銀は能く其の中庸を得て居るのである。それから最後に第七は、認識に容易なることであつて、貨幣は直ちに貨幣たることを認識し得べきものたるを要する。即ち交換の度毎に品質を調査しその量目を測るにあらざれば其の眞偽を知ること能はざるが如きものならば到底取引の敏活は得て之を望むこと能はざるものである。其れ故に貨幣たるには之を製造することが出来て、之に刻印を附し、貨幣の性質並に價值が容易に認識し得らるべきものたることを必要とするのである。處で、金銀は其の色彩や其の重量や其の音響によつて比較的能く其の眞偽を判別することが出来る上に、製造が自由に出来て、其の價值を認識することが極めて容易であるから、此の點に於ても亦た貨幣たるに適して居るのである。

金銀は、以上七つの性質を具備して居るから、貨幣として主として使用せらるゝのである。但し、金銀とても、貨幣とするには非常に其の形を大にし、若しくは非常に小にすることは出来ないし、又た其の製造を根本的に防ぐことも出来ないものであつて、是れは甚だ遺憾とする所であるが、現今多く

の國々は紙を以て貨幣となすも、従來は、金を其の主なる貨幣とし銀、白銅、青銅、ニッケル、アルミニウムなどを其の補助貨幣として、少額の取引に使つて居た。然るに千八百二十八年から同四十五年まで、露國は白金を貨幣としたが、元來白金は其の製造が困難であると共に、一般の使用に充つることが出来ないし、價值の動搖甚だしいので、貨幣としては、不適當であると認められ、中途にして廢止されたのである。

#### 第四節 貨幣の製造

金屬は、貨幣として使用せられるのに最も適當なる性質を有して居ることは、以上説く所の如くであるが、併し之を自然其のままに使用するといふことは出来ないものである。即、之を貨幣として使用するには、之に刻印を附せねばならぬのである。殊に金などは、其の容積に比して價格が非常に高いから、其の價格を正確に測る必要があるのである。尙ほ又た金は純金のまゝでは、餘り軟弱であつて使用に不便であるし、時には又た贋造せらるゝの惧があるから、貨幣に一定の形を與へ、其の純分量目を保證し、又は盜刷を防ぐが爲めに周圍を鋸齒状にし、全面に刻印を附し、人をして其の價格を容易に知らしむる必要があるのである。そしてかくなすことを、貨幣の製造と云ふのである。

貨幣の製造は、紀元前七世紀頃にリデア人が初めて試みたものであるが、當時のものは、勿論至つて簡単なものであつたのである。其の後、商人の如き所謂世間に信用のある者が之に極印を附して使用することになり、世間の人は極印を附した人を信用して之を授受したから、やがて信用の最も高い國家が一手に之を製造するやうになつて來たのである。そこで今日では貨幣の製造は國家の主權に屬するやうになつたのであるが、併し國家は嘗つて屢々此の貨幣の製造權を濫用したから、ハーバート・スペンサーは、「吾々は日々の必需品を買入れるのに、最も安くて最も良い品を自由に選び、商人は互に競争して其の顧客を増さんとするから、市場に販賣せらるゝものは何時でも良いものが廣く行はれるのであつて、これは自由競争の結果である。貨幣も其の通りであつて、自由に個人をして製造せしめたならば、國家が製造するよりも更に善良なるものが市場に流通することになるに相違ない。國家は貨幣の製造權を獨占する理由はない。」と主張したのである。併し此の説は、「自由競争は如何なる場合に於ても最も善良なる結果を生ずべし」との極端説であつて、貨幣の場合には到底應用することは出来ないのである。何故かと言ふに、貨幣の場合には特別な現象があつて、決して他の場合と同じ視する譯に行かないのである。即ち「特別の現象」と云ふのは、良貨と悪貨とが並び行はれる時には、良貨は悪貨を驅逐せずして悪貨のみが獨り市場に流通することになると云ふことであつて、此の

原理を最も明瞭に言表はしたのは、彼の倫敦の株式取引所の創立者で、エリサベス女王の財務官であつたところのトーマス・グレンナムである。それで、これ以來グレンナムの言つたことは、貨幣學上の一眞理と認められ、世人はマクレオッドの命名に従ひ、之をグレンナムの法則と稱して居るのである。

抑も自由競争があれば、スペンサーの言ふやうに、安くて良いものが市場に行はれるのが一般の通則ではあるが、貨幣の場合には、良いものでも悪いものでも、一圓なら一圓といふ價格に於て異なる所がないから、普通の人は深く其の善惡の區別に注意せずして之を授受するのが常である。是れは即ち貨幣はそれ自身直接に我々の欲望を満足せしめずして單に交換の媒介をなすものたるに過ぎないからであつて、人は自己の受取る貨幣が更に他の者に支拂つて受取られるものならば安心して受取るから、貨幣の良否には餘り頓着しないのである。併し世の中には金銀を専門に取扱ふ商人があつて、此等の商人は、商賣柄貨幣の良否に常に深き注意を拂ひ、且つ又た普通人は貨幣の良否を識別する技能及び手段を有して居らぬのに反し、此等の商人は、此の點に關し特別な知識と技能とを有して居つて、貨幣の良否を極めて容易に判別し、例へば、五圓の價格を有して居る金貨にしても若し優劣があるとすれば、其の兩者の差額は其の利得する所となるのである。即ち五圓の貨幣に良否兩様のものが

あるとすれば、此等の商人は、粗悪なるもの即ち實質價值の少きものを以て善良なるもの即ち實質價值の多きものに換へ、而して外國に支拂をする場合とか、金銀を溶解する場合とかには、貨幣の目目價值に依らずして實質價值の多少に應じて貨幣の價值を定めるのであるから、詰まり善良なる貨幣を選び抜くことになるのである。斯くして流通貨幣の中で良貨のみが選り抜かれ、悪貨のみが獨り市場に残留して跳梁を肆にするのである。それで、此の法則は、苟くも良貨と悪貨とが相併んで流通する場合には、何時でも行はれるものであつて、本位貨幣と補助貨幣との間にも、硬貨と紙幣との間にも行はれるのである。

但し茲に少しく注意して置き度いことは、一時學者は、グレシヤムの法則は貨幣學上に於ける特別の現象であつて一般經濟原理の例外をなすかの如くに説明したのであるが、併し能く考へて見れば、此の法則は決して例外的のものではなく、唯だ物は效用の多く認められる方に使はれる」と云ふ一般的原则で十分説明することが出来るのである。即ち若し同じ五圓の金貨に優劣二種のものがあつて、貨幣として使用せらるゝ效用は同一であるが、その善良なる五圓の金貨は、或は之を外國に支拂ひ、或は之を溶解すれば、粗悪なるものよりも、其の效用が更に多いとすれば、貨幣として使用せらるゝよりも、その效用の多い方面に使用せらるゝに至るは、これ極めて當然のことであると謂はねば

ならぬのである。又た如何なる財も優良で其の價格低廉なるものは直ちに賣れて市場より出て行き、劣悪高價のものは市場に残される。貨幣も其れと敢て異なる所なく優良なる貨幣は取り去られ悪貨のみ市場に残される。然るに財は或は腐敗し或は毀損するが爲め早く處分せらるるに反し、貨幣は何時までも悪貨として市場に停滯するのである。其れ故悪貨のみが跋扈するが如くに見ゆるのである。

次に貨幣の製造發行の權は、當然國家に屬すべきものであつて、我國に於ても明治三十年の貨幣法の第一條に於て、貨幣の製造及び發行の權は政府に屬するものとし、竊かに之を製造する者は刑法上の制裁を受くべき者であると云ふことを明にして居るのである。それで、國家に於て貨幣を製造することになれば、その場所及び製造に關する詳細の規定を必要とするのであるが、貨幣を製造する場所は、造幣局であつて、我國は大阪に之を設けて居るのである。然るに此の造幣局は、貴金屬を自國で生産し得る國ならば、其の生産地、他國より輸入する國ならば、輸入港の附近にある商業市に設けるのが普通であるから、此の條件より言へば、我國は横濱若しくは東京を以て造幣局設置の適當なる場所となすべきであつて、大阪は適當な場處と稱することは出来ないのである。随つて實際に於ても、種々の不便があるのである。

次に貨幣の製造に關する規定の中で主なるものを説明すれば、第一は貨幣の單位である。貨幣には

種々なる金屬を用ひ、その形には大小種々なるものがあるから、此等相互の關係を定めなければ、貨幣の統一は保たれないことになるのである。されば長さメートル、重さにグラムを基本とするが如く、貨幣にもその單位がなければならぬのである。而して斯くするには金屬の或る定量を標準とするのであつて、我國は純金の量目七百五十ミリグラムを以て單位とし、之を圓と稱して居るのである。彼の英國はパウンド、米國はダラー、獨逸はマーク、佛國はフラン、露國はルーブルを以て單位として居ることは人の知る所であるが、その單位の定め方は、根本に於て我國の定め方と異なる所なく、矢張り金の量目を標準として居るのである。併し此等の單位の價値の大小は、國に依つて異つて居つて、例へば、英國のパウンドの如きは、我國の單位たる圓の價値の十倍以上にも當るのであるが、單位の大小は、各國民經濟發達の特別なる、歴史的事情に依るのである。尙ほ貨幣の單位は、その上位へも下位へも、簡單に計算せられ得るものでなければならぬものであつて、各國とも、多くは十進法を以て之を定め、我國も貨幣の算則は總べて十進一位の法を用ひ、一圓以下は一圓の百分の一を錢、錢の十分の一を厘と稱して居るが、獨り英國は十二進法を採つて居るのである。又た貨幣の單位は、必ずしも貨幣として、製造せられなければならぬのではなく、我國の單位は一圓であるけれども、一圓の純金は僅かに、七百五十ミリグラムで製造にも取扱にも不便であるから、一圓と云ふ金貨は製

造して居らぬので、その最小なるものは、五圓であつた。又た獨逸の如きも單位はマークであるが、一マークは舊平價で我が五十錢に相當し、貨幣として餘り小さ過ぎるから、五マーク以下の金貨は製造して居らぬのである。

それから第二は貨幣の品位である。純金、純銀は餘りに柔軟で貨幣とするに適しないから普通銅を以て合金とするのである。そして貨幣の中に含まれて居る貴金屬の量を純分と稱し、此の純分と合金とを合せたものが總量目となるのである。又た此の純分の總量目に對する關係を「貨幣の品位」と稱するのであつて、品位は現今英國を除けば、千分比例を以て示して居つて純分九百に對し合金百の割合である。

次に第三は貨幣の公差である。惟ふに貨幣なるものは、法律で其の品位量目が定めてあつても、寸毫の差もなくチャント規則通りに製造せらるゝものではなく、多少の出入は免かれぬ所であるから、法律に公差の規定が設けてあるのである。それで公差の規定には、金銀貨幣純分の公差と量目の公差との二種があつて、公差とは、一旦法律に品位と量目とを定めて、尙ほ其の上に別に或る一定の純分と量目とを規定し、その範圍を超過しないものは縦令一旦定めた純分量目と差違があつても、發行を許すのである。現今我國金貨の公差は千分の一、銀貨の公差は千分の三である。但し量目の公差は、千

分比例を以て之を示さず、その個々の一貨幣に就いて之を定めて居つて、例へば五圓金貨の總量目は四・一六六グラムであるが、毎片に付き〇・〇一六二グラム、千枚毎に一・五三七五グラムの差があつても其の發行を許して居るのである。其他の貨幣のことは類はしき故、茲に之を略することにする。そこで此の規定に依つて見れば、我國に於ける公差は一片毎のもの、千枚毎のものとの二種があるのであつて、何故に公差が斯く二種あるかと言へば、若し千枚毎の公差のみを規定して置いたのでは、一枚毎の貨幣に大なる差を生じて之を如何ともすることが出来ず、又一片毎のみの公差では其の差が大き過ぎるのであるけれども、千枚毎の公差と一片毎の公差とを規定して、千枚毎の公差を一片毎の公差よりも比較的に小にして置けば、貨幣の製造を正確ならしむることが出来るからである。

第四は貨幣の通用最輕量目のことである。貨幣は轉々流通するものであるから、何時とはなしに、磨損することを免かれないのであつて、磨損した貨幣は悪貨となつたものであるから、さういふ貨幣をして依然市場に流通せしむれば、グレシヤムの法則が忽ち行はれて、取引上大なる不便を來すことになる。其れ故貨幣の流通し得る最低の量目を定め、若し貨幣が此の量目以下に磨損したときには、最早流通の資格のないものとする必要があるのである。而して此の最低の量目を通用最輕量目と云ふのである。但し、最輕量目は、公差よりも低きものたることを要するは勿論、又た之は獨り本位貨幣

のみにあるのである。我が五圓金貨の最輕量目は四・一四三・七五グラムである。

第五は貨幣の引換である。若し貨幣が磨損して通用最輕量目以下に下つたならば、如何にするかと言へば我國に於ては、其の磨損金貨を政府が無手数料で額面價格を以て引換ふることになつて居るのである。又本位貨幣でないところの銀貨、白銅貨、青銅貨でも其の著しく磨損したもの、及び流通不便の貨幣は、矢張りその額面價格を以て政府が無手数料で引換ふることになつて居るのである。是れは當然の事であつて、初め政府が自ら貨幣を製造したのは、一に良貨を流通させて取引の敏活を計るの主意に出でたものであるのに、若し磨損した貨幣を政府に於て引換へないとしたならば、之を最後に受取つた者は損失を來たすことになるから、少し古い貨幣に對しては人々が不安の念を起し、貨幣の授受が圓滑を缺くに至るは、勿論又一旦悪貨を受取つた者も、その損失を免れようとして、貨幣の良否を識別することの出來ぬ者に支拂ふことになり、遂に粗悪な貨幣が永久に市場に止まり、其の及ぼすところの悪影響が極めて大であるに相違ない。其れ故に政府が之を引換へるのは蓋し已むを得ないことである。尤も政府が引換へるといふもの、これは一般公共の利益を重んずるが爲めであるから、人が故意に毀損し若しくは盗削した所の貨幣は、政府に於て之を引換へるの義務がないのは勿論である。そこで貨幣にして模様の認識し難きもの、又は竊かに刻印を附したものの、其他總べて

故意に毀損した形跡のあるものは、貨幣たる効用のないものと見做して了ふのである。

國家が貨幣を製造することは前に述べた所であるが、次に自由製造と云ふことに就て説明しようと思ふ。先づ此の自由製造と云ふことの沿革を述べると、中世紀の頃歐羅巴に於ても、我國に於ても、國家が貨幣を製造して之に對し非常に高い手数料を徴收し、其の手數料を以て國家財源の一に加へたことがある。然るに高い手数料を徴收した結果は、貨幣を粗悪ならしむるの外なく、随つて改造毎に貨幣は益々劣悪なるものとなり、その爲め取引上に不便を來したと頗る大なるものがあつたのである。之を以て彼の重商主義の行はるゝに至つては、「貨幣は即ち富なり」と考へたから、歐洲諸國は貴金屬を輸入して盛んに貨幣の製造を試みたが、餘りに高い手数料を取つては、製造の依頼が少なくなるので、政府も漸次手数料を輕減し、やがて之を全廢することになつた。それで、此の手數料全廢のことを初めて法律を以て明かに認められたのは英國であつて、時は千六百六十六年であつた。又英國の此の主義は、次いで米國にも行はれるやうに成つた。そして歐洲の他の國々では、始めは *Disagio* と云ふて實費以上の手数料を取つたのであるが、其の後、唯だ製造の實費即ち *Expense* だけを取ることにした。現今我國に於ては、英國と同じく貨幣の製造は全然無手数料であるから、誰でも金を造幣局に持參して製造を請へば、何等の費用をも要せずして貨幣の製造がして貰へるのである。この誰で

も製造を請ふことが出来るといふのが、即ち自由製造といふことであつて、自由製造とは、誰でも勝手に自分で貨幣を、製造することが出来るといふ意味ではない。言ひ換へれば、其の金額には制限がなく、造幣局が私人の依頼に應じて貨幣の製造をするといふことであつて、「如何なる金額も自由である」と金額の方に重きを置くのである。随つて無手数料と云ふことは、必ずしも之に附随しなればならぬ條件といふのではなく、手数料はよし之を拂つても、金額にさへ制限がなければ、之を稱して自由製造と云ふのを妨げぬのである。

此の如く既に貨幣に自由製造を許し、殊に其の製造を政府が無手数料とするならば貨幣の名目價值と實質價值とは必ず一致することになる譯である。何故かと云ふに、若し名目價值が實質價值よりも高ければ、地金を有する者は之を貨幣となす方が利益であるから貨幣が増し、之に反する場合には、同一理由で、貨幣を溶解して地金となす方が利益であるから貨幣が減するが故である。其場合政府が無手数料で自由製造をなすに於ては、之によりて貨幣と地金とが互に平均して、同一の價值を有することになるのである。而して此の名目價值と實質價值との一致は、貨幣の流通に大切なことである。然るに或る者は、地金は貨幣とすればそれだけ效用を増すのであるから、少なくとも製造の實費に相當するだけの手數料は之を徴收して敢へて差支ないと主張するのであるけれ共、若し手数料を徴收す

れば、貨幣の名目價值は其の手数料だけ實質、價值よりも高くなり、手数料の高まるに隨つて貨幣に益々名目價值と實質價值との差を大ならしめ、そして此の差は、大にあれ小にあれ、貨幣の價值の動搖を整齊する作用を害し、延いて貨幣流通の圓滑を妨ぐることになるから、論者の言は之を無條件に是認する譯に行かぬのである。

### 第五節 本位貨幣と補助貨幣

國家が製造する貨幣には本位貨幣と補助貨幣との二種があつて、本位貨幣とは無制限に支拂の效力を有するものを云ひ、補助貨幣とは其の名の示すが如く、本位貨幣を補助するのであつて、其の支拂の效力に制限のあるものを云ふのである。我國に於ては金貨は本位貨幣で、銀貨、白銅貨、及び青銅貨は補助貨幣である。それで金貨は本位貨幣であるから、其の支拂に用ゐらるゝ額の無制限なるは勿論のことであるが、補助貨幣の一口の支拂に用ゐらるゝ額は、受取人の同意なき限り、銀貨は十圓、白銅貨は五圓及び青銅貨は一圓を超ゆることが出來ぬ規定になつて居るのである。而して、法律を以て其の強制的通用の效力を認めたとこの貨幣は、之を名づけて法貨と云ふのであつて、「法貨」とは、之を以て支拂を爲すときは、何人も之を拒むことの出來ぬものである。言ひ換へると、法律上有

效に支拂の義務を果たすことの出來るものである。處で、今日に於ては、先づ大抵の國では、紙幣にも此の法貨たる性質を附與して居るのである。

補助貨幣に就いて一言附加して置き度いのは、其の製造に關することである。補助貨幣の製造は、本位貨幣のそれとは全く趣を異にして居つて、其の自由製造は之を禁じ、國家に於て之が製造を制限して居るのである。然らば何故に之を國家に於て制限して居るかと言へば、其の理由は下の如きものである。抑も補助貨幣なるものは、本位、貨幣を使用することの出來ぬ小取引の支拂に充てるが爲めに製造するものであつて、日常の取引は、斯かる小取引が實際に於て多いのであるから、此の種の貨幣が地金の價格の變動に因り、溶解せられて地金となり、若しくは輸出せられて海外に流出する等のことがあれば、日常の取引に甚だしき不便を生ずるは明かなことである。それ故補助貨幣は、之を製造する時に、其の溶解、輸出等を防ぐが爲めに、其の名目價值を實質價值よりも高くして置くのが常であつて、我が銀貨の如きも、其の名目價值に比して實質價值は遙かに小にしてあるのであるから、若し其の自由製造を許すことにすれば、名目價值と實質價值との差額を利せんとして、誰も彼も其の製造を要求するは解り切つたことである。其の結果、補助貨幣の供給は増加するばかりで、遂に、貨幣の價值の下落を來し、名目價值は法律を以て認めてあつても、人は名目價值を以て之を授受せずし

て、漸次其の價值を下落せしむるの極、實質價值と一致するに至るに相違ない。かうなれば、貨幣制度の紊亂は到底免かるべからざる所である。それゆゑ補助貨幣に在つては、其の供給の過剰に陥らぬやうにすることが甚だ肝要であつて、過剰にさへ陥らなければ補助貨幣は日常の取引に必要缺く可らざるものであるから、能く其の名目價值を維持し、縱令本位貨幣に對して惡貨幣であつても、グレンシアの法則は行はれぬことになるのである。而して其の過剰に陥るのを妨ぐのは、其の製造に制限を附するの外なく、其の製造を制限するのは又た唯だ自由製造を禁ずるの外ないのである。殊に今や我が國に於ても五拾錢銀貨を引上げて、それを小額紙幣と入れ換へつゝある。紙幣の製造は其の費用更らに又僅少であるから、之を放任すれば濫發に陥る虞がある。是れ補助貨幣の製造を國家に於て獨占して居る所以である。

處で、國內に流通する補助貨幣の總額は如何にして之を定むるかと言へば、國に依つては、一人に就て幾何と、其の人口の割合に標準を置いて居る所もあるが、我國に於ては年來の經驗に依り、此の位なら略ぼ相當と見込を以てして居るのである。尙ほ補助貨幣を以てする支拂の效力に制限を附する理由は、前述の如く補助貨幣は名目價值に比し其の實質價值が小であるから、取引上巨額の補助貨幣を受取る者は甚だしき不便と不利益とを蒙らねばならぬことになるからである。

## 第六節 貨幣本位

貨幣のことに就いて最後に説明すべきは貨幣の本位と云ふことである。貨幣の素材となる物質には種々なるものがあつて、其の内或る種のもを本位貨幣とすることは、既に述べた所であるが、その選擇を如何にすべきかは、尙ほ議論の存する所である。我國の如きは明治三十年以後久しく金が價值の尺度であつたから、貨幣の本位は金本位と稱した。然るに廣く貨幣の發達史を見ると、貨幣の本位は金本位の外に、尙ほ數者を加ふることが出来るのである。即ち銅、鐵、銀の本位、金銀複本位、跛行本位、金爲替本位、及び紙幣本位是れである。此の中で、銅や鐵の本位は、既に遠き過去の事實であつて、今日實際に存して居るのではないから、別に説明する必要はなく、現今本位と言へば、銀若くは金、或は紙幣を指すに限つて居るのである。

銀本位と云ふのは、銀を以て本位貨幣となし、之に無限法貨たるの性質を附與し、且つ其の自由製造を許すの制度である。また金本位も之と同じく、金を以て唯一の本位貨となし、之に無限法貨たるの性質を與へ、尙ほ其の自由製造を許す制度である。現在は世界の不安で貨幣制度も紙幣本位となりインフレーションの時代となりつゝあるが、従前、先進國の多くは金本位制を採用し、經濟狀態の發



達が尙ほ幼稚なる國は銀本位制を採つたものである。而して金銀何れを以て本位貨幣となすべきやば、主として其の國の經濟狀態に因つて決すべきものであつて、經濟狀態の發達が尙ほ幼稚なるに拘らず、金本位制を採れば、幼稚なる社會の常として、日常の取引が、概ね小さいから、貨幣價值が割合大き過ぎて、取引上種々の不便を生ずるし、之に反して、經濟狀態の進歩した國が銀を以て本位とすれば、大きな取引に價值の少ない且つ重量の大なる貨幣を授受しなければならぬから、其の不便は能く堪へ得る所でないのである。各國が銀本位を棄て、金本位に移つたのは、主として此の理由に因るのである。

複本位制とは、金銀共に本位貨幣とし、兩貨の比價は法律を以て之を定め、共に無制限の法貨たる性質を有せしめ、且つ又た共に其の自由製造を許す制度を謂ふのである。此の制度に依れば、一切の支拂は銀を以てするも金を以てするも差支ないで、若し、金の産出が少なくなつても、銀を以て之を補充することが出来るから隨つて貨幣が少なくなり、その爲め物價の下落を來たすやうな惧れはないのである。それで一時複本位制は貨幣學上頗ぶる重要視せられ、各國の學者は何れも皆此の問題に就いて多大の注意を拂ひ、佛蘭西を盟主と仰ぐラテン同盟並に北米合衆國に於いては、此の複本位制を採用し、我國に於いても亦た一時此の制度を行つたのであるが、以後世界何れの國でも此の制度を

探ることなく、隨つて今日は複本位制の可否を議論する必要は既になくなつたのである。併し貨幣學上の原則を了解するため、茲に少しく説明をして置かうと思ふのである。

先づ複本位制に反對する者は、「よし金銀貨共に法律を以て規定し、何れを以て無制限に支拂に充て、も差支ないといふことにしても、實際、地金銀の市場に於ける金銀の價格の割合即ち比價は、何時でも法定の比價と一致するものではない。そこで若し地金銀の市場に於ける比價が動搖すれば、下落した方の貨幣は、悪貨となり、下落しない方の貨幣は良貨となり、茲に善惡二種の貨幣が併用せらるゝことになるから、其の間に必ずグレシヤムの法則が行はれ、下落した貨幣のみが市場に流通し、下落せざる方の貨幣はやがて其の跡を市場に絶つことになる」と言ふのである。然るに複本位賛成論者は之に答へて次の如く言ふのである。「成る程反對論者の云ふが如く、グレシヤムの法則が行はるゝは事實であるが、併し尙ほ其の上に如何なる現象が現はるゝかと言ふと、二種の貨幣の中何れか一方下落するとすれば支拂をなす者は其の下落した貨幣を以て支拂に充つるが利益であるから、下落した金屬に對する需要を増し、こゝに之を騰貴せしむる傾向を生じ、之に反して、下落せざる貨幣は畢竟他と比較して騰貴するのであるから、その需要は少なくなり、其の値を下落せしむる傾向を生ずるのである。それで、斯様に一方は騰貴し他方は下落することゝなればよし、一時はグレシヤムの法則が

行はれても、やがて又た原状を回復して、従前通り地金銀市場の比價と法定比價とを一致せしむることになる」と。右述べた所は、學問上補償作用と稱するものであつて、複本位論者が金科玉條として尊重する所のものである。

然らば實際上果して如何であるかと言ふと、佛國、米國の例に就て見れば、何時でも下落した方の貨幣が市場に充滿して、下落せざる貨幣、換言すれば騰貴した方の貨幣は直ちに市場に其の影を失するのである。かるが故に、複本位論者の主張は、事實に於て破れて居るのである。これは、畢竟複本位制を唯だ一國內に於て實行しようとするからで、前に述べた補償作用は必ずや行はるのであるけれども、單に一國だけでは到底完全に此の作用の行はるゝことは望み難いのである。こゝに於て複本位論者は、更に國際複本位制を主張するのであつて、其の論旨は「世界の主なる國々が條約を結んで、金銀の比價を定め、そして複本位制を採用することにすれば、金銀何れか一方が下落しても、他の下落せざる方のものを外國に持つて行つて高く賣るといふことは出来ぬから、補償作用が完全に行はれ、複本位制は必ず成立する。」と、斯う言ふのである。成る程各國が凡て複本位制を採用したならば、一國單獨で此の制度を採用するよりも、制度の成立する見込は多いのであらうが、併し萬國共通と云ふことが果して行はるゝや否や疑問の存する所である。その詳細に亘ることは、茲にこれを論

ぜぬけれども、兎に角これまで此の問題に關し、數回國際會議を開いたことがあるが、何時も國際複本位制は學者机上の空論に止つて、遂にその實行を見ないのである。それで、其の理由は學理上の缺點と云ふよりも、實際上の困難が重きをなして居つて、第一には、金銀の比價を定めることに困難を感じ、例へば、金一に對して銀を十五にすべきか十六にすべきか、或は實際地金市場の比率たる五十若くは六十にすべきかと云ふことを決するのが既に非常な困難であるのに、第二には、よし條約を以て一旦比價を規定しても、國際間に戰爭の起つた場合とか、或る邦國が爲にする所あつて此の條約を守らなかつた場合とかは、如何に之を處分すべきかといふことが、また極めて困難な問題であるのである。

次に跛行本位とは、複本位に能く似た制度であつて、金銀を以て本位貨幣となし、共に無制限法貨たる性質を認むるのであるが、唯だ複本位と異なる點は、金は自由製造を許すが、銀には自由製造を許さない處に在るのである。即ち銀は本位貨幣であるに拘らず、その自由製造を許さないといふことが、跛行本位と稱する所以である。それで、如何にして斯ういふ制度が出来たかといふと、一時複本位制を採用した國、若しくは銀本位を採用した國が、貨幣制度を改めて金貨國となつた場合に、從來本位貨幣であつたところの銀の處分に困難を感じ、銀貨を盡く補助貨幣に改鑄するには餘り多きに過

ぎ、さればとて地金銀の市場に賣出せば、銀は俄かに下落して國家は夥しき損失を招かなければならぬのみならず、銀の代りに金を貨幣として流通せしむるにも、夥しき費用がかかるから、以前本位貨幣であつた銀貨を一時の便宜上、本位貨幣として使用することを許し、其の代り自由製造は絶対に之を禁止して、以て銀の下落より生ずる弊害を除くに努めたのである。是れが即ち跛行本位制の起原である。

又た金爲替本位は、實際市場に流通する貨幣は銀であつて、金貨は製造しないのであるが、金貨國との關係上、金を以て價値の標準となし、銀貨は此の金に對して一定の割合を有せしむる様にしてあるのである。抑も千八百七十年頃より獨逸を初じめ其の他の諸國は、總べて金本位を採用することになつて、銀貨は本位貨幣として漸次に驅逐せられ、かの國際複本位制も成立するの見込がなく、世界の大勢上金のみが獨り本位貨たるの觀を呈するに至つたが、經濟狀態の尙ほ幼稚なる國では、金を以て本位貨幣とすることが出來ず、さればとて銀本位を維持して居れば、金貨國との爲替は金銀比價の動搖に依つて絶えず動搖し、それが爲めに貿易上の關係を紊して少なからざる支障を生ずる。加之、一方には先進國たる金貨國より外資を輸入する上に大なる不便を醸し、又た彼の金貨國の屬領で銀を以て貨幣として居つた處では、母國との關係が甚だ錯雜して來たのである。それで、斯かる困難があ

つたから、之を除くがために生れ出たるものが、即ち此の制度であつて、此の制度の特質は、國內に於ては、其の國情に適した銀貨を流通せしめるが、金貨國との關係上、その當然生ずる金銀比價の動搖を避けなければならぬから、銀は之を自由製造に委せて置かず、その製造には制限を付したのである。即ち貨幣の製造を制限すれば、その貨幣の價値を實質の價値よりも高めることが出来るのであつて、這是補助貨幣の原則を説明する所で、既に説明した所であるが、金爲替本位制も、前に述べた跛行本位制と同じ様に、此の補助貨の原則を應用して自由製造を制限し、以て貨幣の價値を高めやうとするのである。而してその高めた貨幣の價値と金の價値との間に一定の割合を保たしめやうとするのである。即ちかくすれば、如何ほど銀が下落しても、金貨國との取引に困難を生ずることがないのである。併し貨幣の製造を制限するだけでは、まだ不充分の點があるから、此の制度は尙ほ他に一の方法を講じて居る。それは此の制度を有する國は其の國と最も密接なる關係を有する金貨國の主たる商業の中心地に金の準備金を備へて置いて、必要に應じて此の準備金に對して爲替手形を振り出すのである。

紙幣本位は、所謂不換紙幣のことであつて、不換紙幣は兌換せられないもので一葉の紙片に過ぎぬから、其れ自身何等の價値もないのであるが、併し一旦國家に於いて紙幣の發行を獨占し、尙ほ法律

を以て之に強制的通用力を與へ、而して交換の媒介、支拂の具として之に對する需要を起さしむれば、よしやその素材の價値は無に等しきものであつても、尙ほ之に價値を生ぜしめるのである。而して純粹の學理上より言へば、不換紙幣は、貨幣の材料より生ずる特別なる事情に何等の關係なく、その需要供給を一致せしめ得るものであるから、價値の動搖を受くることなく、眞に理想的貨幣たることを得るものである。乍併實際上より言へば、現在の文化の程度では、到底その需要供給を一致せしめることは出来ないであつて、不換紙幣は貨幣中最惡のものと思はれて居るのである。又た從來不換紙幣の發行せられた場合を見ると、多く經濟上の理由によるのではなく、寧ろ政治上の理由によるのであつて、國家が財政上甚だしき困難に陥つた場合に發行して居るのである。それ故不換紙幣は何時でも濫發の弊に陥り、その價値が著るしく下落するのであつて、其の結果、物價の騰貴を促し、物價の騰貴は政府の歳出を増加せしめるから、一旦不換紙幣を發行し濫發すると、經濟社會を其の根柢より動搖せしめ、其の弊害の及ぶ所測る可からざるものがあるのである。是れが紙幣濫發の戒むべき所以である。此の不換紙幣の最も著名なるものは、佛國のアング、米國のグリーンバック等であつたが、第一次の世界大戦争に於て、露國のルーブル、獨逸のマーク紙幣は暴落の最も著しきものであつた。ソ聯のルーブル紙幣は無價値となり獨逸のマークは終に一兆分の一に下落したのである。我國も亦た

不換紙幣の經驗を有し、かの太政官札の如き、新國立銀行條令に依つて發行された國立銀行紙幣の如き是である。而して今や我が國に於ては日支事變により、歐州に於ては英・佛對獨逸の戦争により再び不換紙幣が大に發行せらるることとなり、それがインフレーションと言はれ、貨幣價値の下落を惹起し、物價は甚しく騰貴し、更らに惡循環作用發生して、惡性インフレーションとなるを警めなければならぬこととなつた。

## 第二編 經濟機構と其の要件

### 第一章 經濟の進化

#### 第一節 經濟進化の意義

經濟も宇宙間に於ける他の凡ての事物と同じく段々に變化して今日に至つて居る。即ち始めは極めて幼稚なる村落經濟の状態であつたものが大に進展し、終に現在では國民の經濟、更らに進んでは國際經濟と言はるるものとなつた。之れ幾多の變遷を経たる經濟の變化と進歩とで、即ち經濟の進化である。此の進化は技術の發達、企業經營の形態の擴大、分業等種々なる原因によるや言ふまでもなきことながら、其の内容は分化と統一に歸するのである。即ち分化は渾然として殆んど區別を設けることの出来ない様な状態より、次第／＼に區別を生じて

來て各部分とも互に其の特色を發揮する様になることを謂ひ、統一は各部分とも、唯だ雜然として存在するのみであつて、其の間に何等の聯絡も無い様な状態より次第々々に其の間に整然たる秩序を保ち互に聯絡を有する様になることを謂ふのである。例へば今日吾々が現に經驗しつゝある所の經濟は、將來に於て尙ほ大に進化すべきこと勿論であるが此の經濟は、之を過去の經濟に比較すると、實に著大なる進歩發達をなしたものであつて、過去の幼稚なる時代に在つては、吾々の仲間の一部に縱令如何なる事が起つても、敢へて直接に他の部分の者に影響を及ぼすやうなことはなかつたのであるけれども、今日では決してそうで無くして、一部の交通機關が其の運轉に故障を生じてさへ、他の部分の者に對して恐るべき影響を與へ、時としては之が爲めに多數人の生命にまで輕からざる損害を及ぼすことがあるのである。是れは即ち吾々の間に甚だ密接なる聯絡のある證據であつて、斯かる状態を指して、統一があると謂ふのである。それから又た吾々は、過去に於ては大抵皆な同様な境遇の上で生活して居つたから、其の容貌まで略ぼ同様のものと爲り、丁度今日吾々が野蠻人に就て觀察するが如く、相互の間に何等特異の點を發見することが出来なかつたのであるが今日ではなか／＼とそうで無くして、所謂十人十色と云ふ有様で、一見直ちに自他を區別することが出来るのであるが、是れは果して何故であらうか。今日では互に異つた職業を持つて居るから唯だそれだけでも既に其の思想、

風彩にまで影響を及ぼし、到底他と混同することの出来ない様な區別を生ずるのである。是れが即ち分化と云ふことになるのである。

## 第二節 經濟社會の進化

夫れ斯の如く進化は之を社會萬般の方面に見ることが出来て、經濟も亦た進化するものであると云ふことは、既に述べたところであるが、尙ほ少しく説明せねばならぬのは、經濟社會の進化と云ふことである。即ち以上に述べた所は、唯だ漠然と經濟の進化と稱し未だ經濟社會なる語を使用しなかつたのであるが、人の集團たる社會も亦た進化するものであるから、經濟的方面より見たる社會の進化と云ふことは、茲に攻究せんとする極めて重要な事である。

抑も今日吾々が生活しつゝある經濟社會には、分業が行はれ、甲なるものは、Aなる財を生産し、乙なる者はBなる財を生産し、丙、丁、戊其の他の者も亦た皆なそれ／＼種々なる財を生産し、互に之を交換して有無相通ずるのみならず、其の交換せらるる財は實に世界各處に於て生産せられたものを網羅する有様であるが、併かし經濟社會は初めより此の如き現象を呈しつゝありしものではなく、今日の様な狀況を呈するに至るまでには、千年乃至數千年の年所を經過したのである。即ち經濟社會

は、此の年所の間に次第に進化したのである。而して此の經濟社會の進化することは、歴史家も經濟學者も一般に之を認めて居つて、何人も拒む者はないのである。従つて其の經濟社會進化の階段は如何。如何なる順序を経て今日に至つたかと云ふに、之に關しては種々なる學說がある。其の重なるものは左の如くである。

**リストの説** 第十九世紀の前半迄は、人は一般に、最初の人間は其の居所の如何によつて其の生活の方法を異にしたものだと思へて、山間などに生活の天地を見出した者は、狩獵に従事し、海邊などに生を享けた者は漁獲に従事し、更らに進んで家畜を養ひ、牧畜に従事し、水草を逐ふて移轉する遊牧の民となり、次いで農業の術を知るに至り、茲に始めて或る一定の場所に定着し、其の住所を有するに至つたのであると、斯様に考へて居たのである。思ふに是れは耶蘇教聖書の傳説に基きたるものであつて、従つて此の傳説は、少なくとも基督教國に於ては一般に信ぜられて居たのである。是を以て獨逸の經濟學者リスト(Friedrich List)は、此の傳説を經とし、自己の研究を緯として、一の經濟社會進化の階段を按出し、之を狩獵及び漁獵、牧畜、農業、農業及び工業、並に農業工業及び商業の五階段となしたのである。是れリストの分類として著名なるものである。

**ヒルデブランドの説** リストに次いで經濟社會進化の階段に關し一個獨創の見解を發表した者はヒ

ルデブランド(Bruno Hildebrand)であつて、此の人の見解も、久しく世上一般の信する所となり、今も尙ほ有力なる説である。而して其の説は、經濟上甚だ重要な交換と云ふ立場より經濟社會の進化を観察したもので、其の進化は自然經濟、貨幣經濟、及び信用經濟の三階級を経るものであると云ふのである。

**ビューヘルの説** 更らに獨逸ライプチヒ大學に於て經濟學を教授し、予が留學當時其の首坐たりし獨逸經濟學一方の重鎮、ビューヘン(Karl Bihler)は、經濟社會の進化に關して一の新しき學說を發表し、一生面を開拓した。是れは經濟社會の進化を家族經濟、都市經濟、及び國民經濟の三段に區別するのであつて、此の説は、今や一般に其の正當にして論難攻撃すべき餘地の少きことを承認せられ、最も多數の學者によりて採用せられつゝあるものである。

**シュモラーの説** ビューヘルの説は前述の如きものであるが、更らに獨逸歴史學派の泰斗として、又た世界に於ける經濟學者の明星として、各國の學者より少なからざる尊敬を拂はれつゝあつた故伯林大學の教授シュモラー(Gustav Schmoller)は、ビューヘルの説に多少の改正を加へ、經濟社會の進化をば村落經濟、都市經濟、領域經濟、國家經濟の四階段に區別したのである。即ち此の四階段説は、初は村落、次ぎは都市、次ぎは領主、次ぎは國家と云ふ順序で各々主權の存在が違つたといふ點に基礎

を置き、之を其の區別の標準となしたもので、政治的關係に重きを置いたのである。但し、此の四階段説は、ビニーヘルの區別とさしたる差異がないのである。而して現在の經濟は國民經濟で其の次には世界經濟となると云ふのであるが、現代の經濟が國民經濟なりといふに對しては何等異議を挿むの餘地なしとして、其の次は世界經濟となると言ふも國民經濟と同じ意味に於て世界經濟と言はゞ世界國家の成立が、或は條約による世界的經濟共同體を前提としなければならぬ。されど現在は斯の如きものが成立せざるのみならず、將來に於ても成立の可能性尙ほ甚だ乏しいと言はなければならぬ。されば國民經濟の次は國民經濟と國民經濟とが接觸し種々なる交渉を持ち、其處に特別なる經濟現象の現はるる時代で、而もそれが國民經濟に甚だ重大なる關係を有することとなるのである。之れを國際經濟といふべきである。

次に現在の經濟は資本主義經濟なりと言はれる。資本主義は私有財産制度と自由競争とを前提とするものであるから、次章に於て先づ私有財産制度を明かにしやう。

## 第二章 私有財産制度

### 第一節 私有財産制度の意義

土地、資本若くは勞力は、現今の經濟組織に於てはそれ／＼持主がある。而して其の持主なるものは素より公共團體の如き例外もあるが、大部分は個人である。右の中勞力は人と離すことの出来ないものであるから暫らく別として、其餘の土地資本は、之を個人が所有すれば、所有者は自由に之を處分することが出来、又何等の勞作をせずとも、之より生ずる所得を收むることが出来るのである。是れが即ち私有財産制度と稱するもので、資本主義も此の基礎に立ち又、分配の不公平と云ふことも、この制度から起つて来るから、私有財産制度は非常に矢張り議論を發生せしめるのである。

抑も私有財産制度とは、物に私人の所有權を認め、之と同時に、又た其の相續權をも承認する所の制度であるが、此の制度の基礎を爲す所のは云ふ迄もなく所有權である。而して所有權とは、物を自由に處分し得る權利であるが、併し所有權の行使は、法律命令の範圍内に於て爲すべきものであ



つて、決して無制限に爲し得られるものではない。例へば、我國に於ても土地收用法と云ふ法律があつて、公益の爲めには國家より強制的に土地を徵收されることがあるし、其の他の行政警察の規則に依つても吾々の所有權は種々なる制限を受けて居るのである。

## 第二節 私有財産制度の起原

さて此の所有權は果して如何にして發生したるものであるか。即ち所有權發生の起原如何といふことは、總て私有財産制度の起原如何と云ふことになるのであるから、之れを説明する必要があるのであるが、是には左に列擧するが如き種々の説がある。

**第一 先占説** これは自然法學者の主張した所であつて、詰まり何人にも屬して居らぬ物を占有して茲に所有權が發生したと云ふのである。勿論、太古蒙昧の時代には人口も少く、何人にも屬して居らぬ物が澤山存在して居たのであるから、所有權が此の先占に依つて生じたには相違ないのであるが、併し此の説は所有權發生の起原を一部分だけ説明したものであつて、決して全部を説明したものであるのではないのである。即ち先占といふことを若し事實上の占有と見るならば、之は不動産に適用することが出来ない筈だし、又た意思表示に依るものと見るならば、意思表示を識別することが甚だ困難であ

ると云はねばならぬのである。のみならず、先占は之れを有効にしようとするには、國家といふやうな權力者より他の侵害を蒙らないやうに保護して貰はねばならぬのに、幼稚なる社會でまださういふ機關の備つて居らぬ時代には、先占者に於て自からその先占を全うする爲めに實力を有して居らなければならぬ筈である。然るに歴史上の事實より見れば、土地は初め多く共有物であつて、決して個人が實力を以て之を占有したのではないのである。それ故先占の爲めに所有權が發生したといふことは、十分な説明とは見られないのである。

**第二 勞働説** 是れは經濟財の生産をなすのには勞働は必須缺く可らざるものであつて、勞働の結果は、勞働を爲した者に於て當然收得すべき筈のものであるから、所有權も勞働から發生するのであると云ふのである。然るに此の説も亦た完全なものと云ふことは出来ないのである。何となれば、假りに此の説の説く所の如くであるとすれば、實際に於て種々なる矛盾が生じて來るからである。例へば、地主がその土地を自ら耕作しないで、小作人に耕作せしめた場合には、勞働を爲すものは小作人であるから、その土地の所有權はその小作人に歸するものであると云はなければならぬことになる。又た所有權の讓受は相續、寄附若しくは贈與等に依つて爲してゐるのであるが相續、寄附、贈與には何等勞力の提供と云ふことはないから、此の場合には所有權の讓受は一切出來ぬと云ふ結果

になるのである。且つ今日の如き資本主義の經濟組織に於ては、何等の勞働をせず多くの收入を得て居る者が多くあるのであるが、斯様な收入は總べて不當なものでなければならぬことになるのである。故に此の説も亦た完全なものではないのである。

**第三 自然所有説** 此は一般に人生説と稱せられて居る所のもので、此の派の人々は人は此の世に在る以上、誰れでも皆な生存の權利を有して居るもので、生存をするには經濟財は一日も缺くことの出来ないものであるから、吾々は權利として財を所有することが出来ねばならぬ。財を所有する權利は取りも直さず、吾々人類天賦の權利であると説くのである。併し斯く言へば、現在生活難を唱へて糊口に窮して居るものが多數あるのであるが、これ等の人々は、生存の爲めに必要な土地なり資本なりを無償で與へられねばならぬことになるのである。これ甚だ困難なることで、實行不可能なることは辯ずるまでもないのであらう。此の説は、所有權發生の起原を説くものではなく、單に所有權の正當なることを辯護するに過ぎないものである。

**第四 法定説** 此の説は國家が法律を制定し、法律に依つて之を承認して始めて所有權が成立するものであると説くのである。換言すれば、所有權は法律があつて始めて存在し、法律が認めるまでは、縱令所有の事實があつても、所有權と云ふ權利はないのであると斯う云ふのである。併し之は餘り法

律の形式に重きを置くものであつて、實際の事實は、之れと反對で、所有權が存在するから、法律がその存在を承認するのである。故に此の説は、本末の順序を顛倒したものである。

**第五 自然經濟説** 此の説は勞働も自由、資本を處分することも亦た自由でなければ經濟上の効果は少ないものである。即ち吾々は利己心を有して、勞働の自由、財産所有の自由といふ利己心を満足させる所のものがなければ、十分に働く者ではない。個人にして十分に働かない時には、社會全般の利益を増進することは出来ない。それ故勞働の自由、財産所有の自由を與へ、十分に個人を働かしめるやうにして勞働の能率を進め、生産を盛んにし、資本を増加することになつたのである。これ經濟上自然的の必要である。所有權はかくして自然に發生して來るのであると云ふのである。併し經濟上の働きは、單に利己心より出るものばかりではなく、他愛心より出るものもあるし、又た所有權は斯く利害の考を十分明かにして而して後に發生したものでないものである。従つて此の説は、所有權を辯護するに就いては、或は適當なものであらうが、所有權の發生を説くものとしては、まだ完全無缺なものではないのである。

**第六 進化説** 此の説は強者の權利を認め強者は生存の必要上より弱者を排して自己の生存及び發展を圖り、弱者は強者の犠牲になるものである。而して土地と其の他の經濟財とが強者の間に分配さ

れ、茲に所有權が認められるに至つたのである。即ち所有權の發生は、社會自然進化の法則に従ふものであると云ふのである。けれども、強者の權利と云ふことを以て完全に所有權の發生を説明し得るものとは、到底受取れないのである。併しながら自然進化の理法に依つて所有權を説明せんとしたのは、他の諸説に比して僅に一頭地を抜いて居ると云ふことが出来るのである。

以上所有權の發生を説明する主なる學説を列擧したが、所有權の發生を一つの學説を以て説明し、其の上、所有權の社會上並に經濟上に於て正當であると云ふことを一個の觀察點より論斷せんとするのは、到底出來得べきことではない。けれども今述べた種々の學説は、皆なそれぞれ一部分の眞理を持つて居るから、これ等の學説を彼此斟酌すると、所有權の發生及び其の存在の理由を了解することが出來やうと思ふ。即ち今日に於ても先占に依つて所有權を收得することもあるし、勞働に依つて所有權を收得することもあつて、此の場合には、法律の承認する所でなくてはならないのである。又た所有權の範圍は、漸次に歴史的に變化して居るし、所有權を認めるといふことは、社會上、經濟上に於て利益の増進と云ふ點より見て妥當なのである。次に所有權も、經濟財の種類によつて其の認められるのに、遲速があるのである。即ち自己の勞働を以て造つた物は最も古くから所有權を認められたに違ひなく、其の次は自己の使用して居る物に就て所有權が認められ、それから又た一般動産に所有

權を及ぼされたものである。而して土地の如き不動産に所有權を認められるやうになつたのは、其の後のことである。即ち土地は初め大概共有であつて、時々これを國民に分配して耕作せしめ、時に又たこれを取上げたのであるが、其の後人口が増えて來て、土地を改良して生産を増加するの必要に迫られ、土地を共同に所有したり、一時的に所有せしめたりしたのは、其の目的を達することが出來なくなつて遂に土地にも私人の所有權を承認するやうになつたのである。

### 第三節 所有權の效果

さて此の所有權といふものを認めるが爲めに、生産に與つた者はその生産の結果を收得し、従つて生産は其れが爲めに盛んになり社會の進歩發達も期し得られるのである。然るに一部の人々の中には此の所有權の弊害のみを指摘してそれに反對するものがないでもない。寔にどんなものでも一利一害は數の免れること能はざるもので所有權にも弊害がない譯ではなく、殊に其の權利を濫用すれば社會に害毒を流すこと少なからざる虞がある。されば所有權も慎重に之れを行使しなければならず、社會の爲め其の濫用を禁じ、其の弊害を去り其の長所を發揮せしめなければならぬ。

さればといふて所有權を廢止せんとするが如きは社會の組織を變革するので、其の實行容易ならざ

るのみならず極めて危険なことなりと言はなければならぬ。其の故如何となれば、第一、現今の社會組織と云ふものは、幾百千年と云ふ永い年月を経て漸次歴史的に發達して來た所のものであつて、決して一朝一夕に遽然として出來たものではない。其の歴史的發達と云ふことを聊かも眼中に置かずに、唯だ現社會に缺陷があるからと言つて、過去の關係を一朝にして根本より更改せんとするが如きは容易に行はれない。第二に、かりに現今の社會組織よりも優つた新組織が出來、各種の弊害が一掃し得られるかと言ふに、これまた中々六ヶ敷ことである。蓋し現今の社會的弊害だけは、之を消滅せしめることが出來やうが他の弊害が之に代つて發生して來ることは誠に避け難き所であるからである。即ち經濟上餘りに利己心を増長せしむるは弊害之れに伴ふも、さればといふて各人の利己心を働かせ所謂各人の獨創的着想を獎勵しなければ經濟上の能率を高め社會國家の發達進歩を庶幾することと中々困難である。其れ故に終局、矢張り所有權を認めて置いて、それより生ずる弊害は之を矯正するの外はない。即ち貧富の懸隔が益々甚だしくなり、社會上、弊害生ずれば其の惠まれざる人々の爲めには種々の設備を行ひ、例へば、工場法を制定するとか、或は勞働保險の制度を設けるとか、若しくは勞働紹介所を設立するとか、其の他種々の方法を以て其の地位を進め、生活の状態を改善せしむべきである、また鐵道、道路、電信、電話、水力、電燈、瓦斯に關する諸獨占業の如き、或は性質上

獨占業でなくとも煙草、樟腦の如きものは、私人の經營に屬せしめないで國家若しくは自治體が之を經營して社會一般の福利を圖るやうにするとか、凡そ斯くの如き方法で、必要な場合には個人の所有權を制限し、以て社會的弊害を矯正し軽減せんとするのが、最も穩健なやり方である。

#### 第四節 相續權

最後に、此の所有權が存在し永續して行くのは、相續權を認めるからである。相續權は相續する者より見れば、死んでから後に自分の財產を他人に與ふる權利であつて、相續者より見れば、死者の財產を受け繼ぐ權利である。今日各人が孜々營々として働いて居るのも、一つは自分が此の世に生存して居る間その家族を扶養して行く爲めであるが、併しまた自分が死んだ後に、自分の一家の者をして路頭に迷はしめず、子孫の爲めにも幸福を圖らんとする爲めである。殊に我國の如き家族制度の國では、個人主義の歐米諸國に比すれば、この念が遙かに強いのである。それで若し人の死後、直ちに其の財產を失ふといふことであれば、人々の勤儉貯蓄の念は之が爲めに滅殺せられ、従つて國民經濟の發達を期することも出來なくなる。また所有權も一代限りになつて、その効力が甚だ薄いことになる。それ故社會の爲めにも、また經濟の爲めにも、既に所有權を認める以上、相續權も亦た之を認め

なければならぬのである。乍併、相続権は相続権者をして怠惰に陥らしめるの結果を生ずるものであつて、金持ちの息子が唯だ親の財産を譲り受けて奢侈安逸に流れ發奮の心、勤勞の念に乏しきは、世上珍らしからざる現象である。かくては社會上、經濟上惡影響を來すことになる。それゆゑ近代に至つて相続権に對する制限を主張する者が漸次増加して來た。これ恐らく當を得たことであらう。遺産を相続する場合に、遺言があれば格別、遺言がないときは、相続の權利は可成之を近親の者に限り、餘り縁の遠い者に及ぼすの必要はないし、よし遠親の者に及ぼしても、財産の額に制限を附し、その殘餘は國家に於て沒收する位のこととしても差支なからう。これ相続権に對する制限の一例であるが、その最も有效なもののはかの相続税である。即ち財産の相続をする場合に、之に税を課するのである。殊に税率に種々差等を置いて、財産の額が大なれば大なるほど高率の税、即ち累進税を課するといふことにするならば、其の効力は一層大であらうし、また貧富の懸隔の甚だしからんとする弊を矯正することが出来るのであらう。

### 第三章 自由競争

#### 第一節 自由競争と自由放任

自由競争なる語は廣く解釋すれば、他より何等の妨害を受くることなしに、各自が思ふがまゝに行動すると云ふ意味である。かく自由競争は絶對的に個人の自由であるが、之を分析して見ると、第一各自が思ふがまゝに移動する自由、第二契約の自由、第三自己の財産を勝手に處分し、また思ふがまゝに財産を獲得し得るの自由、此の三者を含んで居るのである。

重商主義の盛んであつた頃、各國政府はその國民の富を増加せんことを圖り、あらゆる方法を講じて産業の振興を競ひ、其の目的を達する手段として、何れも新企業には租税を免除し、輸入品には重税を課し、或は政府に於て自ら事業指導の任に當り若しくは政府に於て自ら事業を企てたのである。が、然かし事業の指揮者、監督に適材を得ることが出来なかつたが爲めに、平凡なる指揮者、監督者は徒らに其の目的を達せんことにあせつて、多くの場合干涉其の度を過ぎ、人民はこれが爲めに非常

なる壓迫を受け、遂には之に堪ゆることが出来なくなつた。それで此の傾向に反對して重農主義が起り、次いでアダム・スミス及び其の流を汲む學者達の出づるに及び、重農主義の思想は漸次發達進化して、やがて極端なる自由を主張することになつたのである。曰く總べて經濟的事情といふものは、一切の干渉を退け、唯だ自由に放任して置きさへすれば健全に發達して行くものである。國家の干渉は、此の健全なる發達を阻礙するもので有害無益のものであると。従つて之れが自由放任である。

## 第二節 自由競争の缺點

自由放任にも全然、根據がないといふ譯ではないが、随分淺薄な點がある。先づ競争といふことも、成程利益のあるのは疑のない所であるが、併しまた弊害も大なるものがあるのである。抑も經濟上の競争は、恰かも競争の如きものであつて、強者の勝を制することは言を俟たぬ所である。それも眞正の優者即ち才能あり技藝あり而して高き人格を有して居る者が強者と看做され、而して經濟上勝利者たるの榮譽を擔ふことになるのであるれば、何等間然する所はないのであるが、普通にいふところの經濟上の強者とは、決して斯ういふ立派な人のみではないのである。即ち經濟上の強者とは、物のあはれを解せず、人情の如何を顧みず、目的の爲めには如何なる手段を採るをも辭せぬと云ふ連中で

あるか、さもなくば、多くの財産を所有し、思ふがまゝに他を壓倒するに足る實力を有する所のものである。かるが故に、彼等は他人の迷惑などは少しもこれを顧みず、唯だ利己一片の欲張根性に驅られて他を犠牲に供し、若しくは金力に依つて他の弱者を苦しめ、彼の貧富の懸隔を益々甚だしうするものである。かくの如きことは、社會上より見て甚だ望ましからざることに謂はねばならぬ。而して斯ういふ望ましからざる事實が、競争には必らず伴ふのである。有名な經濟學者ブレンタノー(Brentano)が嘗て言ふたことがある。曰く、「競争は強者の權利である」と。言ふ意は、若し競争が、無制限に行はるれば、強者は之を利用して必らず、散々弱者を苦しめる。即ち競争は、獨り強者のみが利用し得る權利であると云ふのである。眞に其の言の如く、若し競争が無制限に行はるゝならば、弱者の困難、強者の跳梁思ふべしである。是に於てか、法律の規定を以て競争の行はるゝ範圍を限局し、以て弱者の困難を救ひ強者の跳梁を抑へるやうにせねばならぬ大なる必要が起つて來るのである。

又た自由放任説を唱へる論者は、競争は生産の方法を改良して物價を低落せしむるの利益がある。即ち競争が盛んに行はるゝ事になれば、生産者は其の生産物を可成安く生産する必要に逼られ、必要は發明の母で、種々研究の結果遂に産業の改良生産費の軽減をなすことが出來て、物價の低落を見るに至ると言ふが、競争に此の種の利益の伴ふのは成程事實であるけれども、他の一方には、また同時

に他の結果の伴ふといふことを忘れてはならぬ。即ち競争が烈しく行はるれば、その必然の結果として、企業家は其の利益を滅殺せらるゝから、此の損失を補はんが爲めに、企業家は一には賃金の引下をなし、二には生産物の品質を悪くすることになるといふ事實である。これは勞働者並に一般消費者に取つて、甚だ好ましくないことである。

斯くの如く、競争にも幾多の弊害が伴ふのである。然るに唯だ利益の一面のみを見て、直ちに競争を謳歌せんとするは、餘りに短見であると謂はねばならぬ。又た或る論者は、生存競争なるものは由來天然自然の法則であるといふやうに説くけれども、これも十分感服は出来ないものである。成程唯だ自己の利益の爲めのみ其の生存を争ひ、こゝに自然淘汰が行はれて、弱者は倒れて強者が存するといふ動植物界に於てなら、論者の議論は至極賛成であるが、併し人類と他の動植物とは同一に論ずることは出来ないものである。抑も人類は共同生活を營み、互に團結して始めて外界を制することが出来るのであつて、既に共同生活であれば、共同と云ふ中には、強者もあれば弱者もあらねばならぬのである。而して強者は弱者を庇護し、弱者は強者を尊敬し、茲に始めて共同生活が圓滿に行はるゝことになるのである。且つ又た他の動植物と違つて、人類には道義の觀念といふものがあつて、自己の力が他に優れて居るからと云つて、他を倒して顧みぬといふが如き殘酷な行爲は、人類本然の性に背く

ものである。されば人類相寄つて共同生活を營む所には、互に相援け相敬するといふことを教める道徳があるのである。また共同生活を妨ぐるものには、刑罰を課して之を懲らす所の刑法もあるのである。斯う云ふ次第で競争の利害は大に比較考量する必要があるのである。併し競争は同時に進歩の母であつて、之を缺くときは社會の退歩墮落を來すことも、疑ふまでもない所であるから、之を禁ずる理由は勿論ないのである。然らば之を如何にすれば宜しいかと云ふに、原則としては之を認め、或る場合、或る程度に於て、之に制限を附することにするのである。但し、實際に於て其の制限する場合と程度とを如何に定むべきかと云ふことは、素より至難の問題である。

### 第三節 自由競争の限界

抑も自由競争といふことは、個人主義を基礎として居るものであつて、其の論旨によると、個人は全く自由であるから、随つて競争も亦無制限でなくてはならぬ。さうして一國は、各個人より成立つて居るものであるから、一國を富ますさんとすれば、各個人を富ますさなければならぬ。而して各個人を富ますの法は、之をして自由競争をなさしむるのが、最も有效であると云ふのであるが、併し他を壓倒して自ら富みたればとて、それが眞に一國を富ます結果を生ずべきものではない。一方に富みたる

者を得ても、他方に於て競争の爲め壓倒せられた貧困者を出したのでは、彼の得る所此の失ふ所と相殺し、全體の上より見れば、何等富を増した跡はないのである。

次に又た競争を自由に放任したらば完全に自由競争が行はれるかと云ふに、實際に於いては決して、そうは行かないのである。それと云ふのは、吾々は競争者の中で最も安く賣る者より必ず物を買ふかと云ふに、必ずしもさうでない場合があるからである。例へば、米を買ふにしても、吾々は自分の住む所の近所に在る米屋を端から端まで悉く當つて見て、其の中で最も安い米を買ふことにするかと云ふに、決してさうでないのである。第一何處と何處とに米屋があるか、普通吾々は其れすら知ることが出来ないのである。よし知ることを得たにしても、遠方の米屋まで態々米の値段を聴きに行くことは、其の煩に堪へないのである。そこで少々は高くとも、久しく買ひ付けた米屋、若しくは極く近所の米屋より買ふのが先づ普通の状態である。かやうな場合には、自由競争は完全に行はれないのである。されば此の事に關しては、コーンと云ふ學者も面白いことを言つて居るのである。自由主義の經濟學は所謂取引所經濟學であると、即ち斯うである。その意味は、取引所では誰でも最も安いものを買入れることが出来る。何故と云へば、取引所では買手は總ての賣手の値段を知ることが出来る、そしてまた買入れに何等の面倒もなく、また賣手と何等個人的關係もないから、かやうな所な

れば、自由放任論者の主張するが如く、自由競争が完全に行はれるからである。と云ふのである。實に、取引所なら自由競争が完全に行はれるであらうが、世間は取引所の寄合ひでないから、斯かる事を一般に望む譯には行かぬのである。

更らに又た自由放任論者は、法律を以て競争に種々なる拘束を付することを非難し、其の極端な論者になると、政府が一切の干渉を撤廢し、法律規則を以て何等の拘束をも加へず、全然之を自由に放任して置きさへすれば、自由競争は圓滿に行はれる。と云ふけれども、これも決して事實ではないのである。即ち政府が何等の干渉をしないで居つても、競争の起らぬ場合があるのである。それは何であるかと云ふと、彼の獨占の場合である。例へば、極く邊鄙の村落に於ける酒屋の如きものであつて、一小村落に多くの酒屋が出来て競争をするといふが如きことは、極めて稀有のことであるから、一軒の酒屋は事實上獨占者となるのが、先づ普通の状態である。また永く信用を繋いで來た所謂老舗と稱せらるゝ店の品物は、値段が高くて、人が買ふものである。其の他流行と云ふこともあるし、特別な位置を占めて居るといふこともあるし、粗製品を仕入れるに特別な便宜を有して居るといふこともあるし、或はまた家傳の秘法を受け傳へて居るといふこともあつて、何れも競争の行はれるのに妨害をなすのである。それで、最近の經濟組織に於ては、大企業は初めの中こそ他と競争するが、之



を倒して了つた後は、獨占權を握つて全く競争の圏外に立つものである。そしてこの時には、生産物の値段を高めて消費者を苦しむるものであつて、現に今日此の種の問題は、決して一二に止まらぬのである。特に自由競争を妨げるものは、彼の自然的獨占である。瓦斯、電氣、鐵道業の如きものは、已に一つの會社が之を營んで居れば、他に競争者は先づ起らぬものである。何故かと言ふに、此の種の會社が必要以上に多く出来れば、企業利益が伴はないから、進んで計畫するものもないし、また必要以上に出來ることは、社會全體より見ても甚だ不利益であるから、政府に於て認可しないといふこともあるからである。それ故既設會社は自然に獨占的のものになるのである。かやうに競争は自由に放任して置いても、決して圓滿に行はれぬ場合があるのである。

それから又、労働者と資本家との間に於ては、それが自由競争だといふことであると、労働者は資本家の方の力が大であるから絶へず資本家から大なる壓迫を受け、不利なる條件を忍ばなければならず、賃銀は安く、労働時間は長く、さうして僱主の意の儘に解除せらるる境遇に置かれることとなる。自由競争は決して労働者の利益とはならないのである。それ故に却つて契約の自由によりて労働者は組合を造り、自由競争を避けて資本家に對抗するやうになり、それが労働組合やストライキとなり、更らに資本家の側に於ては其れに對抗するが爲めに企業家の連合といふことになるのである。

されば自由競争は之れを放任して置いても常に行はれるといふものでもなく、又自由競争が無制限に行はれるときは其處に利益のみではなく弊害をも生ずるのである。其れ故にこそ自由競争は時と場合によつては其の行はるるが儘に放任することもあれば、又場合によりては大に之を制限するを必要とすることもあるのである。さうして自由主義の經濟は自由競争を其の前提とするものと思惟し得られるのであるが統制經濟は自由主義を拘束し、自由競争を制限するものだといふべきである。

## 第四章 企業

## 第一節 企業の意義

「企業は經濟上、極めて重要な關係を持つ。即ち經濟の尙ほ幼稚なる時代には自給自足の經濟が營まれ、生産と消費とが同時同所に於て行はれたので特に資本、勞力を集めて企業に従事するといふものもなかつたのであるが、今や生産も交換も企業といふ形式によりて行はれ、而も企業の形態が漸次に大を加へ、資本も勞力も巨額、多數を集めて所謂大企業の大經營が常態となり、之れを經營するものを企業家といひ、資本主義經濟は此の企業が中心となるに至つた。さて企業とは何であるか。

企業とは、自己の計算と危険とを以て他人の欲望を充足せしむるが爲めに直接若くは間接に經濟財の生産若くは勤勞を提供するをいふのである。企業を營む者は、企業家である。企業家は、賃銀を支拂ふことを約して勞働者を傭入れ、一方には財を生産するに必要な、材料及び機械、並に器具を備へて生産をなし、その生産物の所有權は自ら取得し又た之を消費者に販賣するものである。企業家の

中には得意先の註文を待つて始めて生産するものもあるけれども、現今の企業家の大部分は、註文を待たずに、この財を生産したなら賣れるだらうといふ豫想より生産するのである。それで、前者の如き企業を不完全企業、後者の如き企業を完全企業と云ふのである。

## 第二節 企業の利益

企業の利益は、第一に、普通個人が生産するよりも財を安く生産することが出来ることと云ふことである。それと云ふのは、企業家は絶えず粗製品を澤山買入れるから、良質のものを安く買入れる便宜を有して居るからである。また企業家は生産物を絶えず澤山に販賣する所から、それと同じ品物を時々賣る人よりも僅かな利益で賣ることが出来るからである。換言すれば需要供給を集中することが出来るからである。それからまた勞力や機械、器具や勞働に使用する材料を普通個人の場合よりも充分に利用することが出来るからである。第二には、或る經濟財を何時でも需要者の求めに應ずるやうに拵へて居る完全企業に於ては、人の欲望を直ちに満足せしめ得ることである。即ち或る品物を需要するものは、直ぐ之を買求むることが出来て、自分で自ら之を製造する必要もなく、また註文して其の物の出來上るを待つて居る必要もないのである。それから第三には、企業家は事務員及び勞働者を傭入

れ之に仕事をさせるときに、それ／＼種々異つた仕事を分擔させて、而かも全體から見て統一のあり、調和のある組織の下に仕事をさせることが出来ることである。

### 〇 第三節 企業の進化

多くの人々が集つて一の仕事をしたといふことは、遠き昔から行はれたことであつて、決して最近始まつたことではない。併し往時に於て行はれたものは、之を稱して直ちに企業と爲すことは出来ぬのである。殊に一人の主人が多数の奴隸を使用して生産に従事した如きは、現今の企業とは大に其の趣きを異にして居る。今日の所謂企業とは、かの産業革命以後通信交通機關が發達し種々なる機械の發明せられるに及んで發達したもので、その重きを置く所は、總べての仕事が大仕掛となり大なる資本を以て事業を經營するといふ點に存するのである。今企業發達の順序を少しく述べて見ると、昔時に在つては、人々が協同して唯だ原始的生産に従事したに過ぎなかつたのであるが、其の中でも或る者は耕作、或る者は狩獵、或る者は紡織といふ風に、種々異つた仕事に従事して、やがて其等の人々が其の業に特別の才能を發揮し、こゝに種々特別の職業が生じて來たのである。但し其の以後に於て果して如來なる順序を経て發達したものであるかといふことに就ては、精確な史的説明をなすことは

稍々困難の事に屬する。何故かと言ふに、産業發達の徑路は甚だ複雑して居つて、決して單純なる觀察を以て其の全體を盡すことは出来ぬからである。併しながら發達の大勢は大略斯うである。即ち先づ最初は自己の家族の欲望を充たすが爲めに財を生産し、家族の欲望を充たして尙ほ餘りある時は、之を他に賣り、それから自己の家族の爲めに生産に従事する傍、餘暇のあつたときは出で、顧客の許へ行つて日儲として生産に従事することになり、次いで自分の家に小さな工場を拵へて、そこで生産をしたのである。それで、此の時の生産に従事する者は單に其の家族ばかりでなく、更に徒弟なども使用したのであつて、所謂家内産業と云ふものがこゝに初めて發達の端緒を開いたのである。それから之に次いで製造所といふものが起り、機械の發明が行はれ、多数の勞働者を一つの工場に集めて分業的に生産に従事せしめることとなつて、こゝに近代の企業といふ形が出来たのである。

### 〇 第四節 企業の大小及形式

企業は、之を大中小の企業に分つことがある。大企業とは、其の支配者が單に之を指揮監督するだけに時間を費して自ら仕事に手を下す暇のない所のものである。そして此の種の支配者は、社會上勞働者とは全然別種な階級に屬する者である。小企業は企業家が之を指揮監督する一方には、自ら仕事

に手を下だす所のものである。そして右兩者の中間に在るものが、中企業と稱せられるものである。但し此の三者の區別は相對的のものであつて、決して其の間に判然たる區別をなし得られるものではない。

次に企業の形式と云ふことに就いて述べれば、これはその企業の持主が誰れであるかといふ問題になるのである。企業は個人は素より、個人の集まつた會社それから國家若しくは地方團體の如き公共團體に於て所有することもあるし、また財團法人の如き財産の集團も所有主となることが出来るのである。是等の所有者を異にするに依つて、企業は其の組織、監理、及び目的もまた種々に變つて來るのである。殊に企業の監理の點より見れば、個人が所有主の時、其の人が自ら之を支配するけれども、之に反して公共團體若しくは法人が所有主であるときには、官吏若しくは役員が之を支配することになつて、其の間に著しき相違の點が生ずるのである。即ち個人が企業の支配をすれば、企業に伴ふ一切の危険と責任とは、その個人が負擔するのであつて、従つて其の個人は全力を注いで之に従事することになるのである。また個人が所有主たる場合に於ては、他より何等の掣肘を受けずに行動は全く自由であるが、官吏などが企業の支配者である場合には、その企業に對して利害關係が薄い所から、唯だ自己の義務を盡くすといふに止まり、その人が極めて實直な者であるにしても、企業に對する熱

心の度は、到底個人の支配者の場合に比することは出来ぬ。尙ほ官吏は、種々行動を束縛せられて、十分の活動をなすことが出来ないのに、會社或は組合になると、企業の所有主は個人ではないが、その企業を管理經營する者と、企業の利害は種々なる點に於て一致もするし、また行動も餘程自由であるから、公共團體に於けるが如き欠點はないのである。また企業が個人若しくは私人の團體に屬して居れば、その主たる目的は、云ふまでもなく營利であるが、公共團體に屬する場合は、國家若しくは地方團體の必要を充たし、財政上の收入を圖り、その他一般公共の幸福を増進するを目的とする等、營利といふことはその主たる目的ではないことになるのである。

#### Q 第五節 單獨企業と共同企業

是に於て企業を分けて單獨企業及び共同企業の二となすことが出来る。單獨企業とは、右にも述べたるが如く、個人が其の所有者であつて、企業に對する全責任を負ひ、企業より生ずる債務に對しても、自己の全財産を擧げて辨濟の責に任ずることを保證するものである。また單獨企業は、企業者に於てその企業より生じたところの利益を可成その擴張に使用する所から、事業は漸次に發達膨脹する傾向を有して居るのであるが、併し一個人の資力には自ら限度があるから、企業の發達にもまた限度

があつて、異常の大企業は個人企業に望むことが困難である。また人は素より千手観音でないから、個人が如何程事業にかけて熱心であつても、それもこれもといふ風に何處にも十分周到に手が届くといふことは、これまた望み難い所である。殊に事業が大きくなればなるほど此の困難の加はつて来るのは、見易き所である。且つ又た個人企業の通弊として、企業者が疾病に罹つて働けなくなるとか、死亡して、了ふとかいふことになれば、後は忽ち暗となつて、その事業が社會の爲めに如何に有益であるにしても、已むなく之を中止しなければならぬことになる。然るときはこれまで此處に使用されて來た幾多の労働者は、一時失職の憂目に逢はねばならぬのである。

次は共同企業である。共同企業とは、云ふまでもなく多數の人々が集まつて事業を經營するのであるが、こゝには、先づ人よりも資本に重きを置く方面よりして説明すれば、第一に問題として出て來るのは會社である。我が商法の中に規定してある會社には五種のものがある。

其の第一は合名會社で、社員がそれぞれ出資して組織するのであるが、社員の會社の債務に對する責任は、その出資高だけに止まらず、其の全財産を擧げて辨濟の責に任せなければならぬのであつて、即ち無限責任である。而してまた此の責任は連帶である。普通には能く氣の知れ合つて居る親族同志の者が寄合つて設立する場合が多い。

第二は合資會社で無限責任社員と有限責任社員とに依つて組織せられるものである。有限責任社員とは、一定の出資を限りとして會社の債務に對し責任を負ふもので、會社を代表し若しくは、實際に會社の業務を行ふものは、無限責任社員であつて、有限責任社員は與らぬのである。

第三は株式會社で、全部有限責任の株主を以て組織せられるもので、株主より出資した資本金を財産として法人を形成し、全く財産の結合して居るものである。それで株主は直接會社の事業に關係するのではなく、唯だ株主總會と云ふ機關を通じて事業を監督し得るに止まり、會社經營の任に當る者は株主總會で選ばれた重役である。其の株主の責任は有限で、その出資高に限られて居るのである。

株式會社は、共同企業の中で企業と最も重要な關係を有するものであるから、少しく其の關係を説明すべく、先づ株式會社の利益の方面より見れば、

一、株主は唯だ出資しただけの責任を負ふのみであるし、また會社の資本は比較的少額の金高を多數の株主に分配するのであるから、企業に對する危険は多數の者の間に分配せられて、一人々々の負擔する危険自ら軽減せらるゝことになるのである。それゆゑ株式會社は容易にその出資者を見出すことが出来るのである。殊に出資者は官吏、軍人若しくは寡婦の如き、直接事業にたづさはることの出來ぬ者で、而かも財産を持つて居る者から其の資本を集めることが出来るのであるから、資金を集む

ることが比較的容易である。従つてまた他の企業組織を以てしては容易に指を染めることの出来ぬ大  
事業でも、經營することが出来るのである。

二、株式會社の組織は一の法人を形作つて居るので、その出資者の特別な事情、例へば病氣、老  
衰、死亡等の爲めにその存続を妨害せらるゝことがないのである。この一點は株式會社の特長であつ  
て殊に社會上に於て特別な意味を有するものである。それと云ふのは、株式組織の事業に従事する  
者は、その地位が安全に確保せられて居るといふことである。嘗て或る論者は、大産業が起つて來れ  
ば、遂には、中産社會の人々は其の職業を奪はれて、社會に中産社會と云ふ階級が跡を絶つに至るで  
あらうと深く憂を抱いたものであるが、株式會社が漸次増加して來れば、こゝに新らしい中産社會が  
起り、彼等の憂へたことは全く杞憂に屬することになるのである。また株式會社は、私人の企業の場合  
よりも、工場法若しくは其の他の方法に依り労働者の境遇を改善することに容易なのである。

乍併株式會社にもまた短所がある。それは企業の利害と出資者との關係が薄いといふことに原因す  
るのである。今之を列叙すれば、

一、株主とならうとする者を害する所のものである。株式會社を起さうとするには、先づ調査、設  
計、其の他種々の準備をしなければならぬもので、これに少なからぬ費用が掛るのであるが、會社の  
發起人と云ふものは、動もすればこれ等實際に要した費用以外に更に不法の利益を收めんとしたがる  
ものである。又た會社の發起人は、創立の際には多くの權利株を得て、株式の値段が騰貴すれば直ぐ  
賣り飛ばして一儲けしようとするものもある。若し夫れ狡猾なる發起人になると、中々此の位のこ  
とでは満足せず、更に一步を進めてその買入れた工場や土地や機械器具の類やを其の値段を誤魔化し  
て會社に賣付け、此の間に法外な利益を收めて何知らぬ顔をして居るものもある。言ふまでもなく、  
發起人の斯るか不正の利益は株主の損失になるので、株主の迷惑や想ふべしである。かやうな弊害  
は、兎もすれば株式會社に伴ふものであるから、これは其の矯正を圖らねばならぬのである。先づ發  
起人が實際費したところの費用を償ふ場合には、十分其の費途を明白にし、また發起人に報酬を與ふ  
るにしても、其等の人々より會社が受けた利益を明細に算定して行ふやうにし、若し發起人にして不  
法の行爲のあつた場合には、十分私法上の責任並に刑罰を課するやうにしなければならぬ。或る學者  
は、株式の最少額面を可成大きくして、經驗のないやうな人々は、可成株式會社に關係せしめず、之  
に依つて不確實なる會社の創立を妨げるやうにすべしと唱へて居るが、斯かる方法を以て果して十分  
その目的を達し得らるゝや否やは疑問である。

二、既に株主となつたものが、會社重役のために害せられるのである。株式會社の機關には、取締

役、監査役、株主總會、時には政府の監督などがあつて、其の關係組織は多少複雑であるから、當事者以外の者は、其の詳細なことを了解するに困難である所からして、株主が會社の重役を監督するのは、中々骨が折れるのである。それに株主が重役を掣肘し、其事業の上に多少なりとも其の勢力を及ぼし得る機會は、唯だ株主の總會あるばかりである。然るに其の總會に提出せられるところの報告書なるものは、極めて簡單なものであるから、到底正確なる判断を下すに十分な資料とはならないのである。それで會社の重役は、斯かる虚に乗じて随分不都合な行爲をする虞がある。事業不成績なるにも拘らず、矢鱈に拂込を要求し、或は章魚配當をしたり、或は損失を利益に見せ掛けて賞與金を貪つたりすることがないでもない。素より少數の株主は、重役に不都合があれば之を矯正せんとするけれども、會社の指揮監督は常に大株主の手にあつて、少數の者が之と争ふても、株主總會では多數に制せられて、其の目的を達しないのである。又た小株主であれば、折角骨を折つて見た處で、僅かの配當を得るに過ぎないのであるから、骨折は却て損失となるのである。されば見込がなければ、其の株式を賣り飛ばして、敢て弊害を矯正せんとしないことになるのである。然かし斯かる株式會社の缺點は、出来るだけ改善しなければならぬので、それには株式の額面金額を大にすることや、拂込濟のものも多くすることや、株式の譲渡を嚴重にすることや、各株主若しくは或る一定數の株主に株主總會

の決議にして法律なり定款なりに違反するときには、裁判所に起訴せしむることや、會社の帳簿に怪しむべき點があつたならば、會社の帳簿其の他財産の検査をなさしむることや、取締役とグルになる様な監査役の制度を改め、計理士の制度を奨励することや、必要な場合には株主總會の招集を請求し得る様にせしむることなどは、其の救濟策としてそれ〴〵有效なるものたるに相違ないのである。尤も日本の今日の現状より見て最も望まじきことは、各株主が自己の利害を深く明白に考慮するの認識を持つ事である。

三、會社の事業が或る種の株主に依つて妨害せらるゝと云ふことである。今や株券は立派な一の商品となつて居つて、盛んに取引所で買買せらるゝのであるが、併し之を買はんとする者の中には、二種のものがある。即ちその一は、株券を買つて年々それに對して配當を受けやうとする者であつて、此の種の者は、成るだけ其の多からんことを希望し、従つてまた其の會社が繁昌し永續するを願ふのである。他の一は、之に反し、株券を全く投機の目的の爲めに買ふ者で、株券を買つて株券の値段の變動に乗じて利益を占めやうとする者である。それ故彼等には會社の爲めを思ふと云ふ者は毛頭もなく、此の投機の目的をさへ達することが出来たならば、後になつて會社が潰れやうが、破産しやうが、そんなことは敢へて問ふ所でないのである。されば彼等の眼中既に會社の利益といふことがないので

あるから、總會のときなどには、随分曖昧な決算報告などを何等の言辭も挾まずに、事なく承認して  
了ふと云ふが如き、適うその一例である。

第四は株式合資會社で、無限責任社員と有限責任社員との混合組織に依つて成立つもので、有限責任社員  
の持分は株式になつて居るのである。株式合資會社は、その名の示すが如く、株式會社と合資  
會社とを折衷した所の組織であつて、兩者の長所を各々採つたものである。併し我國に於ては、此の  
組織は不適當なる故であるか、株式合資會社は今日廣く行はるゝに至らぬ。

さうして最後の第五は比較的最近即ち昭和十三年に新たに制定された有限會社である。これは合名  
會社に株式會社の長所を加味したものと考へればよいのである。

#### 第六節 企業の連合並に合同

次に企業は單獨に夫れ／＼經營せらるるのみならず、企業は互に連合或は合同をなし益々其の經營  
を擴大せらるるに至つた。さうして之と共に資本主義經濟は益々強化され其の色彩を濃厚ならしむる  
のである。素より、企業の連合は労働組合が労働者相互間の競争を防止するが如く、企業相互の競争  
を防止せんとするもので、それには労働者に對するものと、消費者に對するものとの二種がある。前

者は同業組合と稱し、英國に於て最も早く起つた。是れは何故であるかと言へば、前に述べたやうに、  
英國に於ては、労働者は労働組合を組織して企業家に當ることになつたから、企業家の方でも、銘々  
に孤立して居つては、労働組合に對抗することが困難になつたからである。又た労働者がストライキ  
をやる場合に先づ始めに小ストライキを遣つて企業家を脅かし、それで効力がなければ、漸次其のス  
トライキの區域を擴張して行つて、其の目的を達せんとする遣方がある。例へば、先づ甲の製造場で  
ストライキを遣り、それでだめであれば、乙の製造場、丙の製造場と云ふ風に其のストライキの範圍  
を廣くして行くのである。此の方法は、初めより一齊に大ストライキを遣るよりも費用が少なくして  
其の目的を達し得る利益があるのである。斯ういふ時に、企業家の方でも連合をして居ると、一部に  
ストライキが起つたならば、全體の企業家が盡く其の製造所を閉鎖する。すると、多數の労働者は一  
時に仕事を奪はれ、労働組合の負擔が激増して組合は大打撃を加へられることになるのである。従つ  
て企業家の方に連合が成立して居れば、労働者も安りにストライキを起さなくなるのである。否。獨  
りストライキの場合ばかりではなく、労働條件を労働組合と協定する時にも、其の連合は企業家に取  
つて大に有利であるのである。されば斯ういふ利益がある爲めに、同業組合は大に發達したのである。  
かく同業組合は、最初は労働者に對抗する目的を以て起つたのであるが、却つてストライキを豫防す



るの效果をも奏し、今日では寧ろ調和的機關になつて居るのである。

### 第七節 カルテル及トラスト

然るに企業の連合は、カルテル (Kartell) 及びトラスト (Trust) が其の代表的なもので、消費者に對するものなりといふべく共に企業家が一致して相互の競争を廢止せんことを目的とする組織で、近代的企業の勃興以來、一方には競争が年を逐うて激甚に赴き、他の一方には其の生産品の需要、供給の關係を明かにすることが困難になつたから、カルテル、トラストは、此の困難を避くるが爲めに作られたのである。それ故其の起原は極めて晩近のことに屬し、英國は十九世紀の初葉、佛國は大革命後、中歐諸國は十九世紀後半であつて、我が日本では、最も近代に至り漸く起り初めたのである。

カルテルは企業の聯合といふべきものでそれには、不完全なるものと完全なるものと二種がある。不完全なるカルテルとは如何なるものであるかと言ふと、個々の組合員と全體の組合員との關係の薄弱なもので、唯だ組合員を制限するとか、販賣價格に或る一定の標準を付するとか、若しくは販賣の範圍を制限するとか云ふが如きことに止まるのである。又た完全なるカルテルの方は、各組合員と全體の組合員との關係の密接確實なるものであつて、カルテル全體の生産高を定めて之を組合員に割當

てるとか、また其の生産品はカルテルの本部に於て取纏めて販賣した上、得たところの利益を組合員に分配するとか云ふが如きことをするのである。

次にトラストは企業の間といふべきもので、カルテルよりも更に一層組合員の團結の強固なもので、これまで互に分立して生産に従事して居つたものが、互に合同して一の大會社を組織し、生産を全然一手に掌握する所のものである。何故に此の如きものが起るやうになつたかと言ふと、現今の生産は、單に一國の需要を充たすに止らず、更に進んで世界の需要を充たさんとするのであるのに、世界の需要が幾何あるか、又現に供給されつゝある生産高が幾何あるか、此の兩者の關係を知ること甚だ困難であるからである。蓋し生産をするものは、自分一人ではなく、他に幾人もあつて、此等多數の人々に依つて生産せらるゝ商品は、既に市場に在るものもあれば、また生産者の手許に残留して居るものもあつて、到底其の數量を精確に知ることが出来ないからである。それで、此の際これを知る唯一の方法は、其の價格に依るの一事であつて、價格が若し高ければ需要は供給を超過して居るし、若し價格が安ければ供給が需要に超過して居るのであるから、生産者は價格の高低に依つて其の生産を増減するのである。然るに多數の人々が何の申合もせずして唯だ、其の見込に依つて生産を増減するのであると、動もすれば實際の事情に適應し難く、殊に生産を増加せる場合に於ては、一時

値段の高いが爲めに争つて生産を増加し、その極、遂に生産過多となつて價格の暴落を來し、時に依つては生産者の破産相踵ぐといふ慘憺たる結果を來すことになるのである。されば此の際若し何等かの方法に依つて生産を一手に掌握することが出来るならば、生産の一増一減宜しきにならば、能く需要と供給とを一致せしむることが出来て、以上の如き不幸不利益を避けることが出来るのである。即ちトラストは此の如き必要に應ぜんとして出来たもので、其の組織は、本來決して悪いものではないのである。けれどもトラストは、もと資本的獨占的のものであるから、ともすると、此の獨占的の勢力を濫用して或は賃金を低減して労働者を苦しめ、或は生産物の價格を法外に高めて以て一般消費者を苦しめると云ふが如き、甚だよろしからぬことを敢へてすると云ふ傾きがあるのである。さればトラストにも種々なる弊害が伴ふのである。

尙ほカルテル、トラストの外に、此の二者と大同小異の意義を有して居るものが數種あるから、其の主なるものを擧ぐれば、シンデケート (Syndicate) 及びコンヴェンション (Convention) は、カルテルと同じ意味である。但し、シンデケートは多く金融業者の團結を指すに用ひられ、公債、社債、株式の引受などを銀行其の他の金融業者が團結してやれば之をシンデケートと云ふのである。獨逸語ではコンソーテラム (Konsortium) と云ふ。又たフュージョン (Fusion) 及びアマルガメーション (Amalgamation) は、トラストと同じ意味である。ホルディングコンパニー (Holding Company) は一の會社が他の社の株式を所有することとトラスト組織の形式である。又たコンフェレンス (Conference) は、邦語では協約と云ひ、多く海運に關して使はれ、プール (Pool) は、共同計算と云ひ鐵道に關して使はれて居るのである。又たコーナー (Corner) 及びリング (Ring) は、共に買占を云ひ、カルテル、トラストが主として需要供給の一致を計るに對し、コーナー、リングは價格を高むることを計るものであつて、寧ろ投機的のものである。又たダンピング (Dumping) は、自國の市場よりも外國の市場に於て安く賣り放つ商略であつて、之は主に保護主義の貿易政策を執つて居る國に行はれるのである。次にアリアンツ (Allianz) は、同盟とも稱すべきものであつて、労働組合と企業家の組合が一致同盟して、企業家は労働者に對して労働條件を善くして遣り、その代りに労働者の方は、企業家が生産を制限して生産物の價格を高むることを承認するのである。それで、労働組合と企業家の組合とは、初めは全く敵同志であつたが、斯くなればアリアンツによつて互に妥協し、以て一般消費者を犠牲に供せんとすることとなるのである。アリアンツの始めて起つたのは千八百四十四年、所は英國、労働者の種類は石炭鑛夫であつたが、併し英國以外にはまだアリアンツの起つて居る國はないのである。従つて將來其の如何に發達すべきかは、容易に判斷することが出来ないのである。併し労働者は元と一

第五章 企業

般社會の爲めにも働いて居るのであるから、社會が之に相當な賃金を與ふるは、其の義務であると言はねばならぬ。而してアリアンツに依つて一般消費者が損失をするのは、詰まり一般社會が間接の方法で労働者に酬ゆると云ふことになるのである。それ故アリアンツに依つて一般消費者の利益が甚しく毀損せられぬ限り、アリアンツの成立は一般社會より見るも、之に反對すべき理由がないとも言へる。要は、唯だアリアンツが果して如何なる程度まで一般消費者の利益を犠牲にするに至るべきかと云ふ點に存するのであるが、これもさう大したことは出來ないであらう。何故かと云ふに、労働者も亦た消費者であつて、しかも今日機械製造品の八割と云ふものは、實に労働者に依つて消費せらるゝと云はれて居る程であるからである。それ故企業家が如何に物價を高めやうとしても、物價が騰貴すれば労働者の被る影響も亦た大ならざるを得ないのであるから、労働者は之に同意することを拒むに相違ない。従つて餘り法外に物價を騰貴せしむることは、出來得るところでないと思はれる。

最後に最近Konzern (Konzern) と云ふことが盛んに言はれる。之れカルテルとトラストとの中間であるものと見らるべきもので形式は多く特殊會社 (Holding Company) の方法を通じて行はれ、財閥といふべきもので、それが其の資本の力を以て他の企業の過半数の株式を買占むるか、或は之に金融を行ひて其の實權を掌握し、經濟的獨占の利益を獲得せんとするものである。トラストに於ける

程組織的なる合同ではなく、又カルテルに於けるが如く一時的の企業の聯合に過ぎないものでもない。金融の力が強く働くので、所謂金融資本の露骨なる現れなりと見られ、金融資本主義の益々旺盛を極むる特徴と思惟せられるのである。

#### 第八節 産業組合

共同企業の内、資本の結合に重きを置く會社に就ては、以上述べたる如くなるが、次には組合があり、組合は人の結合に重きを置くのである。さて廣く組合と云へば、幾多の種類があり、例へば、學校組合、土木組合、茶業組合等々何れも皆な組合であるが、然かし此等の組合は營利を目的とするものではない。こゝに云ふ所の組合は企業の一種であつて、營利を目的とするものである。「營利を目的とする組合」とは所謂産業組合、商業組合、工業組合、漁業組合等と稱せられて居るものである。機械が發明せられ、技術が進歩して、産業に所謂革命が起り、其の面目を一新して、凡べて企業の組織は大規模となり、資本主義は益々盛んになつた。而して此の趨勢は年と共に益々其の威を加へ、今や小資本の企業は、大資本の企業の爲めに壓倒せられ、小資本を以てしては到底企業を營む事が覺束ないと云ふ様に立ち至つた。然るに小資本家といふものは、もと中産階級で社會の中堅を形作つ

て居るもので、社會組織の上より言ふも、極めて重要なものである。一國の消長も實は此の中産階級の健全に發達するや否やに懸る所大である。それ故に此の階級が社會的に勢力を失つて漸次凋落し去るといふことは、一國の發達上より見て甚だ寒心すべきことである。茲に於てか、此等の小企業家を保護し獎勵して、その地位を確保せしめやうとする傾向が段々盛んになつて來て、その保護獎勵の方策として現はれたものが、先づ産業組合の組織である。それで、此の産業組合は、既に十八世紀の頃英國に於て起つたもので、其の後各國何れも英國に倣ひ、其の發達を獎勵したのである。

我が日本に於ても、明治三十三年法律を以て産業組合法を規定したが、此の法律に依れば、産業組合は社團法人であつて、其の種類は四つあるのである。

(イ) 信用組合 此の組合は、産業に必要な資金を組合員に貸付け、また組合員に貯蓄の便宜を得せしむるものである。惟ふに小企業家は資本が少なく信用の乏しい所から、他より資金の借入れをしやうと思つても貸手を發見することが中々困難であるし、よし貸手を發見することが出來ても、借入れに甚だ不利な條件を忍ばなければならぬ。それ故に此等の小企業家が互に共同して組合を作り、各自の出資を集めて組合の資本となし、そして組合の信用に依つて他より借入金となし、かくして組合員の必要に應じて對人信用で低利貸付をしやうとするのである。それ故信用組合は恰かも小企業家の

機關銀行とも稱すべきものである。信用組合の區域は、多く市町村内に限られて居るのである。

信用組合の最も發達して居る國は獨逸であつて、獨逸にはシュルツェデーリッツ(Schulze-Deutsche)とライプツェン(Raiffeisen)との二種の異つた組織がある。前者は組合員の種類が廣きに亘つて居るが、後者は専ら小農の金融機關になつて居るのである。本來營利的のものでなく、配當も一切しないで、純益あれば之を積立金にするのである。それで、その趣旨より言へば、ライプツェンの方が可いと思はれるが、廣く行はれて居るのはシュルツェデーリッツの方である。我が國の信用組合は主として前者に則り、其の後市街地には庶民銀行として市街地信用組合を起し、後者の制度を加味するに至つた。而も尙ほ他に我國に於ては従前、二宮尊徳翁の報徳社や頼母子講、無盡などが一種の信用組合の如く發達して居た。

(ロ) 販賣組合 此の組合は、組合員の生産した財をその儘若しくは加工して販賣する所のもので、此の組合を必要とする所以は、少しばかりの資本を以て仕事をする農工業者などは、市場の景況、品物の賣行如何といふやうなことに就ては深い知識を持つて居らぬのが通例で、動もすれば折角生産しても、賣時を誤つて安く賣り放して了ふこともあるし、また一時資金の融通に困却して安いと知りながらも賣放つて、徒に卸商の爲めに利益を壟斷せらるゝ様なことがあるから、組合が組合員の生産

した財を取纏めて賣らうとするのである。さうすれば、品物が纏まつて居るから自然高くも賣れるし、また組合の監理者が賣れば、賣時を誤つて損をするといふやうな危険も少ないのである。而してかくして得たところの利益の一部分は、之を組合の資本に組入れ、他の部分は、各組合員の品物の賣高に應じて分配するのである。

(ハ) 購買組合 此の組合は、産業上または生計上に必要なものを購買して之を組合員に賣り分つ所のものである。即ち産業上必要なものとは、一般原料品、それから種子、若しくは肥料の如きものである。是等のものを買入れるのに、銘々少しづつ買入れば、自然高くなるから、共同して組合を作り、其の組合に於て一度に澤山買入れて安く之は組合員に賣り渡そうとするのである。また生計上必要なものとは、例へば米、酒、味噌、醤油若しくは薪、炭の如きものである。此の場合は、産業上の必要品を購買する場合と異なつて、農工業に従事して居らぬもの、例へば軍人、官吏、學校教員、若しくは學生の如きものも、此の組合に加はることが出来るのである。それで、生計上の必需品を買入れる方の組織は、普通消費組合と稱せられて居るのである。

消費組合には、原價を以て賣り渡すものもあれば、普通の小賣値段で賣るものもあるし、また兩者を折衷して原價よりは少しく高いが普通の小賣値段よりは少しく安く賣る者もあるのである。而して

此の折衷主義の方針を探る組合は、品物を單に組合員のみならず、一般の顧客にも賣ることが出来るのであつて、多くの純益を擧げることが出来るが、此の純益は組合員に配當するのである。また普通の小賣値段を以て販賣する組織も、純益を擧げることが出来るから、之を組合員に配當するのである。原價を以て賣るものは、純益の生じやうがないから、配當といふことはせぬが、此の場合、組合員は品物を安く買ふことが出来るので、之が即ち組合員の利益になるのである。また利益配當の方法は、組合員の出資高に應じて配當するものもあるし、各自の買入高に應じて配當するものもあるのであるが、然かし最も公平な方法は、組合員の出資高と買入高の兩者に比例して配當することであらう。消費組合が発達して盛大になれば、中央消費組合と云ふが如きものを置いて、卸賣商の手を経ずに組合が直接に生産者から品物を買入れ、若しくは自ら製造所を造つて、所要の財を生産するやうにすることが出来るのである。消費組合の最も発達して居る所は英國である。就中彼のロッヂデールなどは、最も有名なものである。

(ニ) 利用組合 産業組合の最後の一つは最初は生産組合と言はれた。生産組合は佛蘭西に於て最も発達して居るといふのであるが、しかし、生産組合は其の組織が他の組合の如く單純でないのと、また現今の經濟状態に於ては、如何に組合組織に依るも、莫大の資金を集めて大企業を企劃することが

極めて容易でないこと云ふことと、尙ほ其の他に、一般市場の競争が激烈を極めて居つて、折角生産したるものも、其の販路を求むるの困難に陥り易いと、組合員が動もすれば變動して組合の企劃に動搖を及ぼす等種々の事情から、此の組織の發達は頗る遅々として振はなかつた。それで今は利用組合、といふこととして組合員に經濟上必要な設備を利用せしむるを目的とすることとなつた。

商業組合や工業組合は、産業組合が市街地信用組合を別にすれば、主として地方農村に於ける經濟機關として作用するものなるに反し、都市に於ける中小商工業者の改良發達を期し、其の利益を増進せしむるを目的とするのであり、漁業組合は漁村の經濟的利益を保護、誘導せんとするものである。

尙ほ産業組合は其の力の増大を圖るが爲めに互に聯絡提携して聯合會を組織する。即ち信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、利用組合聯合會がそれで、全國的のものなるが故に全販聯、全購聯などの名を以て呼ばれて居る。組合のカルテルとも言ふべきものである。又、聯合會は更らに産業組合中央會を有し、其の統制を保ち、金融の爲めに産業組合中央金庫、商工組合中央金庫あり、尙ほ重要物産同業組合、貿易組合として輸出組合、輸入組合、蠶絲業組合、肥料製造組合、茶業組合、酒造組合、畜産組合等々がある。

組合の制度は、現時の經濟組織の下に在りては極めて有用なるものなること素より言を俟たぬ所で、

國家もそれが爲めに之を保護助成しつゝあるのであるが、併し組合の發達には、色々條件がある。就中其の理事者に適任者を得るといふことが最も肝要で忠實にして機敏、而かも商業上竝に經濟上相當の知識を有し、且つ組合を指導する上に於て特殊の見識を有する理事者を必要とする。斯る理事者を得れば組合は發達し、然らざれば制度はあつても其の効果が現はれぬといふこととなる。而も斯る適任者を得る事は中々容易でないのである。然るに最近、我國に於ては農村の甚しき經濟的困難を打開するが爲めに産業組合並に其の聯合會の發達を助成し獎勵したるが爲めに茲に飛躍的めざましき進出をなし生産、販賣、購買より金融に至るまで産業組合は大に強化され、殊に中小業者は全販聯や全購聯の活動によりて其の大なる影響を蒙り、其の存立をさへ危からしめんとするものと思惟せらるるに至つた。それ故、茲に反産運動が惹起さるるに至つたのである。

### 第三編 生産

#### 第一章 生産の意義及其の要素

##### 第一節 生産の意義

吾々の欲望を満足せしめる所のものは財であつて、財の中、經濟學上研究の目的となるものは、獨り經濟財であるといふことは、既に前編に於て説明した所である。而して生産とは、この經濟財を作ることを指していふのである。併しながら單に經濟財を作ること、云ふときは、動もすれば其の意義に關して人の誤解を招き易い虞がある。それゆゑ生産の意義は、別に之を定めて置く必要がある。そこで比較的缺點の少ない、人も餘り攻撃を加へない所の意義はと云ふと、生産とは人の働きを以て價値を作り出すことを云ふと、斯う解するに在るのである。

さて茲に價値を作り出すこと、いふのは、人に依つて爲されるのを必要としてゐるのであるから、よし實際に價値が作られても、それが自然の力に依る場合は、之を稱して生産と云ふことが出来ぬのである。例へば或る小さな町が或る事情から急速に膨脹して遂に大都會となり、その爲め其の附近にある林野、樹木、若くは林中に棲息する野獸類が、從來は顧みられなかつたにも拘らず、林野は開かれて其處に家屋を建築せられ、樹木は伐採せられて木材若くは薪炭とされ、野獸類は獵獲せられて食料に供せらるなど、其の需要が俄かに旺んに起つて来て、従つて茲に新らしき價値が作り出されたとするこの價値は、大都會が出来たといふ自然的事實の結果に依るもので、全く人の働きに關係がないから、これは經濟學上生産とは云はぬといふが如き類である。併しながら自然的に價値の作られたこの經濟財でも、人が一度探つて来て之を市場に出す場合には、「探つて来た」といふ人の働きが加はるから、今度は生産になるのである。

次に經濟財を作るといふことに就いて人が誤解に陥つたと云ふのは、其の「作る」といふことを、恰かも人が人自身の力で經濟財を作り、前に無かつた物を新たに作り出すと、斯う解せられたに因るのである。一體人間は、宇宙間に存在する物を、一物たりとも創造することは出来ぬものである。普通に吾々が物を作ると云ふのは、單に在來する所の物を取つて、その性質若くは形狀を變更するのを

指して、いふのに外ならぬのである。例へば、人が米粉を作るといふも、それは單に在來する所の穀物を取り、其の形を變へて粉にしたといふに過ぎぬし、又た人が米を作るといふのも、唯だ其の種子を土中に置き、自然の力を借りてこれを發生成長せしめ、種子に使用せし米の形は既に破壊されて米と云ふ新らしい形に變へたといふに過ぎぬのである。消費の場合も亦た同様で、普通に吾々が物を消費するといふのは、唯だ物の性質形狀に變更を加ふるに過ぎないので、決して其の物を永久に消滅し盡すといふのではない。由來宇宙間の物體は、總べて不滅である。吾々は毛で突く程の物でも、之を消滅し盡すことの出来るものではない。

然るに人が前述の如く生産の意義を誤解したが爲めに、これまで永い間種々なる議論が戦はされた。此の議論に關する學說の最も古いのは、十六、七、八の三世紀に亘つて、歐洲諸國の人心を支配した思想で、其の説く所は、財と云ひ富と云ふも、一に全く金銀に外ならぬと云ふのであつて、即ち金銀は富の全體であるとなしたのである。當時この思想は、盛んに歐洲政治家の歡迎する所となり、歐洲諸國の貿易政策の上に實現せられ、各國は競うて金銀を得ることに熱中した。此の思想は重商主義又は重金主義(Mercantilism)と云はれた所のものである。さて此の思想は、金銀を以て富の全體となして居るのであるから、金銀を得るを以て、生産の主なる目的のやうに考へたのである。これ貴金屬を



極端に偏重するの弊に陥つたもので、其の謬説たることは敢へて喋々するまでもない所である。

重商主義に次いで重農主義 (Physiocrat School) なるものが起つた。此の思想は十七世紀の末より十八世紀の後半に亘つて、佛國を中心として行はれたもので、重商主義が貴金屬に重きを置くに引換へ、重農主義は土地に重きを置くのである。曰く、農業には自然が特別の働きを爲すから、其の生産は、生産に使用された價值以上に餘分の價值を作り出すのである。換言すれば、農業の場合に於ては、其の生産に依つて作られたる價值の全體より、これが生産に使用した種子、肥料等に於ける價值の全體を控除しても、尙ほそこに剩餘を見ることが出来るものである。而してこの餘分の價值は、全く農業が新に作り出した所のものである。然るに商工業になると價值を作ることとは勿論であるけれども、其の作つた所のものは、經濟財を生産するが爲めに使用された價值、即ち粗製品及び労働者の食料品の價值など、同量であつて、決してそれ以上のものを作るものではない。それ故に商工業は生産的でない、生産的であるものは、獨り農業のみであると。これが即ち重農主義の要點である。

併しながら重農主義も亦謬説である。先づ第一に、農業には自然が特別の働きを爲すと云ふが、自然が働くのは、決して農業のみに限つて居らぬ。工業にも立派に働く。即ち彼の水力若くは電氣力の如きものは、工業に取つては動力として極めて必要なものであるが、この水力、電氣力は何であらう、

何れも皆な自然力ではないか。苟くも工業殊に近代的工業の性質を一考すれば、それが全然自然力を離れて成立し得べしとは、到底考へ得られぬ所である。次に、農業のみが獨り餘分の價值を作り出すものであると云ふけれども、餘分の價值を作り出すものも、亦た獨り農業のみに限つて居らぬ。工業とても餘分の價值を作り出すこと、毫も農業に異なる所がない。獨り異なる所がないばかりでなく、此の點は、今日に在りては、寧ろ工業の方が農業に優つてゐるといふ實際の有様である。尙ほ又た商業とても同様である。例へば、茲に二人の者があつて、一人は米を有り餘るほど所持してゐるが、肉を持たない。他の一人は之に反して、米は持つて居らぬが、肉を有り餘る程所持してゐるとする。かういふ場合に、一方の剩餘を他方に與へ、之に對して他方より自己の持つて居らぬものを得るなら、即ち交換を行ふなら、元と有り餘つてゐるものは價值が少なく、缺乏を感じてゐるものは價值が大なるものであるから、此の交換は、米と肉と兩つながらの價值を増加せしめることになる。即ちそれだけ新たな價值を作るのである。故に商業も亦た生産的であるといふことになる。更らに交通業の場合を見るも、これ又た矢張り生産的である。交通業は需要の少ない所より需要の多い所、即ち價值の少ない所より價值の多い所に、財を運搬するものであるから、それだけその價值を増加せしめ之を作り出すのは、見易き道理である。それで生産業は、粗製品を得る農業、林業、鑛業、漁業と、此等の

諸業に依りて得たる産物を更に精製する工業と、その出来上つたものを消費者の手に達せしめる商業と交通業とに分つことが出来るのである。

## 第二節 生産と營利

併し尙ほ茲に一つ注意して置かねばならぬことは、生産と營利との區別である。生産とは價値を作り出すこと、延いては財の分量的増加と云ふことを意味し、營利とは價値を獲得すること、延いては其の所有者の利得と云ふことを意味するのである。然るに普通多くの場合に於て財を獲得するには、無報酬を以て之を獲得することは出来ないであつて、必ず自ら其の財を生産するか、然らざれば他の財を生産して其の財と交換するか若くは勞力を提供して之を獲得せねばならぬのである。又た利得を得んと欲するにしても、必ず先づ生産せねばならぬのであるから、生産と營利とは互に相一致し、其の點に於て屢々兩者を混同することがあるのである。否。今日迄經濟學に於て此の兩者の區別を明かにせず混同して居つたことは少くなく、之を明瞭にしたのは、最近の事である。併し此の兩者は、全く同一のものではなく、其の間に區別があるのである。即ち財は生産せずとも、又た別に生産の上交換せずとも之を獲得することが出来るのである。今其の二三の著しき例を掲ぐれば、第一は贈與、

相續、富籤、賭博である。此等は全く任意的に而かも無報酬で、何等の對價をも拂ふものではない。第二に租税、奴隸若くは從屬者の生産物獲得、契約の自由を濫用して他人の虚に乗じ得たところの利益、竝に強盜、竊盜、欺詐取財等によりて得たところの利益である。此等は或は公權に基き、或は私權に基き、或は不法行爲に基くの差異こそあれ、共に強制的で、無報酬を以て財を獲得するのである。それから第三には有價證券の時價などが俄かに騰貴した場合の如き、都市の發達により土地家屋の價格が著しく騰貴した場合の如き、又た自己所有の土地から、俄かに石油の噴出があつたとか、一大金礦に突當つたとか云ふが如き場合は、皆な是れである。即ち此等は偶然的に豫期せざる報酬なる利得であつて、生産ではないのである。

又た利得を得るには必ず先づ生産せねばならぬとは云へ、彼の賭博場の如きものは、何物をも生産せざるのみか、一般に甚だ有害なる影響を及ぼすにも拘らず、其の所有者に對しては、甚だ有利なるものである。又た一般經濟は、總ての貨物の品質が善くて、且つ價格の安きを利益とするけれども、企業者は成るべく生産費を少なくして時には粗製濫造をも顧みず、其の品質を悪くして其の價格を高くするを以て利益とし、又た一般國民經濟は、土地の自然の生産力を涵養するを以て肝要なりとするけれども、個人は時に夥しく收穫を得て自然の生産力の消耗を顧みざるを以て利益とすることがある

のである。此等は個人の利益と國民全體の利益と衝突する場合であつて、生産と營利と異なる重なる實例である。要するに富は必ず勤勉と貯蓄とに依らなければならぬと云ふのは原則であるけれども、時には例外のあることもあり、出費と収入との差、即ち餘剰を得んことが廣く經濟の活動となる。此の餘剰は貨幣にて現はれ、此の貨幣の餘剰價値を得んとする生産が即ち營利である。現代は營利の時代である。

### 第三節 生産の要素

次に生産の要素は何んであるかと云ふと、生産を爲すに當りては、吾々は少なくとも第一に自然第二に勞力を必要とする。即ち天然の與へるものに各自の勞力を加へて、吾々の欲望を満足せしめ得る様にするのである。若しそれだけで十分であるならば生産の要素は自然及び勞力であるが随分幼稚な社會に於ても、尙ほ生産には多少の器具を使用し手段を講ずるの必要がある。殊に社會が追々發達して來ると、人は生産したところのものを直ちに消費し盡さないで、之を更らに將來の生産に使用するが爲めに貯蓄するやうになるのである。此の生産に使用する考へで貯蓄されたところのものが、即ち資本である。この資本の必要は、社會の進歩と共に益々加はつて來て、今日の如き資本主義的經濟組

織の下に在つては、資本は實に生産上必須缺く可らざるものになつて居るのである。是に於て生産の要素は、自然、勞力、及び資本の三となるのである。以下順を追つて此の三要素の説明をすることにする。

## 第二章 自然

## 第一節 自然の意義及其の内容

茲に自然 (Nature) と云ふのは、吾々が生存して居る此の自然界に存在する一切の物を指していふのである。而して之を大別すれば、自然物と自然力との二となる。自然物とは、例へば土地、山川、草木の如きものを云ひ、自然力とは、例へば引力、日光、熱、電力の如きを云ふのである。この自然物及び自然力は、共に生産に缺く可からざるもので、其の影響も甚だ大なるものがある。今其の重なるものに就いて云はゞ、

第一に地勢である。地勢は國民經濟と極めて重要な關係を有するもので、大なる都會が多く大河の河口に起り、殷盛なる商業市が港灣の附近に位置を占めて居るのは、何れも皆な地勢の關係に因るのである。更らに彼の英國が商業國として世界に雄飛して居るのは何の爲めであるかと云へば、勿論種々の事情もあるけれども、四面環海なる其の地勢が大に與つて力あることは、疑もない所である。

又た彼の瑞西が年々多數の觀光客を海外より引き寄せて、こゝに一種特別の經濟状態を作つて居るのも、山紫水明の自然の美に富める其の國の地勢が然らしめて居るのではないか。又た山地は林業、狩獵業、鑛業に適し、平地は牧畜業、農業に適し、海濱は漁業、海運業に適するのは勿論である。

第二には地質である。土地の肥瘠が如何に一國の農業に直接の關係を有するか、又た土地の石炭鐵等の鑛物に富むと否とが如何に一國の工業に直接の關係を有するかは、事新らしく云ふ迄もない所である。而して土地の肥瘠も、其の鑛物に富むと否とも、一に地質の如何に因るものである。

第三には位置である。この位置も亦た經濟上決して等閑に附すべからざるものであつて、彼の大坂が對支貿易の中心となつて居るが如き、又た我が日本が獨り東西兩洋の文明を調和することが出来て、將來に於て大發展を爲し得る機運に向ひつゝあるのも、共に其の特別なる位置を占めて居るが爲めである。

第四は地積である。地積とは土地の面積のことであつて、經濟上最も重要視せられる所のものである。一體地積は一國の人口と極めて重大なる關係を有して居つて、地積が狹隘であつては、人口が増加しても、之を容れることが出来ぬことになり、従つて其の土地が如何に豊饒であつても、元と土地の生産力には限りがあるから、地積にして狹隘であつたならば、經濟の十分なる發達は、到底望み難

いと云はねばならぬ。我が日本の地積は、其の人口に比して餘りに狭きに失して居る。世界に於ても我國の人口は第四番目であるのに土地の廣さは二十五番目である。これが我が經濟に種々なる作用を發生せしむる原因となるのである。

第五は氣候である。氣候は先づ植物動物の發育を異にし、従つて生産の方法を異ならしめるものである。又た氣候は人の肉體上並に精神上に甚大の影響を及ぼすものである。彼の寒帯地方の如き、寒氣酷烈なる處では、人は先づその氣候といふ當面の敵と戦ふのに忙がはしく、爲めに十分精神上的の發達を計る暇が無いのである。之に反して熱帯地方の如き炎暑酷烈なる處では、人はその氣候の影響に依りて兎角懈惰に陥り易く、其の精力を徒爾に消耗することになり勝ちである。且つ熱帯地方は、果實の類を初じめ、自然の天恵が餘りに豊富であるから、人の奮發心を抑へて、知らず識らずの間に其の進歩發達を妨げるのである。然るに獨り温帯地方は、寒からず暑からず、氣候中和にして身心に適し、人をして快活に棲息し、活動の元氣を旺ならしめるから、従つて人は自然を利用して物質的の生産をなし、同時に又た能く精神的事業に其の餘力を揮ふことが出来るので、是れが即ち現今の先進國と稱せられる國々が主として温帯地方に在る所以である。要するに、自然の力は非常に大なるものであるが、一般經濟の發展は、人が此等自然の力に打勝ち之を利用して生産に資することを意味するのである。

## 第二節 土地

以上は一般に自然に就いて説明したのであるが、自然の物の中でも、生産と最も重要な關係を有するものは、土地(Land)である。それ故に獨逸の學者は、自然と云ふ語を使用して居るが、英國の學者は、自然の代りに土地と云ふ語を使用して居るのである。併し土地と云つても、之を廣義に解すれば、自然と其の意味に於て大差はないのである。而して此の土地が生産と最も重要な關係を有するのは、彼の農業の場合である。勿論工業乃至商業とて、土地の上で行ふのであるから、土地とは離るべからざる關係を有して居るのであるが、農業の方は其の關係が更らに密接で、土地そのものを耕作して生産を行ふのであるから、土地の生産力といふことは、主として農業に就いて説明するを便利とするのである。

さて此の土地の生産力なるものは何に因つて定まるかと云ふに、第一に、土地の廣狹、第二に其の機械的性質、第三に其の化學的性質である。第一の土地の廣狹は、初めより自然に定つて居るもので

ある。即ち地球の表面は、總計一億九千六百八十六萬方哩で、これ以上には如何にするも人力を以て増加することが出来ないのである。其中、水面が一億四千五百六十一萬方哩を占めて居るから、陸地は僅かに五千二百二十五萬方哩のみである。尤も陸地の方は排水、埋立等によつて多少は増加することも出来るのであらうが、併かし其の増加は知れたものであつてこれを陸地の全體より見れば、九牛の一毛にも足らぬ程である。尙ほ土地の位置も亦た變更することが出来ないものである。斯様に土地は獨占的性質を有するものである。第二の土地の機械的性質とは、土地が相當の軟質と硬質と、そして又た透質とを有して居ることを云ふのである。軟質とは植物が地中に根を自由に伸ばし得る適當の軟かさを云ひ、硬質とは植物が生長しても土地の硬さでその倒れるのを防ぐ所の性質を云ひ、透質とは土壤中を空氣が適當に流通して植物をして酸素、窒素、及び炭素等の養分を吸収することの出来るやうにする所の性質を云ふのである。而して第三の化學的性質とは、土地が有機要素と礦物要素とを有して居つて、植物に養分を與へることである。右の中、第二、第三のものは耕作、投肥、灌漑、排水等の方法、即ち人力を以て改良することが出来るが、第一のものは人力を以て如何ともすることが出来ないものであるから、土地の生産力は、縦合多少は人力を以て増加することが出来ても、無限に増加せしむることは出来ないのである。

### 第三節 報酬漸減の法則

土地は以上に於て説明した通りであるから、土地の生産力に關しては茲に經濟上一つの重要な原則が認められることになるのである。今簡短なる例を擧げて此の原則を説明すれば、茲に一町歩の土地があつて、此の土地を三人の農夫で以て耕作し、三十俵の米を穫たと假定すると、三人で三十俵の米を穫たのであるから、一人で十俵の米を穫たと割合になる。今農夫を増して五人となし、それで前の一町歩の土地を耕作すれば今度は三人の時に比し、その收穫が増加するには相違ないが、併かし三人で耕作したときの一人十俵といふ割合で、五十俵取れるかと云ふに、普通なれば決してさうは行かぬのである。尤も其の土地が極めて肥沃であつて、三人で耕作したときは、非常に粗放な遣方であつたが、五人に増加したときは、極く集約的に遣つたとすれば或は一人十俵の割合で、五十俵取れるかも知れぬ。但し然らば更らに農夫を増して七人となし、八人となしても、尙ほ一人十俵の割合を維持し、同じ一町歩の土地より七十俵、八十俵といふが如き莫大なる收穫が得られるかと云へば、それは到底想像されない不可能のことである。又た肥料の方より見ても、從來の肥料の分量を増加して二倍となし、三倍となしたからとて、その收穫が二倍、三倍と増加し得るとは到底考へられないのである。若

し假りに勞力（農夫）及び資本（肥料）を増せばその増した割合に應じて收穫も亦た増えると云ふのならば猫額大の土地を以てしても、尙ほ能く何萬、何十萬といふ多數の人々に食料を供給し得られる筈であるが、斯様なことは到底望まれないのである。一體土地の生産力には、或る一定の限度があつて、一旦その限度に達すれば如何程勞力、資本を投しても、その割合に收穫即ち報酬を増加するものではないのである。即ち報酬は漸次減少して來るので、前に云つた原則とは之を指すのであつて、經濟學上の原則を稱して報酬漸減の法則（Law of Diminishing Return）といふのである。此の法則は、土地に附着する固有のものであつて、人力を以て此の法則の働きを破ることは、到底出來ないものである。唯だ僅かばかりの場合に於て、其の働きを弱めることが出来るばかりである。即ち肥料、農具、若くは耕地制度の改良の如き、農業の進歩に待つ場合である。農業の進歩は、土地の收穫高を増加せしめるから、多少報酬漸減の法則の働きを弱めることが出来るのである。次に此の法則は、何れの地たるを問はず、全然同様に働くとは云はれないのであつて、その働きには、土地の異なるに従ひ、遅速の差があるのである。即ち人口の多い所の土地地質の悪い土地は、人口の少ない所の土地肥沃な所の土地よりも早く此の法則が働くのである。

さて土地には斯ういふ法則が存在して働いて居るのであるから、人口の増加につれて食料を得る困

難が増して來るのは、必然の事である。現今世界各國に於て移民植民問題が極めて重要視されて居るのも、畢竟するに之が爲めである。之に反して工業には報酬漸増の方則が行はれるといふものも居るこれは工業は其の生産を擴大し、大規模にすれば、する程其の生産費が安くなつて、報酬は増加する。其れ故にこそ工業には大資本を投じて大規模の經營が行はれるのだといふのである。如何にも工業には右の如き状態があることは否定出來ない。しかしそれは程度の問題で或る程度迄は報酬漸増の方則が行はれるけれども無限に報酬が増大するものではなくしていつか終には報酬漸減の方則が働くのである。農業にても最初の極めて粗放なる耕作をして居た土地が集約的に利用せられるやうになれば、其の當時は報酬は漸減するところか却つて漸増することもあるのである。

## 第三章 勞力

## 第一節 勞力の意義

勞力 (Labour) 又の名勞働とは價值を作ることを目的とする所の人の精神上並に肉體上の力が意識的に外に現はれたものを指すのである。それ故生産を爲すに就いて、或は牛馬の力を借り、或は水力、電氣力、若くは風力を借りるやうなことがあつても、それ等の力は、総合價值を作つても、勞働ではないのである。又た宗教や學問を研究することも、勞働ではないのである。何となればこれ等は經濟上、價值を作るを目的としないからである。尙ほ單に勞働其の物を目的とし、それに依つて何等報酬を得んとするものでもなかつたならば、それも亦た勞働ではないのである。例へば樹木を伐採するとしても、その目的は何等の報酬を得んとするのでも無く、只だ自己の運動の爲めにするのであつたならば、それは勞働ではない。寧ろ遊戯と稱すべきものである。

## 第二節 勞力の種類

勞力も亦た種々に區別することが出来るが、嘗て經濟學者は生産的勞働及び不生産的勞働の區別法を採つた。この區別の標準は、有形の財を生産すると否とに在つたのである。即ち有形の財を生産するものを生産的勞働と稱し有形の財を生産しないものを不生産的勞働と稱したのである。それ故後世の學者は此の區別法に反對する者が多く、或る學者の如きは、若し此の區別法に依るときは人が豚を飼養するのは生産的勞働であつて、人を教育するのは却つて不生産的勞働であると云ふ結論に陥ることになる。天下にこんな理窟はない。故に生産的勞働、不生産的勞働の區別法は、不都合千萬のもので、到底正當に解釋することは出来ぬ。とまで云つたのである。併しながらこの反駁は生産的、不生産的の意味を誤解して、生産的と云へば善い意味に解し、不生産的と云へば、悪い意味に解したのである。されば此の兩者共に正確を得たものでない。抑も勞働とは價值を作るを目的とする所の人の働きであるから、若し生産的なる語を普通の意味に於いて解するならば、苟くも勞働と云ふ以上は、その何たるを問はず、皆な悉く生産的であるといふことは解り切つた話である。若し其の目的を達しなかつたならば、始めて不生産的となるのである。



次に労働は精神的と肉體的との二者に區別することが出来るのである。會社の重役若くは技師の働きの如きは精神的労働であつて、車夫、職工の働きの如きは肉體的労働に屬するものである。但し、労働といふ以上は必ず精神と肉體との両者が共に働かぬといふことはない。精神的労働でも、全然肉體の働きを離れて成立することも出来ないし、肉體的労働だからとて、幾分精神の働きが加はるものである。故に右の區別は、決して絶對的のものではない。唯だ精神的労働は、精神上の働きが主になつて居るし、肉體的労働は、筋肉の働きが主になつて居ると云ふ迄である。又た労働は熟練労働及び不熟練労働に區別することが出来るのである。技師、技手及び職工の労働の如きは熟練労働に屬し、日傭労働者、車夫、及び工夫の所謂自由労働の如きは不熟練労働に屬するのである。労働は更らに之を區別して指揮監督の労働と實行的労働とに區別することもあるのである。事業を經營して指揮監督に任ずる所謂事業家の労働の如きは前者の例であつて、自ら手を下して仕事をする職工の労働の如きは後者の例である。最後に労働は又た獨立労働と不獨立労働とに區別されることがあるのである。即ち獨立労働とは自己の計算を以て事業を營む者の労働であつて、不獨立労働とは之に反し、他人に備はれて仕事をする者の労働である。現今の經濟組織に於ては、事業の規模は益々大を加へ、巨額の資本を投じた所の大工場が盛んに設立せられて、人は此の工場に備はれて労働する所より家内の労働と

云ふものは漸次衰退に赴き、行く／＼は工場労働の併呑する所とならうとして居るから、不獨立労働を爲す者の數は、日一日増加しつゝあるのである。是れ現今の社會問題が起る所以である。

### 第三節 労働の能率及其の要件

さて此の労働によつて、吾々は自然の與へたものを利用することが出来るのであるが、この労働の效驗即ち能率 (Efficiency) と云ふものは、國に依り、時代に依り、又た人に依つて、大小決して一様ではない。その能率の大小を決するものは、第一労働心、第二労働力、第三労働の組織である。

第一 労働心 如何ほど立派な體力、能力があつても、労働する心がなければ、その労働能率の大きを期し得ざること、云ふまでもない所である。馬も水のある所まで曳いて行くことは出来るが、馬にして欲せざれば水を飲ませることは出来ない。然らば其の労働心の多少は如何にして定められるかと云ふに、イは欲望の多少である。多くの欲望、即ち大なる希望と抱負とを有して居る者は、之れを有せざる者より労働心が旺んである。殊に現在の欲望のみならず、將來の欲望を有して居る者、すなはち前途に對して遠き慮りを爲す精神を有する者は、之れを有せざる者に比して労働心が強い。□は法制の完否である。一國の法制が完備して居つて、社會の安寧秩序が能く保持せられて居る處では、

自己の労働の結果は、他より奪はるゝ等のことなく、安全に收得することが出来るから、労働心を強くする。之に反し、法制不備にして社會の安寧秩序の保持せられて居らぬ社會では、折角労働の結果得た所の財産も、盜賊の爲めに横奪せられ、若くは横暴なる官吏の苛斂誅求に逢うて取り去られる等の事があるから、労働心は著しく弱められるのである。現に往時の朝鮮を見よ、朝鮮人は懶惰なる人民で、労働心の極く缺乏した人民であると云はれて居た。併し元來人種の上より見れば、朝鮮人も日本人と同じ人種に屬し、兩者の間に何等の區別はない。然るに獨り朝鮮人のみが爾かく懶惰であるといふのは、勿論他に原因がなければならぬ。それは朝鮮の政治が悪く、法制が極めて不備で、自己の労働の結果を、安全に收得することが出来なかつたといふことが、其の主なる原因であつたのである。ハは労働に對する社會的尊敬の強弱である。労働に對する社會的尊敬の強弱とは、一般社會の人が労働を如何に見るか、即ち労働に對して尊敬の目を以て見るか、將た又た輕侮の念を以て見るかと云ふことである。而して尊敬の目を以て見る社會では、労働心は必らずや強く、輕侮の念を以て見る社會では、労働心は強からんことを望むことが出来ないものである。米國は人の知る如く労働を尊敬する國で、吾人の如きも、嘗て米國に留學し、親しくその實際の有様を目撃し、ひとしほ此の感を深うした者である。米國人の労働に對する考といふものは、之を輕蔑せぬのは勿論、之を神聖視して居るので

ある。されば大學生にして學業の傍、労働して學費を得て居る者が少なくないが、その學友等は微塵も之を輕蔑することなく、却つて之を尊敬して居るのである。翻つて我が日本に於ては如何。苦學生といふと、表面は兎に角、心の中でこれを輕蔑しないものが、果して幾人あらうか。「武士は喰はねど高楊子」と云ふ俚諺は、昔の武士に就いて云つたのであるが、今日學生間などにも、尙ほ這般の氣風が存して居る様に思はれるのである。これは決して慶すべきことではない。現時の青年の中にもあまりに向上心のみ強く、やがては手を懐にし、威張つて其の日を暮し度い、労働などすべきものでない、といふやうな考のものが中々少くないやうに見受けられる。是れは果して何故であらうか。畢竟邦人がまだ労働に對して、尊敬心を有して居らぬ證據と見て差支ないのである。二は労働に對する報酬の多少である。労働すればする程、その報酬が多く得られるれば、人は喜んで労働をし、其の労働心は強いが、如何に骨を折つて労働をしても、報酬が之に伴はぬことになれば、労働心は自然弱くなるのである。彼の奴隸の労働の場合を見ると、奴隸は如何に働いても、其の労働の結果は悉く他人に歸して了ふから、労働心と云ふものは、テンデないのである。即ちその労働するのは、他より鞭撻叱咤せらるゝが爲め已むなくすると云ふに過ぎぬのである。此の奴隸の場合は、最も極端の例であるが、如何なる場合でも、労働の割合に報酬が少なければ、労働心は必らず弱いのである。

第二 労働力 労働力の大小強弱は、イは労働者の年齢に因つて定まるものである。即ち老年者若くは幼年者は労働力が弱く、壯年者のそれは最も強いのである。それ故壯年者の割合が多いか少ないかは、生産上甚だ大なる相違を來すものである。而してこゝに云ふ壯年とは、何歳より何歳までを指すかと云へば、それは學者によつて其の標準が區々であるが、労働適齡といふ意味で、十五歳より十五歳までとするのが最も穩當であらうと思ふのである。□は男女の別である。女子は先天的に體質が虚弱であるから、労働力に於て男子に及ばぬのは云ふまでもないことである。且つ本來男子は生産者であるが、女子は生産者ではなく、孰れかと云はゞ消費者の方である。即ち女子の日常の任務は、主として家に在つて家政を整理するに在るのである。然るに近來生活の困難と經濟組織の變更に伴つて女子の職業が増加し、女子にして生産に従事する者が少くない有様になつて來て、我が日本に於ても矢張り同様の有様であるのみならず、女子に對して職業教育を施す設備さへ出來て居るのである。併しながら女子の職業に伴ふ弊害は、決して一二に止まらぬのであつて、これは決して等閑に附す可らざることであると謂はねばならぬのである。ハは健康である。健康は、或は遺傳に因り、或は衛生思想の發達如何に因り、或は生活の程度如何に因つて定まるものである。又は労働者に對する保護の如何も、健康に關係があるのである。尙ほ右、イ、ロ、ハの條件の外に労働力に關係の有るものは、

人種、氣候、風土、教育及び労働上の熟練不熟練等である。

以上述べた所は、主として個人に就いて言つたのであるが、更に之を一般經濟の上より見れば、一國の人口の多少といふことが、勞力と極めて重大なる關係を有することになるから、茲に人口問題に就いて特に述べて置きたいと思ふのである。

現今世界の各國を見渡すに、佛蘭西若しくは西班牙の如く人口の増加極めて遅々として、動もすれば却つて減少せんとしつゝある邦國もあるが、其の他の國々は一般に人口が増加しつゝあつて、露西亞、米國、獨逸の如きは其の最たるものである。我が日本は如何であるかと云へば、我が日本も亦た人口増加の割合が頗る急速な方であつて、我が國勢調査に依れば大正九年に於ては我が人口は内地だけで五千五百九十六萬三千五百十三人であつたものが、同十四年には五千九百七十三萬六千八百二十二人となり昭和五年には六千四百四十五萬五人、同十年には六千九百二十五萬四千四百四十八人、而して朝鮮、臺灣、樺太、關東州及び南洋群島を合すれば實に九千九百萬八千六百八十六人となり、其の後に於ても内地人は益々増加し、昭和十三年に於ては七千二百二十二萬二千七百七十七人となつた。されど毎年の増加率は大正十四年一割六分、昭和五年一割五分一厘九毛、同十年一割五分九厘、十一年一割三分四厘三毛、同十二年一割三分六厘、同十三年一割二分五毛で漸次減少の傾向を辿るに至つた。そ

れにしても人口の増加の實数は昭和五年の九十四萬乃至昭和十一年の百萬に達して居る。而も昭和十四年は増加の實數六十餘萬で、之れ日支事變の影響なるに外ならぬのであらう。又、内外人口の増加率は我が内地並に朝鮮は一割五分内外なるも、臺灣は二割八分四厘、ソ聯二割三分（一九二六年三年平均）北米合衆國一割四分七厘（一九二〇—三〇平均）和蘭一割四分六厘 白耳義八分九厘（一九二〇—三〇）伊太利八分七厘（一九二一—三〇）獨逸五分五厘（一九二五—三三）佛蘭西五分三厘（一九二六—三二）英吉利四分六厘（一九二一—三〇）である。一平方杆人口の密度は我が國は昭和十年百八十一人なるも、昭和七年を取り、内外諸國の密度を見れば我が國で七十四人、ソ聯八人、米國十六人、和蘭二百四十人、新西蘭一人、白耳義二百七十三人、伊太利百三十五人、獨逸百三十八人、佛蘭西七十六人、英吉利百九十人である。此の人口の密度（Density）は我が國は和蘭、白耳義、英吉利に次で多いのである。が併しそれは數字の上だけで、若し和や白や英の諸國の總面積中其の耕地面積が各々六割七分乃至七割四分を占むるに對し我が國は山野多く、僅かに一割九分を有するに過ぎざるを考慮するときは、我が國の人口の密度は世界第一位であると云ふことが出来るので、之れ人口問題の極めて重要な所以で、同時に移民植民問題の起る所以である。

抑も人口の増加は、その出産率が其の死亡率より大なる場合に起るものであることは、言ふまでも

ないことであるが、人口の増加に就ては、別に一の理法があると言はれる、之はロバート・マルサスに依つて唱道せられた所のもので、その大要を説明すると、人口の増加は甚だ急速なもので、一のものごととなり、二のものが一躍して四となり、四のものが更に八となるが如く、幾何級数的に増加するものである。従つて二十五年の後には、丁度以前の人口の二倍になる筈である。然るに食物の増加する割合を見ると、一のものが二となり、二のものが三となり、三のものが四となるが如く、算術級数的に増加するに過ぎぬ。即ち食物増加の割合は、人口増加の割合に比して及ばざること遠しである。その結果、人口の過剩、食物の不足を來すのは、免る可らざる數である。そこで此の結果を免れんとして、人口の増殖に對し、左の制限を行ふことになるのである。即ち「第一は豫防的制限であつて、制情、墮胎、避妊等の方法に依り、出産を妨げることである。第二は積極的制限であつて、出生後に於ける制限、例へば、戦争、饑饉、殺兒、棄兒等の如きものである」と、かう言ふのである。但しマルサスの此の議論は世の學者から種々反對を受けた。殊に其の攻撃せらるる重なる點は、人口増加の割合を幾何級数的なりとし、食物増加の割合を算術級数的なりとした點に在るのである。即ちこの點は學理上より見るも、實際上より見るも儘にマルサスが誤まつて居るのである。且つマルサスの言ふ所の如くなれば、各國の人口増加の割合は均一でなければならぬ筈であるのに、實際に於ては、國

民によつて人口増加の割合が一樣でないのみならず、同一國民の間に在つても、亦た文化の程度を異にするに従つて、人口増加の割合が異なつて居るのである。即ち人間は、矢鱈に結婚し矢鱈に子孫を増殖せしめるものではないのである。此の如くマルサスの議論は、非難すべき點も少なくないのであるが、併かし食物の増加する割合よりも人口の増加する割合が大であるといふことだけは、疑ふ可らざる事實であつて、これを看破したマルサスの經濟學上に於ける功績は、偉大なものであると謂はねばならぬのである。

**第三 労働の組織** 最後に労働の組織と云ふのは、労働をするに就いて努力を亂雑に流れしめずキチンと秩序を立て、適當に之れを配合鹽梅することであつて、秩序の無い亂雑な努力よりも、秩序のある組織的の努力の方が能率の大なるのは、見易き道理である。それで、此の事に就ては協力並に分業と云ふことを説明せねばならぬのである。

#### 第四節 協力と分業

惟ふに努力の組織は、其の爲すべき仕事の性質如何に依つて、自から異ならざるを得ないのであるから、一方には仕事の性質を考へねばならぬのである。それで仕事には、其の性質上分割し得るもの

と然らざるものがある。例へば、茲に一個の重い貨物があつて、之を運搬しなければならぬのに、一人の力では到底之れを動かすことが出来ずして、三人若くは四人の力を要すると、貨物は一個で、三人なり四人なりの人が分けて運搬するといふ譯には行かぬから、人々は必ず力を合せて此の貨物を運搬しなければならぬのである。かくの如きは、即ち性質上分割することの出来ぬ仕事である。而して斯く多數の人が一緒に力を合せて同一の仕事をするのを、經濟學上に於て協力和云ふのである。然るに又た仕事に依りては、時間さへ構はなければ、一人でも出来るけれども、性質上分割することの出来るものがあるのである。此の分割することの出来る仕事は、一人で其の仕事全體をやり上げるよりも、其の仕事を夫れ々々分割して、多數の人々が之を分擔して遣つた方が、早く出来上つて、努力の能率は遙に大なるものである。かく同一の仕事をするのに、之を種々に分割して、多數の人々が各々異なつた所の努力を以て之に従事するのを、經濟學上に於て分業と云ふのである。それで、此の協力和分業とは一見全く別種のもの、様に思はれるけれども、廣く之を見れば、分業も亦た一種の協力和たるに外ならぬのである。何となれば、分業するといふのは、結局協力せんが爲めであるからである。即ち協力は直接であるけれども、分業の方はそれが唯だ間接であるといふに過ぎないのであつて、分業は間接の協力和と謂ふことが出来るのである。併しながら努力の組織に就いては、今説明し

た如く、協力と分業とに區別するのである。

### 第五節 分業の種類

さて此の分業といふことは、アダム・スミスが經濟學上特に重きを置いたもので、勞力の能率は、此の分業に依つて大に増進せしめられると認められたものである。處で、今分業の起原を尋ねるに、分業は遠く原始社會に於て既に行はれて居たといふことが出来る。即ち男女老幼の區別は、如何なる原始社會にも認められて居つて、此の區別は早くも既に分業を生ぜしめたのである。詳言すれば、一家族の中で、男は山野に出て狩獵、耕耘等困難なる仕事に當り、女は家に在つて紡織、料理等の事に従ひ、老ひたる者は、或は相談役となり、或は指揮監督の任に當り、若き者は日常の仕事に服するが如き、是れ即ち分業である。併しながら原始社會に於ける分業は、經濟上に於ても、社會上に於ても、未だ各個に獨立はして居らなかつたのである。然るに社會の漸次進歩するに伴ひ、單に自然物若くは農産物の採取に過ぎなかつた所の原始的生産は手工業と分け、又た都會は地方と分れて其の土地に應じて各種の職業が起り、更に進んで或は宗教、或は教育と云ふやうに、人々が各々その特種の業にのみ従事するやうになつて來て、遂に各種の職業が獨立することになつたのである。而して分業は社會の進

歩に連れて益々複雑になつて行くから、今日でも極端な例を言へば、亞米利加あたりでは、靴ずれの爲めに出來た肉刺の治療を專業として居る醫師もあれば、女の目を彩るのを專業として居る者もあると云ふ有様である。

そこで分業の種類を言へば、分業は之れを大別して三種となすことが出来るのである。第一技術的分業、第二職業的分業、第三地方的分業これである。技術的分業とは、一つの仕事を種々に細分して之に従事する所のものである。彼の染色の場合に、或る者は染むべき布片を藍壺の中に入れる事を分擔し、或る者は布片を洗滌する事を分擔し、或る者は之を張る事を分擔し、或る者は之を仕上げる事を分擔するが如き、所謂技術的分業である。アダム・スミスの擧げた留針の例は、技術的分業の適例として有名なもので、何時も多く學者に引用せられる所のものである。即ちアダム・スミスは、留針を製造するのに十八種に分業すると言つて居るのである。而して小さな留針一本が十八種の手續を経て始めて出來ると言へば、聞いて驚く人もあるであらうが、今日に於てはアダム・スミスの時代とは違ひ、分業も大に發達して居るから、當時に於ける十八種に分業は、今や殆んど百種以上の分業にもなつて居るのである。更らに亞米利加に於ける時計の製造は、實に、千八百十八種に分れて居ると云ふことである。僅か一個の時計が千八百十八種の手續を経て始めて出來ると聞いてさへ實に驚くに

堪へた話である。而も其れは益々増加するのである。次に職業的分業に就て言へば、人は各々其の天賦の能力に差異があるから、其の職業を選ぶには、必ず自己の能力に能く應じたものを選ぶのである。然るに又た一方には職業が技術的に分れて種々特別なる仕事を獨立に營むことが出来るのであるから、茲に分業が職業的に起つて来るのである。其の結果として、社會に種々なる新らしき職業が現はれ、種々なる階級が生じて来る。農、商、工と云ふが如き階級は大まかな職業的區別である。さうして、農業の中では、分業は餘り行はれて居らぬが、商業の中には、卸賣あり、小賣あり、又た保險、銀行、運輸等々の諸業があり、取引所にも株式商品の二種がある。それから工業の中には織維、紡織、製鐵を始め大工、左官、石屋、鍛冶屋等の區別があるのである。最後に地方的分業と云ふのは、各地方が其の自然の情況即ち風土、氣候、地質等を異にするより起る所のもので、我が日本に於ては、灘の酒、八王子の絹織物、臺灣の砂糖、北海道の鮭、近江の縮緬と云ふが如く、所を異にするに従つて其の物産を異にするのは、これ即ち地方的分業である。更らに之を推し廣めて考ふれば、國と國との間にも分業が行はれる筈である。南米諸國が主として農産物を産し、歐洲諸國が主として製造品を出すが如きは、これ國と國との間の分業、即ち國際的分業と稱するものである。

## 第六節 分業の利害

次に分業の利害に就いて述べて見ると、分業の利害は先づ之を三つの方面に分つことが出来るのである。

**第一 労働者より見たる分業の利害** 労働者は分業に依つて如何なる利益を受けるかと言ふに(A)労働者は始終同じ仕事に従事するから、熟練を増し、労働の能率を多くすることが出来る。(B)分業が行はれると、仕事の種類が多くなるから、労働者は、各々其の好む所の仕事に従事することが出来る。早く仕事を覺えて、獨立の地位に達することが出来るのである。又た(C)仕事の中には、女子にも小供にもなし得らるゝものがあるから、人の妻子たる者も、職業を求めることが出来るのである。次に労働者の受ける弊害を言ふと(A)絶えず同じ仕事に従事して居つて、労働が單調であるから、健康を害し、精神を遲鈍ならしめる虞れがある。又た(B)唯だ一部分の仕事ばかりするから、その仕事は能く出来ても、外の仕事を知らないで、一朝經濟上の變動に逢うて、従來の業務を棄て、他の業務に轉せんとするときには極めて大なる不便を感ずるのである。又た(C)婦女も小供も労働に従事し、一家族悉く工場に通ふやうになれば、家庭の和樂を保つことが困難になるのである。次に

**第二** 企業家より見たる分業の利害 先づ其の利益の點より擧げると、(A) 労働者は各々自己に適當した労働に従事し、一の労働より他の労働に移るの必要なく、時間と無用の勞力とを省くから、労働の能率を増し生産の増加を計ることが出来る。即ち先きに述べたアダム・スミスの留針の例を見るに、十八種の手續にわかれたれ、之を十人の者が分擔して居ると、一日の出来上り高は五萬本であるのに、之に反して十人の労働者が各々十八種の仕事をすれば、一日かゝつて漸く二百本より餘計には出来ないと云ふのであるから、分業するとせぬとにより、一と二百五十との違ひを生ずるのである。又た(C) 仕事に應じて種々の機械を使用することが出来、且つ晝間夜間共に仕事をさせることが出来るから、其の資本を十分に活用することが出来るのである。況して(C) 機械の使用が盛んになれば、其の仕事が多く簡單になるから、労働者を求めることが容易になり、従つて労働者に依頼することが少なくなるのである。更らに其の弊害を言ふと、各企業家は分業に依つて或る特別なる品物を専門的に製造するから、其の販路が狭くなり、其の製造品が動もすれば需要に投合しない結果を來す惧れがあるのである。それから最後に

**第三** 一般社會上より見たる分業の利害 其の利益としては、(A) 生産品の種類及び分量が多くなり、品質が改良せられ、生産費が低廉になり、一般に物價を低下せしむる傾きがある。又た(B) 社會に種々様々の職業が増加して獨立業者を増やすことになるのである。次に其の弊害としては、(A) 生産品は増加するけれども、其の販路を十分顧みることの出来ぬ關係から、生産過剩に陥つて、恐惶を惹き起すやうな場合が多くなる。又た(B) 婦人子供が労働に従事して、社會の衛生、風紀を害し、其の爲め社會問題の起る患があるのみならず、分業の結果は、社會に種々なる階級、例へば資本家、労働者の如きを生じて其の間に利害の衝突を醸す虞れがあるのである。

斯様に分業にも弊害はある。けれども之を其の利益に比較すれば些細なもので、深く憂ふるに足らぬのである。且つ分業の生ずるのは、自然の勢であつて、如何ともすることが出来ないものである。であるからして、弊害が生じて來たならば、注意して之を取り除くやうにすべきである。で其の弊害を矯正する方法としては、先づ労働時間を短縮すること、休日を設定すること、工場設備を改善すること、労働者に精神上の自由及び快樂を與へること、及び一般に普通教育を盛んならしめること等であつて、此等は今日既に世人の唱へ且つ實行せられて居る所で、蓋し有效なる方法であるに相違ない。

### 第七節 分業の條件

最後に分業の行はれるに就いての條件を述べよう。抑も分業は其の行はれるに就いて範圍の大小が



ある。如何なる場合にも、如何なる所にも、分業は必ず十分に行はれるものとは言へないのである。例へば、彼の農業の如きは、商業の如く分業が盛んに行はれないし、又た都會と田舎とを比較し、歐米と我が日本とを比較して見ても、分業の行はるゝ程度に大なる差異があるのである。是れは何故であるかと云ふに、分業には其の行はるゝに就いて或る條件があるからである。其の條件とは第一技術的條件、第二經濟的條件である。技術的條件とは仕事が其の性質上分割し得られることを云ふので農業の如きは、此の條件を缺く所が多い。即ち農業は種子を播き、雑草を取り、收穫をすと云ふが如きことは、一年中、時を異にして行はるゝもので、之を同時に分業的に行ふことが出来ないのである。然るに巻煙草の製造などになると、煙草を切り、それを紙で巻き、更に又たそれに吸口を附けると云ふ風に、仕事を細かく分割することが出来るのであるから、即ち技術的條件を具備して居るのである。それで、技術的條件を缺くものには、分業は十分に行はれずして、之を具備するものに十分行はれるのである。第二の經濟的條件とは、販路の十分なることを云ふのである。即ち分業の結果、如何ほど勞力の能率が大きであつても、又た如何ほど品物が多く生産されても、これを賣捌くことが出来ないでは、分業は却つて損失を招く結果に終るから、行はれぬことになるのである。されば分業は販路の如何に依つて制限せられるものであると稱せられて居るのも、畢竟此の意に外ならぬのである。彼の片

田舎の商店などを見ると、萬屋と稱し、呉服物、雜貨類を初じめ薪炭油の類に至るまで、悉く同じ店で賣つて居るものが珍らしくないのに、都會に入れば、呉服物、雜貨類、薪炭等皆な賣店を異にして居るのみならず、織物の如きは舶來品と日本品とで、更に商店を異にし、分業が盛んに行はれて居るのである。又た醫師の例を見ても、田舎の醫師は、内科外科は云ふに及ばず、如何なる種類の病氣でも、一人で診断投薬をするけれども、東京の醫師になると、内科、外科の分業は元より、婦人科、小兒科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科と、それ／＼専門的に分れて居るのである。是れは即ち經濟的條件の充たされるや否やに因るのである。

## 第四章 資本

## 第一節 資本の意義

資本と云ふ語は、英語では *Capital* と云ふが元は羅句語から出たものである。其の意義は、時代に依つて異つて居る。先づ中世紀の頃には、初め利子と區別するが爲めに、貸した元金を意味する所の貨幣といふ意義に解した。然るに其の後、少しく廣義に解して、利益を得んが爲めに使用せられたる貨幣は總て之を資本と云ふことになつた。而して現今では、一層廣義に解して、資本と云へば、生産營利の爲めに用ひらるる貨幣以外の經濟財までも其の中に包含することになつて居るのである。資本の意義は、今日斯く廣義に解せられることになつたが、併かし、尙ほ學者に依つてその見地を異にする所から、解釋が區々であつて、未だ是れと一定して居らぬのである。それで、此等の諸論を一々茲に紹介することは、本書の目的でないから、暫らく之を省略して、茲には資本とは生産營利の用に供し又は供せんとする生産物なりと解して置くのである。そこで之を説明するならば、資本は生産營

利の用に供するものであるから、生産營利の手段になるものである。それ故、經濟財も生産營利以外のものに使用した場合には、資本ではないのである。そして又た之を斯く用ゐると否とは、所有者の勝手であるから、同じ財でも之れを用ゐる人に依つて、資本となり、又た資本とならぬことがあるので財に固有の性質ではなく一の抽象的概念である。例へば、自動車を使用するに就いても、之を疾走せしめて單に愉快を貪るといふだけならば、其の自動車は單純の使用財であつて、資本ではないが、其の自動車を貨物運搬の爲めに使用することになれば、今度は資本になるが如きものである。又斯く具體的に生産營利に用ひらるゝものは之を資本財 (*Capital goods*) と云はれる。次に資本は生産物であるから、人間の勞力を加へたものでなくてはならぬ。斯く云はゞ土地は資本なりや否やと云ふ疑が起つて來るのであるが、土地が資本であるか否かといふことは、實際に随分議論のある所で、元來土地は天然の與へて居るもので、之を増加することは出來ないし、又た存在の期限も永遠盡くる時のないものであつて、勞力を自然に加へて作り上げた普通の生産物とは、全く其の趣を異にして居るのであるから、自然の儘の土地は、資本の中に入れずに、「自然」と云ふ中に、生産の一要素として説明するのである。併かし自然の儘でない人の勞力を加へて出來上つた土地は、資本の中に入れるのである。又た經濟學者の中には知識・才能の如きもので、資本の中に入れる者があつたが、知識、才能の如き

ものは、生産物ではなく、唯だ努力の能率を有効にする要素たるに止まるものであるから資本の中には入らないのである。従つて是れは「努力」の中で説明すべきものである。

### 第二節 資本の構成要素

然らば、資本は實際如何なるものより成立つて居るかと言ふに、

- 一 粗製品、半製品、及び助成原料 家を造る材木、粘土は粗製品で、煉瓦、障子の框の如きは半製品である。此等のものは、それを以て或るものを造り、それが出来上つた上でも、尙ほ其の出来上つたもの、中に存在を認めることが出来るが、機關を運轉せしむる爲めに焚く所の石炭は、その使用が終れば灰となつて、石炭を使用して出来上つたもの、中に元の石炭の存在を認むることが出来ぬ。斯の如く其の使用と共に消失し去つて了ふものは、これ即ち助成原料と稱する所のものである。
- 二 機械器具 器具とは多く人力を以て動かすもの、機械は蒸気力、電気力等の如き動力を以て動かすものである。機械は資本の中で最も重要なものであるから、後段に於て説明を加へることにする。
- 三 建物 製造品を作る工場、物品を販賣する店舗、製造品を保存する倉庫、多數の人が集まつて賣買取引をする市場、その他鐵道、橋梁等の類である。

四 家畜 貨物の運搬又は土地の耕作に使用する牛馬、又は其の肉を食料に供し、その毛を織物の原料に供する豚、羊の如きものである。

五 土地の改良 排水、灌漑の設備、例へば溝渠の如き若しくは肥料を施されて肥沃となつたもの、如きである。

六 製造家の倉庫に在る製造品、商人の店舗に在る商品 これ等は一度消費者の手に入れば、資本の性質を失ふは勿論のことである。

七 運搬器 機關車、電車、客車、貨車、船舶、及び普通の車の如きものである。

八 通貨 通貨は普通代表的資本と稱せられて居る。現今の經濟組織に於ては總ての價格は、貨幣を以て示されて居るし、また資本の高も貨幣を以て言ひ現はされ之れを經濟的に利用するのを放資(Invest)と云はれて居る。それ故普通に人は貨幣を以て恰も資本の全體であるが如く考ふるけれども、決して全體ではないのである。

### 第三節 資本の種類

次に資本を區別すれば、第一には社會資本と個人資本とに區別せられる。これは資本を社會の目よ

り見るのと、個人の目より見るとに依る區別である。廣き社會の目より見れば、生産は新らしく社會に經濟財を造り出すものであるが、個人の目より見れば、必らずしも新らしく經濟財を造り出さずとも、交換その他の方法によりて利益を享けることが出来る。それ故社會資本は時に生産資本と稱せられ、個人資本は時に營利資本と稱せられる。

第二には固定資本と流通資本の區別である。固定資本とは、その使用さるゝ度毎に幾分づゝ效用を減ずるのは勿論であるが、それが極く輕微であつて、實際に於ては人の目にとまらず、かくて幾回となく使用に堪ゆる所のものである。例へば機械、建物の如きもの之れである。之に反して流通資本の方は、唯だ一回の使用を以て其の任務を終へる所のものである。原料品の如きは、その例である。但し、機械も製造家の手に渡りて据付けらるゝ前、即ちまだ商人の手に在つて販賣の目的物になつて居る間は、流通資本であると云はなければならぬ。又た貨幣は個人の目より見れば素より流通資本であるが、社會の目より見れば固定資本と見られる。而して固定資本も流通資本も、生産の要素として働く以上、絶えず之を補充する必要があるものである。

以上に於て大體資本の概念を説明したのであるが、抑も人は、遠き古に遡つて考へると生産するのに決して今日の如く盛んに資本を使用し複雑な生産をなしたものでない。現に今日でも、極めて幼

稚な社會に於ては、或は野に出で、果實を拾ひ、或は川に赴いて魚介を漁るといふやうに、單に自然に勞力を加へただけで資本を使用せずそれで以て欲望を満足させて居るものもある。此の如きは直接生産の方法である。併しながら唯だ直接生産の方法だけでは、到底十分満足な結果を收めることが出来ぬ。魚を取るにしても、釣針なり網なりを使用すれば、多く取ることが出来るが、此等の資本を使用しないでは多く取ることが出来ぬ。即ち資本を用ひて間接なる方法で生産に従事すれば、生産は容易で且つ多大の効果を收むることが出来るのである。是に於てか資本の利用といふことが漸次旺んになつて來て、今日の如く、苟くも生産と云へば、必らず資本を用ひて間接の方法を以てするにあらざれば、絶対に生産に従事することが出来ぬと云ふても過言でない有様になつて來た。斯くて資本は今日に於ては極めて重要視せられて今日の經濟組織を資本主義的生産時代と稱するに至つた。素より中には資本を否定せんとする者がないではなく、資本に對する攻撃も行はれる。併しながら、資本の效用を無視し、全然これを排斥することは不可能である。資本を攻撃するといふのは實は其の上に認められて居る私有財産制度を攻撃するのである。今日資本の勢力は、獨り一國內に限られて居るばかりではなく、國際間にも非常なる力を有して居る。能く國際的競争といふことを言ふが、實は此の競争も資本の競争であることが多い。即ち盛んに外國へ資本を放下して、其處に經濟上の根據を打立て